

長崎県埋蔵文化財センター調査報告書 第42集

長崎西役所跡

令和元年度・令和2年度範囲内容確認調査報告書

2022

長崎県教育委員会

長崎県埋蔵文化財センター調査報告書 第42集

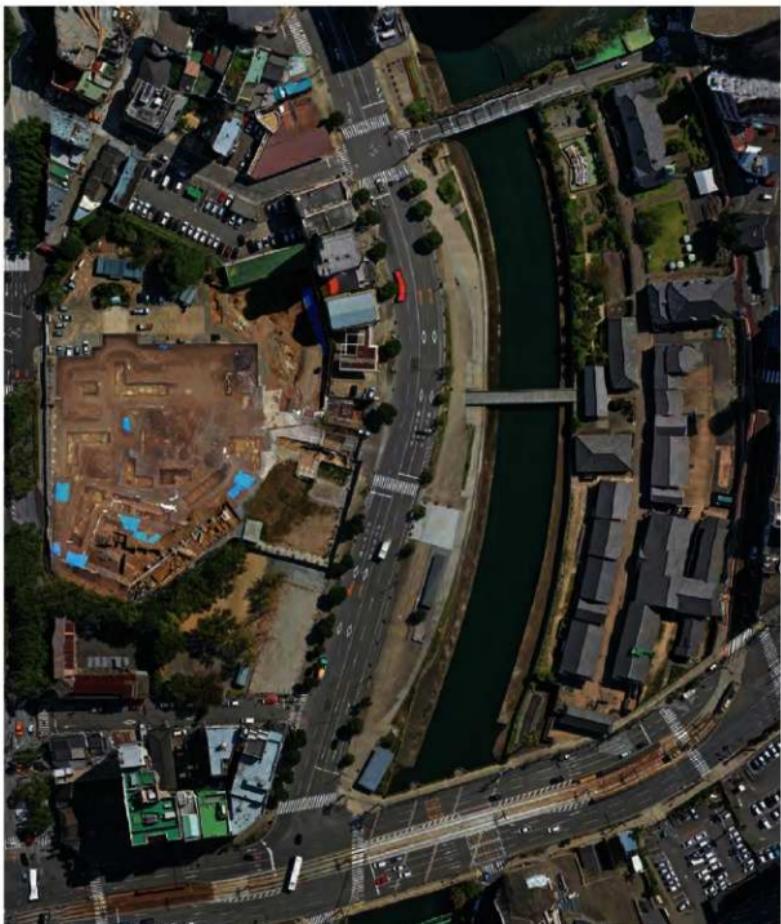
長崎西役所跡

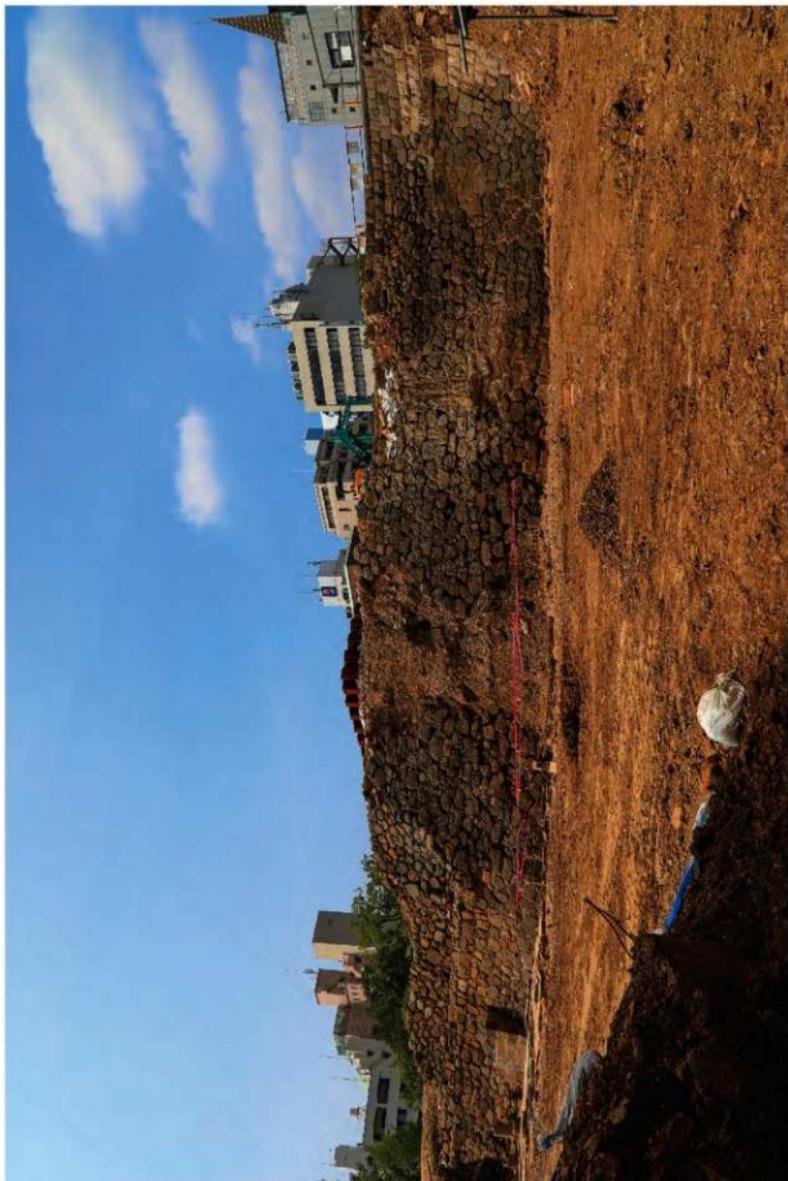
令和元年度・令和2年度範囲内容確認調査報告書

2022

長崎県教育委員会

調査地周辺広域オルソ合成図





石垣 1 全景



3次元データから生成した石垣1



石垣 1 根石檢出狀況



出土十字架文軒平瓦

刊行にあたって

本書は、令和元年度から令和2年度にかけて実施した長崎西役所跡の報告書です。

長崎西役所が置かれていた場所は、岬の教会、糸割符仲間会所、長崎奉行所西役所、初代から4代にわたる長崎県庁舎をはじめ、森崎神社があったとする文献等も存在するなど、重層的な歴史を有する場所です。

今回の発掘調査は、県庁舎跡地の開発計画に係る範囲確認調査、及び活用方法の検討資料として遺構の残存状況を確認するための内容確認調査として行いました。

調査の結果、江戸時代から昭和にかけての幾度となく修復された痕跡が残る長大な石垣、江戸時代の井戸跡と考えられる遺構や土坑のほか、明治時代に建築された3代目県庁舎の基礎、大量の近世陶磁器や瓦等が見つかりました。

あいにく、長崎奉行所の建物跡と思われる遺構や糸割符仲間会所、森崎神社、岬の教会に関連すると思われる遺構は確認できませんでしたが、今回の発掘調査の成果が、今後の県庁舎跡の利活用の一助となることを期待するとともに、調査に御協力いただいた皆様に感謝申し上げ、発刊のあいさつといたします。

令和4年2月28日

長崎県教育委員会教育長

平田 修三

例　言

1. 本書は、旧長崎県府跡地活用事業に伴い、令和元年度から令和2年度に実施した長崎西役所跡の発掘調査報告書である。
2. 本書は、跡地活用事業跡地活用検討費にもとづいて発行した。
3. 本事業は長崎県地域振興部県庁舎跡地活用室が事業主体となり、発掘調査主体は長崎県教育委員会が、発掘調査は長崎県教育庁芸術文化課と長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センターが担当した。発掘調査の長崎県遺跡調査番号は、NNY201905(令和元年度範囲確認調査)、NNY202002(令和2年度南側内容確認調査)、NNY202012(令和2年度西側内容確認調査)である。
4. 発掘調査において下記の業務委託を行った。

発掘調査支援

令和元年度範囲確認調査：扇精光コンサルタント

令和2年度内容確認調査（南側）：旧長崎県府跡地特定埋蔵文化財発掘調査共同企業体（扇精光コンサルタント・株式会社三基）

令和2年度内容確認調査（西側）：旧長崎県府跡地（西側）特定埋蔵文化財発掘調査共同企業体（国際文化財株式会社・株式会社三基）

5. 発掘調査及び報告書作成に係る指導、情報・資料提供など以下の方々に御指導・御協力いただいた（敬称略、順不同）

日本考古学協会、九州考古学会、坂井秀弥、服部英雄、北垣總一郎、宮武正登、高瀬哲郎、木下尚子、林一馬、立平進、岡林隆敏、宮下雅史、山口美由紀、田中学、伊藤敬太郎、矢田純子、古門雅高、田島陽子、新井実和、小川晴、小川一子、吉岡慈文、野澤哲朗、村上真祥、齋藤義朗、山口保彦

6. 平面直角座標は世界測地系を、方位は座標北を用いている。

本書に掲載した地質図は国土交通省ウェブサイト内にある「5万分の1都道府県土地分類基本調査（長崎県）表層地質図」(<https://nlftp.mlit.go.jp/>)を加工して作成したものである。

7. 本書に掲載した地形図は、国土地理院ウェブサイト内にある地理院地図「デジタル標高地形図長崎市中心部_2016年1月」(<https://maps.gsi.go.jp/>)及びそのデータを3D化したもの（国土地理院3D）を加工して作成したものである。

8. 本書に収録した遺物の実測図及び製図は、長崎県埋蔵文化財センターが行った。
9. 金属製品の透過エックス線撮影及び保存処理は、長崎県埋蔵文化財センター調査課（係長）片多雅樹、（文化財調査員）近藤佳恵が行った。
10. 本書の執筆・編集は瀬村が行った。
11. 本書に収録した遺物ID番号は登録ID「NNY201904-□□□」、「NNY201905-□□□」、「NNY202002-□□□」、「NNY202012-□□□」のID番号と一致する。また、収録した登録IDは遺物へ注記し遺物台帳に記載している。
12. 本書に収録した遺物・図面・写真類は長崎県埋蔵文化財センターに保管している。
13. 付論については、2009(平成21)年7月2日にまとめられた『「長か岬」の歴史変遷レポート』から関連する文献史の研究成果4本を転載した。このうち、故片岡弥吉氏の論文については、長崎純心大学の片岡留美子氏と上智大学キリストン文庫から掲載の許可をいただいた。原田博二氏、本馬貞夫氏、柴多一雄氏にいただいた玉稿のうち、原田博二氏の論文は、近年の研究成果を踏まえて執筆者本人が加筆を加えた。また、柴多一雄氏の論文は、執筆者の許可を得て事務局で時点修正を加えた。

本文目次

I. 遺跡の環境	1
1. 地理的環境	1
2. 歴史的環境	2
II. 調査に至る経緯	5
III. 調査の概要	7
1. 発掘調査の面積と期間及び調査体制	7
2. 発掘調査の方法	8
3. 整理作業・報告書作成	9
4. 總序と地形	12
(1) 基本層序	12
(2) 旧地形の復元	14
5. 調査の概要	18
(1) 遺構	18
(2) 遺物	18
(3) 遺構と遺物の報告について	19
(4) 江戸時代の遺構と遺物	20
①井戸跡	
②土坑	
③石垣	
④石垣裏込め	
(5) 近現代の遺構	48
(6) 遺物	54
IV. 総括	63
【引用・参考文献】	65
V. 付論	71

図目次

図 1 表層地質図	1
図 2 調査地周辺の地形 3D モデル	2
図 3 調査地と周辺の遺跡	3
図 4 調査地位置図	10
図 5 令和 2 年度南側内容確認調査 (NNY202002)	
調査区 A 遺物取り上げグリッド配置図	11
図 6 令和 2 年度西側内容確認調査 (NNY202012)	
調査小区位置図	11
図 7 NNY202002 調査区 A 基本層序	14
図 8 NNY202002 調査区 B 基本層序	15
図 9 NNY202012 基本層序柱状図	16
図 10 地山を確認した箇所の標高値	17
図 11 遺構配置図	20
図 12 SEO1	21
図 13 SEO1 出土遺物実測図	22
図 14 SEO2	23
図 15 SEO2 出土遺物実測図	24
図 16 SKO1	25
図 17 SKO1 出土遺物実測図 1	26
図 18 SKO1 出土遺物実測図 2	27

図 19 SKO2	28
図 20 SKO2 出土遺物	28
図 21 SKO3	29
図 22 SKO3 出土遺物	29
図 23 SKO4	30
図 24 SKO4 出土遺物	30
図 25 SKO5	31
図 26 SKO5 出土遺物	32
図 27 SKO6	33
図 28 石垣 1 平面図	36
図 29 石垣 1 立面図及び断面図	37
図 30 石垣 1 西側部分立面図	38
図 31 石垣 1 中央部分及び東側部分立面図	39
図 32 石垣 2 及び石垣 3 平面図	41
図 33 石垣 2 立面図及び立面オルソ図	42
図 34 石垣 3 立面図及び断面図	43
図 35 石垣裏込め部分平面図	44
図 36 敷地西側構造平面図	45
図 37 出土遺物実測図 1	55
図 38 出土遺物実測図 2	56
図 39 出土遺物実測図 3	57
図 40 出土遺物実測図 4	58
図 41 出土遺物実測図 5	59
図 42 出土遺物実測図 6	60
図 43 出土遺物実測図 7	61
図 44 長崎諸官公衙圖 長崎西役所	66
図 45 長崎諸役所絵図 舟番長屋	66
図 46 長崎惣町絵図 (部分)	67
図 47 旧長崎懸廄舎并警察部廳舍平面図	67
図 48 県庁舎及び県会議事院改築位置図	68
図 49 長崎懸廄舎并県會議事院平面図	68
図 50 調査成果と江戸時代の絵図との合成図	69
図 51 調査成果と 2 代目及び 3 代目県庁舎配置との合 成図	70

表目次

表 1 周辺の遺跡一覧	3
表 2 開発年表	4
表 3 SEO1 出土遺物一覧	23
表 4 SEO2 出土遺物一覧	25
表 5 SKO1 出土遺物一覧	28
表 6 SKO2 出土遺物一覧	29
表 7 SKO3 出土遺物一覧	29
表 8 SKO4 出土遺物一覧	31
表 9 SKO5 出土遺物一覧	32
表 10 出土遺物一覧	62

写真目次

【巻頭図版】	
巻頭図版 1	
写真 1 調査地周辺広域オルソ合成図	
巻頭図版 2	
写真 2 石垣 1 全景	

卷頭図版 3

写真 3 3 次元データから生成した石垣 1

卷頭図版 4

写真 4 石垣 1 根石検出状況

写真 5 出土十字架文軒平瓦

【写真図版】

写真 6 SEO1 調査状況(南から)

写真 7 SEO1 土層状況(東から)

写真 8 SEO2 検出状況(北から)

写真 9 SEO2 土層状況(北から)

写真 10 SK01 半截状況(西から)

写真 11 SK01 土層断面(南から)

写真 12 SK02 遺物出土状況(北から)

写真 13 SK02 検出状況(南から)

写真 14 SK02 半截状況(北から)

写真 15 SK03 検出状況(北から)

写真 16 SK03 半截状況(北から)

写真 17 SK04 検出状況(北から)

写真 18 SK05 検出状況(北から)

写真 19 SK05 半截状況(西から)

写真 20 SK06 検出状況(北から)

写真 21 SK06 半截状況(北から)

写真 22 石垣 1 全景合成写真(南から)

写真 23 石垣裏込め状況(南から)

写真 24 平成 22 年度石垣 2 検出状況(南から)

写真 25 平成 22 年度石垣 3 検出状況(南から)

写真 26 平成 22 年度石垣 4 検出状況(南から)

写真 27 令和元年度範囲確認調査(NNY201905)

空中写真(東から)

写真 28 令和元年度範囲確認調査(NNY201905)

TP13 検出レンガ造基礎 1(南から)

写真 29 令和元年度範囲確認調査(NNY201905)

TP13 検出レンガ造基礎 2(北から)

写真 30 令和 2 年度西側内容確認調査

(NNY202012) 検出レンガ造基礎 1(西から)

写真 31 令和 2 年度西側内容確認調査

(NNY202012) 検出レンガ造基礎 2(西から)

写真 32 令和 2 年度西側内容確認調査

(NNY202012) 検出明治時代生活面(西から)

写真 33 平成 22 年度範囲確認調査(NNY201004)

検出レンガ造基礎(南から)

写真 34 平成 22 年度範囲確認調査(NNY201004)

検出レンガ造基礎下の遺構検出状況(南から)

写真 35 平成 22 年度範囲確認調査(NNY201004)

検出レンガ造基礎(西から)

写真 36 平成 22 年度範囲確認調査(NNY201004)

検出遺構状況(東から)

I. 遺跡の環境

1. 地理的環境

遺跡の位置する長崎市街地中心部は、西彼杵半島と長崎半島の接合部からやや南に位置した長崎市の中心部に位置する。長崎市街地中心部は山裾のわずかな平地と金比羅山から南西方向に伸びる岬状の台地、台地周辺の埋立地である低地部によって形成されており、岬状の台地は地質的には第四期更新世の火山活動によって形成された「長崎火山岩類」と呼ばれる複輝石安山岩や同質の火山碎屑岩を基盤に、旧中島川と呼ばれるかつて河川が運搬したそれらの砂礫層で構成される万才段丘と称される標高は 11 m ~ 15 m の堆積段丘である。その岬状の台地の周辺に広がる低地部は主として近世以降に築出された中島川、浦上川及び海浜部の埋立地である。海岸は沈水海岸であるので海岸線は出入りが激しく、また、V 字谷が沈水しているので湾の深さも深いため長崎港は良港として知られている。堆積段丘上に形成された岬状の台地の先端部に位置する本調査地周辺の標高は、旧県庁舎本館が立地していた台地上で 9 m 程度、中島川沿いの低地部で 2 m 程度を測る。

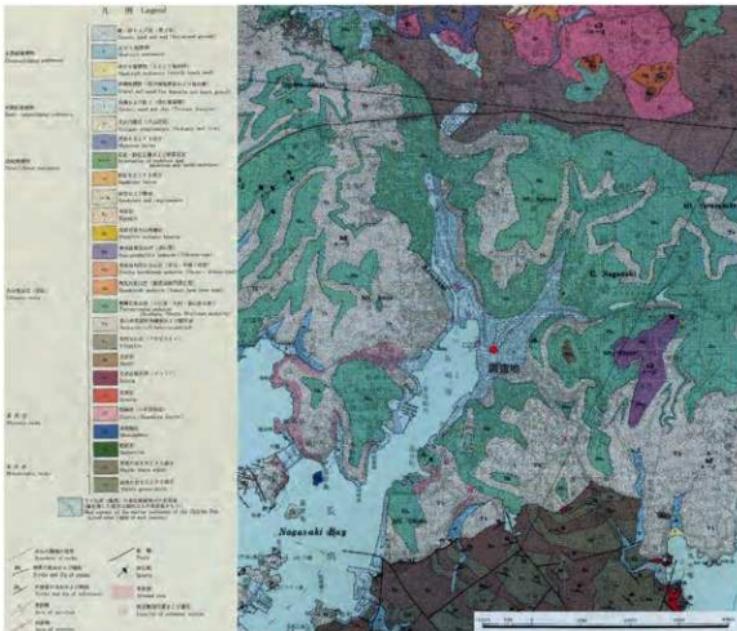


図 1 表層地質図

(国土交通省ウェブサイト 5万分の1都道府県土地分類基本調査「長崎」表層地質図データを使用し加工して作成)

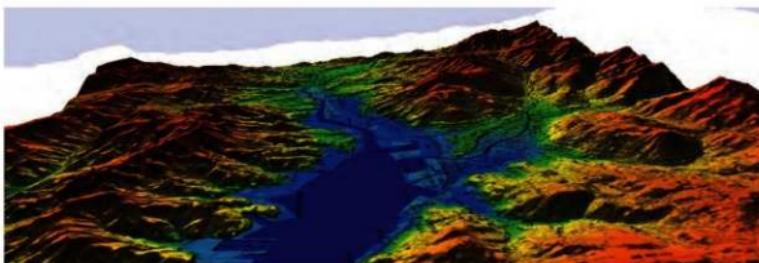


図2 調査地周辺の地形3Dモデル

※中央の山から突き出す低い岬状の段丘の先端が今回の調査地

(国土地理院ウェブサイト内地理院地図「デジタル標高地形図 長崎市中心部 2016年1月」データを使用し加工して作成)

2. 歴史的環境

調査地周辺には、南に出島和蘭商館跡、銅座町遺跡、新地唐人荷藏跡、唐人屋敷跡、小島養生所跡及び関連遺跡、北の台地上に万才町遺跡、興善町遺跡、桜町遺跡、勝山町遺跡、八百屋町遺跡、上町遺跡、炉粕町遺跡、長崎奉行所跡、岩原目付屋敷跡、金屋町遺跡、低地部に樺島町遺跡、五島町遺跡、築茶町遺跡、脈町遺跡、栄町遺跡、魚の町遺跡、麿屋町遺跡が所在する。『近世長崎』の様子をうかがい知ることができる近世期の遺跡が主体であるが、このような近世遺跡の調査時にも縄文土器、弥生土器、黒曜石片などの遺物、特に磨崖壁面では繩文時代晩期土器とドングリ貯蔵穴、万才町遺跡や興善町遺跡では青銅鏡、箱式石棺墓、栄町遺跡では古代の石帶、興善町遺跡では石製五輪塔が出土・確認されており、從来、「開港以前は寒村であった」といわれていた長崎市街地中心部が、6町の町建て前から人々が継続的に生活していたことが近年の発掘調査の成果からわかってきていている。

遺跡の所在地には、6町の町建て時にはポルトガルのイエズス会宣教師フィゲイレドによって小さな教会（サン・パウロ教会堂）が建てられたとされ、豊臣秀吉による禁教政策の影響で断絶があるものの、幾度かの建て直しや増改築工事を経て、1593（文禄2）年の再建の翌年にはイエズス会本部が教会敷地内に置かれた。1601（慶長6）年には「被昇天のサンタ・マリア教会」が落成し、教会は信者の増加とともに順調に発展を遂げるもの、1614（慶長19）年のキリストian禁制によって教会、鐘楼、時計台が破壊され、その歴史を閉じる。

江戸時代になると、教会跡地には系割符宿老会所が設けられるが、1633（寛永10）年に発生した火災で本博多町にあった長崎奉行所東西屋敷が消失、系割符宿老会所も類焼した。

これを契機に両者で敷地を交換し、以後当地は東西奉行所屋敷が隣接する長崎奉行所の敷地として利用される。1663（寛文3）年に発生した大火では、またも東西屋敷が焼失する。奉行所は再建されるものの、東西屋敷が同一箇所にあると全滅のおそれがあるため、1673（延宝元）年に立山に東屋敷を移転し（立山役所）、旧奉行所は西役所と称した。

西役所は基本的には立山役所が機能不全に陥った際の予備の政府としての位置づけで使用されており、長崎奉行の交代時は、新たに着任する奉行は、先に西役所に滞在し、前任奉行が立山役所を離れたのちに立山役所に着任することとなっていた。

西役所は1718（享保3）年に老朽化のため全面改修されたほか、1812（文化9）年に石火矢台場に改裝されるなど小規模な増改築が行われながら幕末を迎える。幕末には1853（嘉永6）年にロシア使節団



図3 調査地と周辺の遺跡 (長崎県教育委員会「長崎県遺跡地図」を使用して加工)

表1 周辺の遺跡一覧

番号	遺跡名	番号	遺跡名	番号	遺跡名
1	長崎西役所跡	9	金屋町遺跡	17	岩原目付屋敷跡
2	桜島町遺跡	10	桜町遺跡	18	磨屋町遺跡
3	万才町遺跡	11	魚の町遺跡	19	銅座町遺跡
4	塙町遺跡	12	上町遺跡	20	出島和蘭商館跡
5	勝町遺跡	13	勝山町遺跡	21	新地唐人荷敷跡
6	栄町遺跡	14	八百屋町遺跡	22	唐人屋敷跡
7	五島町遺跡	15	伊柏町遺跡	23	小島養生所跡及び関連遺跡
8	岡善町遺跡	16	長崎奉行所跡	24	高島秋帆旧宅

との会見が西役所で行われ、1855（安政2）年には所内に海軍監督所と活字判擧立所が設置された。幕末の終末期には長崎奉行が長崎を脱出して支配権を放棄する。以後西役所は長崎會議所と改められ、明治を迎える。

明治時代になっても、西役所跡には長崎裁判所（後に長崎府）が置かれ、引き続き長崎の政治的中心地

となっている。長崎府庁が立山に移転後、しばらくは広運館と呼ばれる学校になるが、1873（明治6）年には県庁と学校の土地建物の交換が行われ、1874（明治7）年に初代県庁が開庁される。しかしながら新築した庁舎は翌年の暴風雨で倒壊し、1876（明治9）年には2代目県庁が開庁する。

2代目県庁舎は老朽化に伴い解体新築され、3代目県庁舎は1911（明治44）年に完成した。開庁にあたっては、前年に完成した県会議事院とあわせて落成式が挙行され、3日間一般に観覧された。3代目県庁舎は以後30年余り機能するが、1945（昭和20）年の原爆投下に伴う火災によって全焼してしまう。

戦後、主な県庁機能は立山町に建設した仮庁舎にしばらく移されることになるが、最終的には1953（昭和28）年に4代目の県庁舎完成後に再移転が行われた。この4代目県庁舎も老朽化、狭隘化と耐震性不足の課題が指摘され、5代目の県庁舎が2017（平成29）年12月に長崎市尾上町に落成し、2018（平成30）年1月から順次、新庁舎で業務が開始された。4代目の県庁舎は同年10月に解体に着手し、2019（令和元）年10月に第三別館を残し解体され、現在に至っている。

表2 開連年表

西暦	和暦	主な出来事
1571	元龜2年	長崎の町建てが行われ、岬の奥底の臺に小さな教会（サン・パウロ教会堂）が建てられる
1592	文禄2年	豊臣秀吉の命で、サン・パウロ教会取り壊される
1593	文禄3年	サン・パウロ教会再築
1594	文禄4年	イエズス会本部が教会堂地内に置られる
1601	慶長6年	被昇天のサンタ・マリア教会が建てられる。教区大神学校が建てられる
1603	慶長8年	被昇天のサンタ・マリア教会に塔が建てられる
1614	慶長19年	被昇天のサンタ・マリア教会が破却・焼却される
	慶長19年以降	教会跡地に糸割符宿老会所が設置される
1633	寛永10年	糸割符宿老会所火災により頃焼。本博多町の長崎奉行所の敷地と糸割符宿老会所の敷地を交換。西屋敷再建、東屋敷再建
1639	寛永16年	敷地が狭いため、西屋敷東側の高木作右衛門宿宅と江戸町の町人屋敷5ヶ所の土地を得て奉行所の東屋敷を建てる
1663	寛文3年	寛文の大火で焼失。同屋敷再建
1673	延宝元年	立山に薦役所が移され、立山役所と改称。以降、この地にある長崎奉行所は西役所と称される。西役所は基本的には予備の政所
1674	延宝2年	東屋敷跡に船着屋が建てられる
1678	延宝6年	西役所、火災により一部消失
1698	元禄11年	西役所、火災により一部消失
1718	享保3年	老朽化ため全壇改修
1744	延享元年	西役所を瓦葺に改める
1808	文化5年	フェートン号事件、奉行松平図書守、西役所内で自刃
1812	文化9年	震場（台場・石火屋長蔵）の設置
1852	嘉永4年	西役所内に括子板櫓立所を置く
1855	安政2年	西役所内に海軍伝習所を置く
1857	安政4年	西役所内に医学伝習所を置く
1868	慶応4年	1月、西役所内に長崎会議所を置く 2月、九州鎮撫長崎守督府（長崎裁判所）を置く 5月、長崎裁判所を長崎府にあらためる 8月、長崎府を、改設した立山役所跡に移し。西役所跡は広運館となる
1873	明治6年	立山の県庁舎と西役所の広運学校を交換。県庁舎新築が決まる
1874	明治7年	7月28日 初代長崎県庁が建てられる
1874	明治7年	8月20日 初代長崎県庁台風で倒壊
1876	明治9年	2代目長崎県庁舎が建てられる
1880	明治13年	2代目長崎県庁舎埋棗部落成
1911	明治44年	3代目長崎県庁舎、長崎県議会議事院棟が建てられる
1945	昭和20年	原爆後の火災で3代目長崎県庁舎が焼失
1953	昭和28年	4代目長崎県庁舎が建てられる
2019	令和元年	4代目長崎県庁舎解体

II. 調査に至る経緯

1953(昭和28)年3月に完成した長崎県庁舎は、狭隘化により1963(昭和38)年8月に増築したもの、庁舎の老朽化、狭隘化による執務室の分散化、耐震性不足といった問題を抱えていた。そのため、1971(昭和46)年12月、長崎県議会に「県庁舎建設特別委員会」を設置し県庁舎建て替えについて議論を開始した。

1989(平成元)年3月に長崎県は「県庁舎建設整備基金条例」を制定して建設整備のための基金の積立を開始し、1998(平成9)年2月、長崎県議会「県庁舎建設特別委員会」にて「魚市跡地を建設候補とする意見が大勢」との委員長報告が行われ、同年9月、長崎県知事が長崎県議会で「建設場所は長崎魚市跡地を最適」と表明した。

この表明によって、長崎魚市跡地の埋立て事業が計画され、埋立工事は2009(平成21)年7月に完了するが、これに並行して2008(平成20)年7月から翌2009(平成21)年2月にかけて民間懇話会である「県庁舎整備懇話会」が開かれ、2009(平成21)年2月に「魚市跡地が最適」と知事への提言が行われた。また、2008(平成20)年10月から2009(平成21)年5月にかけて長崎県議会に「県庁舎整備特別委員会」が置かれ、2009(平成21)年5月に長崎県議会の意見書が議決され、翌2010(平成22)年に「県庁舎整備基本構想案」が策定・公表された。

このように長崎県の旧長崎魚市跡地への移転が決まっていく中で、長崎県跡地となる場所の活用を検討するための議論も始まる。

2009(平成21)年2月に県市での検討機関である県庁舎跡地活用プロジェクト会議が設置され、2009(平成21)年8月10日に県庁舎が移転した場合の跡地活用について検討するため、有識者や地元関係者等で構成された「長崎県庁舎跡地懇話会」が設置される。懇話会は3回にわたり開催され、2010(平成22)年1月に基本理念等が提言された。提言では、基本的な方向として、①集い、交流を通じて魅力や価値を創造する場、②歴史性への配慮、③都市核としての象徴性、④周辺との調和と波及効果の4つを全て満たすべきものであること、期待される活用方法として、①芸術・文化の新たな創造発信拠点②魅力や価値の体験・学習の場③歴史・文化を実感できる空間が例示されている。その際、長崎県跡地の文化的、歴史的意義については、「『長か岬』の歴史変遷レポート」としてまとめられている。また、この間の2009(平成21)年8月21日から8月29日までの期間で県内における埋蔵文化財の残存状況を確認するための範囲確認調査が実施された。

2010(平成22)年11月15日から2011(平成23)年2月18日にかけては、「県庁舎跡地活用懇話会」からの提言や、県議会からの意見を踏まえ、県庁舎敷地における埋蔵文化財の包蔵範囲や石垣の築造年代を確認するための範囲確認調査(NNY201004)が実施された。調査の結果、明治時代に建築された県議会議事院棟のレンガ造基礎や石垣、土坑が確認され、調査結果を基に作成された「埋蔵文化財等の調査結果」では、①本館と第1別館部分を「攢乱されている可能性が高いエリア」、②前庭から南門部分を「開発の際に本格的な発掘調査が必要となる範囲を推定」、③「江戸時代の石垣は残す方向で検討」、④第3別館を「貴重な遺構であり、保存活用する際は耐震補強が必要」、⑤「江戸期の石積、明治期の庁舎遺構の取り扱いについて検討が必要」として位置づけられている。

2011(平成23)年には県庁跡地活用に関するニーズ調査、2012(平成24)年3月に「県庁舎跡地活用アイデア・ワークショップ」を開催し、跡地活用のアイデアを求め、2012(平成24)年7月に基本理念等を踏まえ、跡地の具体的な活用案(用途・機能)について検討するため、「長崎県県庁舎跡地活用検討懇話会」を設置した。

懇話会はテーマ別に複数のグループに分かれた分科会形式をとり、計10回開催され、跡地に期待される具体的な用途・機能の主要機能候補として「多目的広場機能」「歴史・情報発信機能」「ホール機能」の3つの機能、主要機能候補を補完する附帯機能候補として「展望機能」「観光情報機能」「飲食・物販機能」「バスペイ・駐車場機能」が跡地活用時に期待される機能として、2014(平成26)年3月に提言としてまとめ

られ、翌 2014（平成 26）年 4 月に長崎県知事に提出された。

2014（平成 26）年 9 月に第 1 回都市再生委員会が開かれ、まちづくりにおける県庁跡地の利活用について議論が交わされた。この席上で長崎市から 1,000～1,200 席のホールを長崎県庁跡地に建設したい提案があつた。2015（平成 27）年 1 月には第 2 回都市再生委員会が開催された。

2016（平成 28）年 2 月には「県庁跡地の整備に向けた検討状況について」～長崎奉行所（西役所）の地を現代に生かす～」が作成され、同月の平成 28 年 2 月定例県議会において、多彩なイベント等により賑いを創出する最低 5,000m²以上の「広場」・歴史・観光情報の発信を行う交流の場や県都長崎に相応しい迎賓機能を備えた「交流・おもてなしの空間」・歴史あるこの地に相応しい文化の中心となる「質の高い文化芸術ホール」の 3 つの方向性を中心に、バスペイや駐車場、展望などの 5 つの附帯機能も併せ検討を進めていくこととし、現段階での想定として、『平成 30 年度に庁舎解体、平成 31 年度に埋蔵文化財調査を実施、令和 2 年度に工事着手』という今後のスケジュールが示された。

2016（平成 28）年にはバスペイや駐車場など交通関係の附帯機能整備や県警本部跡地の民間活力導入の可能性について委託調査を実施し、2017（平成 29）年 2 月定例県議会において「広場」「交流・おもてなしの空間」「質の高い文化芸術ホール」の 3 つの方向性を中心に整備に向けた具体的な検討を進めていくとの考えを県議会に説明、平成 29 年 9 月定例県議会で「広場」、平成 29 年 11 月定例県議会で「交流・おもてなしの空間」の検討内容を示した。

平成 30 年 11 月定例県議会で「県庁跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方」を県議会に説明し、2018（平成 30）年 11 月の知事定例記者会見で、長崎県知事は『長崎県は、旧県庁舎（長崎市江戸町）の跡地活用策について、3 年前（平成 27 年）に閉館した長崎市公会堂に代わる新たな「文化芸術ホール」を含め、再開発する方針を固めた』と発言した。

完成した長崎県庁新庁舎への機能移転が完了したのち、2018（平成 30）年 10 月から旧庁舎の解体工事が始まる。旧庁舎基礎解体工事に際しては地下に残存する遺構を破壊する事がないように工事立会（NNY201904、NNY202006）を実施した。

こうした中、平成 31 年 2 月定例県議会において「県庁跡地整備方針（案）」が示される。県庁跡地活用の具体的な整備の在り方が県民に示されたことで、県庁跡地に残っている遺構の詳細な調査と保存を求める声が学会や市民団体から挙がり、県庁跡地活用と埋蔵文化財の取り扱いが県民の関心事となっていくなか、旧庁舎が解体された 2019（令和元）年 10 月から当初予定通り長崎市によるホール建設に先立つ旧県庁跡地の遺構の存否確認を目的とした範囲確認調査（NNY201905）を実施した。この範囲確認調査の結果、県庁跡地敷地内に石垣や江戸時代の井戸跡、3 代目の県庁本館基礎が残存していることが確認されたことから、長崎県が「より詳細な調査が必要」との見解を示したことにより、2020（令和 2）年 1 月 30 日に長崎市は県庁跡地における市立ホール建設を断念した。県庁跡地の活用はこれまでの議論を踏まえ、あらためて検討を行うことになり、検討にあたって必要となる遺構の残存状況を確認する目的の遺跡内容確認発掘調査を令和 2 年度に 2 回（NNY202002、NNY202012）に分けて実施することになった。

III. 調査の概要

1. 発掘調査の面積と期間及び調査体制

令和元年度

期間：2019（令和元）年10月16日（水）～2020（令和2）年1月15日（水）

面積：1,016m²

調査組織

調査主体者 長崎県教育委員会

事務局

草野 悅郎 長崎県教育庁学芸文化課長

田中 勝利 長崎県教育庁学芸文化課総括課長補佐

岩尾 哲郎 長崎県教育庁学芸文化課参事

田川 正明 長崎県教育庁学芸文化課課長補佐

発掘調査担当者

濱村 一成 長崎県教育庁学芸文化課主任文化財保護主事

前田 加美 長崎県教育庁学芸文化課文化財保護主事

調査支援

扇精光コンサルタンツ株式会社

池井 英次 現場代理人

井立 尚 主任調査員

副島 和明 現場測量補助

織田 健吾 現場測量補助

杉本 茂喜 現場測量補助

本多 達也 現場測量補助

令和2年度

（南側内容確認調査）

期間：2020（令和2）年5月19日（火）～2020（令和2）年10月20日（金）

面積：1,296m²

（西側内容確認調査）

期間：2020（令和2）年11月5日（木）～2021（令和3）年2月26日（金）

面積：1,392m²

調査主体者 長崎県教育委員会

事務局

草野 悅郎 長崎県教育庁学芸文化課長

山道 繁 長崎県教育庁学芸文化課総括課長補佐

麻生 正登 長崎県教育庁学芸文化課参事

田川 正明 長崎県教育庁学芸文化課課長補佐

発掘調査担当者

濱村 一成 長崎県教育庁学芸文化課主任文化財保護主事

前田 加美 長崎県教育庁学芸文化課文化財保護主事

田中亜貴子 長崎県教育庁学芸文化課会計年度任用職員

調査支援

(南側内容確認調査)

旧長崎県庁跡地特定埋蔵文化財発掘調査共同企業体（扇精光コンサルタント・株式会社三基）

池井 英次 現場代理人

井立 尚 主任調査員

織田 健吾 調査員

古賀 明緒 調査員

副島 和明 現場測量補助

杉本 茂喜 現場測量補助

(西側内容確認調査)

旧長崎県庁跡地（西側）特定埋蔵文化財発掘調査共同企業体（国際文化財株式会社・株式会社三基）

魚住 周作 現場代理人（2020(令和2)年12月31日まで）

青山 宗靖 現場代理人（2021(令和3)年1月1日から）

長林 大 主任調査員

青山 宗靖 調査員（2020(令和2)年12月31日まで）

古賀 明緒 調査員

梅木 信宏 調査員

令和3年度（整理作業、報告書作成作業）

調査主体者 長崎県教育委員会

事務局

寺田 正剛 長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター所長

加治 直美 長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター総務課長

松元 一浩 長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター係長

整理作業担当者

濱村 一成 長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター主任文化財保護主事

前田 加美 長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター主任文化財保護主事

2. 発掘調査の方法

令和元年度の範囲確認調査は2019（令和元）年10月16日（水）から2020（令和2）年1月15日（水）の期間、試掘トレーナーをTP1からTP18までの名称を付して実施した。試掘坑の規模や形状は、測量図や航空写真に絵図情報を重ねて、絵図や文献等記録上の「岬の教会」、長崎奉行所、西役所、船番長屋、歴代県庁舎等の所在位置を予測することで設定した。検出した石垣については、3次元レーザー測量を実施するとともに、正射写真（オルソ）を作成し、3次元モデルを生成した。

令和元年度の範囲確認調査で石垣と江戸時代の遺構が確認された範囲については、石垣の残存する範囲と石垣の下側に広がる江戸町の町屋部の遺構を確認することを主たる目的とした内容確認調査（南側）と、長崎西役所やそれ以前の時代の遺構を確認することを主たる目的とした内容確認調査（西側）で調査時期を分けて実施した。

内容確認調査（南側）は、2020（令和2）年5月19日（火）から2020（令和2）年10月20日（金）の期間で実施した。調査工程の関係から、調査区A、調査区B、調査区Cの3区に細分して実施し、遺物の集中がみられた調査区の一部については、世界測地系に基づいた4m×4mのグリッドを設定し遺物の取り

上げを行った。検出した石垣については、3次元レーザー測量を実施するとともに、正射写真（オルソ）を作成し、3次元モデルを生成した。また、石垣カルテを作成した。

内容確認調査（西側）は2020（令和2）年11月5日（木）から2021（令和3）年2月26日（金）の期間で実施した。調査工程の関係から、調査区a、調査区b、調査区c、調査区d、調査区e、調査区fの6区に細分して実施した。

掘削深度については、原則として近世の遺構確認面までとしたが、近世以前の遺構面を確認するために一部は地山面まで調査を行った。また、明瞭な近代の遺構を確認した箇所は掘削を停止して遺構の現地保存に努めた。掘削は4代目県庁舎に関するものは重機でを行い、それより古い時代については人力で行った。排土については、敷地内に仮置きし調査終了時に埋め戻しに使用した。

検出した遺構については、今後の追跡活用に資することを目的として、検出したすべてを調査せず一部のみ調査を実施し、原則として半蔵または1/4蔵に留めた。検出した遺構のうち石垣については、透水被害による土中での石垣の崩落を防ぐため土のうで危険箇所を養生し不透水シートで覆ったのち、さらに土のうで押さえることで不透水シートと石垣を安定させ、その上に仮置きした排土で埋戻しを行った。また、その他の遺構や遺構検出面については、ブルーシートと土のう（必要に応じて一部は砂）で養生した上で埋戻しを行い遺構の現地保存に努めた。遺物は調査小区（またはグリッド）毎、層位毎、遺構毎に取り上げた。

なお、令和元年度及び令和2年度以前の調査については、平成21年度の2009（平成21）年8月21日から8月29日までの期間で敷地内に2箇所、平成22年度の2010（平成22）年11月15日から2011（平成23）年2月18日に敷地内外に計14箇所の試掘坑を設定し、範囲確認調査を実施している。

3. 整理作業・報告書作成

令和元年度範囲確認調査（NNY201905）終了後の2020（令和2）年2月から発掘調査現場内の出土品仮保管スペースにおいて一部先行して整理作業を実施し、2021（令和3）年4月からは記録類と出土遺物を長崎県埋蔵文化財センターに移動し報告書作成に向けた整理作業を実施した。遺物の整理は、接合、ID番号付与、拓本、実測、写真撮影、デジタルトレースの流れで行った。金属製品の保存処理は、透過エックス線撮影後にメスを用いて錆取りを行いベンゾトリアゾール溶液に数秒浸した。なお、摩耗が激しく図柄等が視認できない銭貨の一部については「研ぎ出し法」による処理を行った。

図 4 調査地位置図

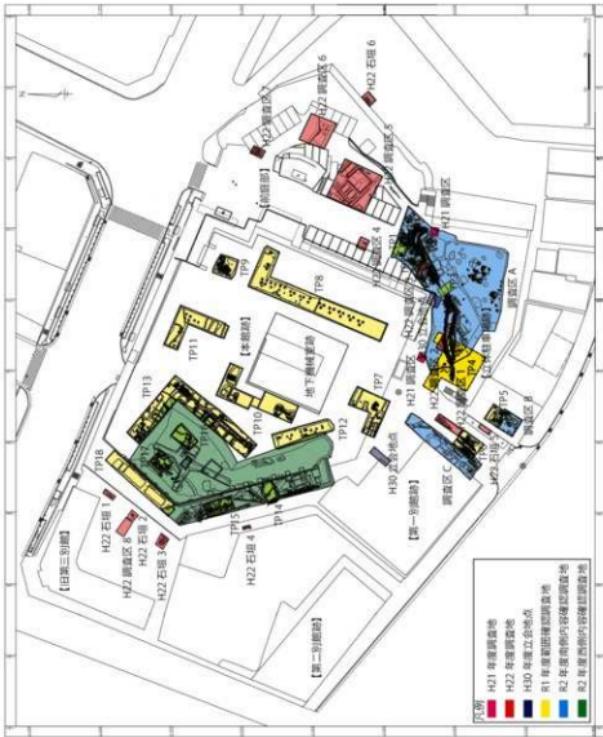
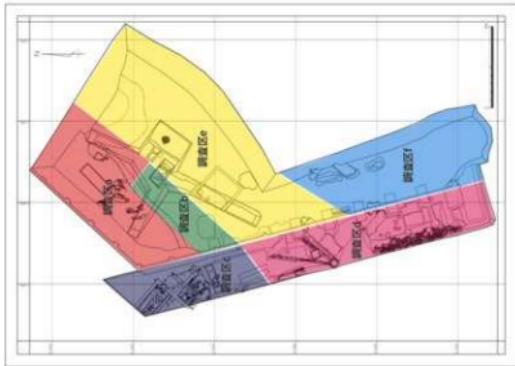
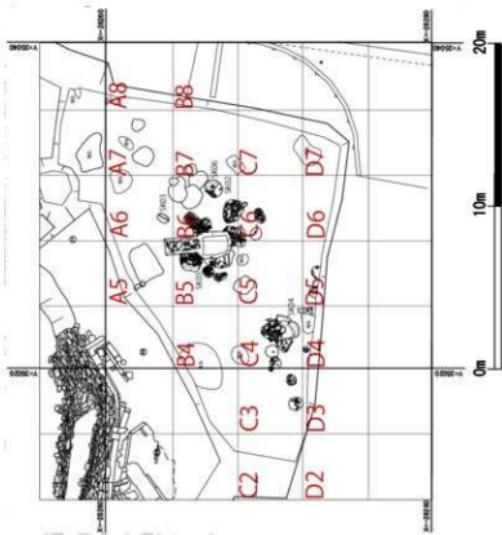


図 6 合和 2 年度西側内容確認調査 (NNY202012) 調査小区位置図 (S=1/600)

図 5 合和 2 年度南側内容確認調査 (NNY202002) 調査区 A
遺物取り上げグリッド配置図 (S=1/300)

4. 層序と地形

(1) 基本層序

調査地の大半は歴代県庁舎建築時の削平行為により遺構や遺物包含層は消失していた。ここでは調査地を理解するための層序として、

- ・江戸時代の層序が残っていた南側石垣の石垣より外側部分である NNY202002 調査区 A
- ・江戸時代の層序が残っていた南側石垣の石垣より外側部分である NNY201905TP5 及び NNY202002 調査区 B
- ・近代の盛土層である敷地西側部分の NNY202012

の 3箇所の層序を示して説明する。

近世遺構面で掘削を停止するという調査方針による制限もあり、きわめて限定的な情報に基づいてあるが、層序を NNY201905TP5、NNY202002 調査区 A、NNY202002 調査区 B で以下のように整理した。なお、調査区 A と調査区 B 及び調査区 B に隣接する NNY201905TP5、近代の盛土層である NNY202012 の 3 地点で土層の堆積が異なっており、同一用語の使用による混同を避けるため、NNY202002 調査区 A の基本層序を「2002A-□層」、NNY201905 及び NNY202002 調査区 B の基本層序を「2002B-□層」、NNY202012 の基本層序を「2012-□層」として報告する。

【NNY202002 調査区 A 基本層序】

- ・2002A-1 層：昭和 20 年代の造成工事に伴う埋土。大量のレンガ片や近世陶磁器、近代陶磁器、瓦を含む。
- ・2002A-2 層（近代第 1 層・近代第 1 面）：暗褐色混礫土層（Hue2.5YR3/3）
昭和初期頃までの陶磁器類を含む。検出面が近代第 1 面。
レンガ造の建物基礎やタイル張りの床などを確認した。2002A-1 層によって埋められていたことから、年代の下限は昭和 20 年代の造成工事までと思われる。
- ・2002A-3 層（近代第 2 层・近代第 2 面）：暗褐色混礫土層（Hue2.5YP3/3）
明治時代から昭和初期頃の陶磁器類を含む。検出面が近代第 2 面。
近代遺物が出土する。アマカワと石材で作られた溝を確認している。
- ・2002A-4 層（近世第 1 層・近世第 1 面）：暗褐色混礫土層（Hue2.5YR3/3）
江戸時代中期から江戸時代末期頃の陶磁器を含む。検出面が近世第 1 面。
土坑等の遺構を多數確認した。土坑等の遺構の中から江戸時代から明治時代初期頃までに製作された陶磁器などの遺物が出土した。出土遺物の中に「明治 9 年」の年号をもつ一銭硬貨があることから、少なくとも 1876(明治 9) 年までは生活面として機能していたことがわかる。
- ・2002A-5 層（近世第 2 層・近世第 2 面）：淡褐色土層（Hue2.5Y4/2）
江戸時代前期頃から江戸時代後期頃までの陶磁器類を含む。検出面が近世第 2 面。
土坑を確認した。土坑から江戸時代後期に製作された陶磁器などの遺物が出土した。
- ・2002A-6 層（近世第 3 層・近世第 3 面）：暗黄褐色混礫土層（Hue2.5Y5/6）
江戸時代初頭から前期頃の陶磁器類を含む。検出面が近世第 3 面。
検出面から 16 世紀末から 17 世紀初頭頃の中国景德鎮窯の磁器が出土した。
遺構の中から 16 世紀末頃の中国漳州窯の磁器片が出土した。
- ・地山：明黄褐色硬質土層 (HUE2.5Y6/8)
非常に硬く締まった土質。

【NNY201905TP5 及び NNY202002 調査区 B 基本層序】

- ・2002B-1 層（近現代層）：暗褐色混疊土層（Hue2.5YR3/3）
近現代の瓦片・巨礫・陶磁器片が出土した。
- ・2002B-2 層（近世第1層・近世第1面）：淡褐色土層（Hue2.5Y4/2）
検出面が近世第1面となる。やや粘性のある土質で、若干礫を含む。層中から江戸時代の瓦・陶磁器が出土した。
- ・2002B-3 層（近世第2層・近世第2面）：暗黃褐色混疊土層（Hue2.5Y5/6）
検出面が近世第2面となる。やや粘性のある土質で、10cm程の礫を含む。土坑を確認した。江戸時代の瓦・陶磁器が出土している。
- ・2002B-4 層：淡褐色砂層（Hue10YR5/6）
砂層。この地がかつて川辺もしくは浜辺であったことをうかがわせる。無遺物層。
- ・2002B-5 層：暗灰色褐色粘質土層（Hue7.5Y5/1）
非常に粘性が強い。やや赤みを帯びており、鉄分の沈着が確認できる。長期間水に浸かる環境であったことをうかがわせる。無遺物層。
- ・2002B-6 層：暗褐色混疊軟質土層（Hue7.5YR3/3）
礫を多く含む軟質な土。無遺物層。
- ・2002B-7 層：礫層
湧水によって掘削停止

【NNY202012 基本層序】

- ・2012-1 層（現代層）：4代目県庁舎建設に伴う土。擾乱層。
- ・2012-2 層（近代第1層）：
3代目県庁舎建設に伴う盛土層。細分すると3種類の土色や土質が異なる土と瓦層による互層をなす。出土遺物は近世の盛土層に比べて極端に少ないため、範囲確認調査（NNY201905）では盛土中の土塊の中から出土した近世陶磁器の年代観からこの土層と土層中の土塊を近世土坑と近世の盛土層であると認証していた。NNY202012調査でこの盛土層の下に近代の生活面があり、その下は地山であることを確認したことで、以前の検討結果が誤認であることがわかり、この土層についての正確な情報を得ることが出来た。
- ・2012-3 層（近代第2層）
焼土層。出土遺物は江戸時代後期から明治時代にかけての陶磁器類。
- ・2012-4 層（近代第2層・近代第1面）
検出面が近代第1面。極めて限定期的な調査面積であるが、石列や側溝のほか、石を漆喰で固めた土間状の平坦面を確認した。3代目県庁舎建設時に埋められたと思われるため年代の下限は明治40年ごろと思われる。検出面の標高値が敷地西側に現存する石垣の間知石による新しい積み方と古い積み方の石垣が切り替わる標高値にはほぼ等しいため、明治時代の初めころにこの高さまで削平を受けたものと思われる。今回の調査において遺物は出土しなかった。
- ・地山

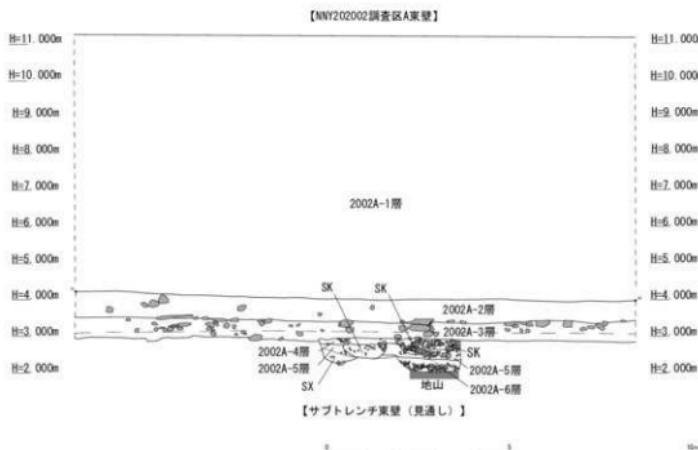
【基本層序のまとめ】

NNY202002調査区Aでは近世の生活面が3面、NNY201905TP5及び202002調査区Bでは近世の生活面が2面あることがわかった。NNY202002調査区AとNNY201905TP5及び202002調査区Bで盛土や生活面に相違があることについては、NNY202002調査区Aが長崎西役所に付随する舟番長屋の敷地内で、NNY201905TP5及び202002調査区Bは長崎西役所及び付随する舟番長屋の敷地外であったため、「土地

をいじる」行為のタイミングが異なっていることに起因していると思われる。

また、NNY202012 の範囲とした敷地西側は明治時代の初めころに一度大きく削平を受け土地が狭くなり、その後明治 40 年代の 3 代目県庁舎建設の際に再び石垣を積み直したことで明治時代初めの削平部分を埋めた結果、現在の土地の高さとなったことがわかった。

なお、平成 22 年度に実施した範囲確認調査 (NNY201204)において、敷地東側の 4 代目県庁舎前庭部分は 3 代目県庁舎に併設する県議会議事院棟の基礎工事時に現地表面から約 260cm 剥削していることが確認されている。



【土層記註】

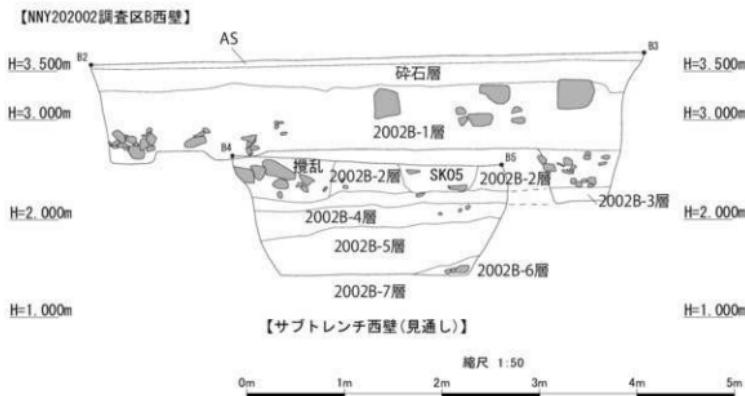
- 2002A-1層 昭和20年代の造成工事に伴う埋土。
大量的レンガ片や近世陶磁器、近代陶磁器、瓦を含む。
- 2002A-2層（近代第1層・近代第2層）
昭和初期頃までの陶磁器類を含む。検出面が近代第1面。昭和20(1945)年の原爆投下時の地表面と思われる。
- 2002A-3層（近代第2層・近代第2面）
昭和色泥壁土層 (Hue2 5YR3/3) 明治時代から昭和初期頃の陶磁器類を含む。検出面が近代第2面。検出面が近代第2面。
- 2002A-4層（近世第1層・近世第1面）
暗褐色泥壁土層 (Hue2 5YR3/3) 江戸時代中期から江戸時代末期頃の陶磁器類を含み。検出面が近世第1面。検出面では明治時代初期の陶磁器類や錢貢が出土する。10cm~30cm程度の標高が多く含む錢貢など。
- 2002A-5層（近世第2層・近世第2面）
深褐色土層 (Hue2 5Y4/2) 江戸時代前期頃から江戸時代中期頃までの陶磁器類を含む。検出面が近世第2面。やや粘性のある土質であり、若干の縞を含む。
- 2002A-6層（近世第3層・近世第3面）
暗褐色泥壁土層 (Hue2 5Y5/6) 江戸時代初期から前期頃の陶磁器類を含む。検出面が近世第3面。
- 地山
明黄褐色硬質土層 (Hue2 5Y6/8) 非常に硬く締まった土質。

図 7 NNY202002 調査区 A 基本層序

(2) 旧地形の復元

今回の調査地は岬状の台地の先端部にあたることがわかっているが、あらためて調査地の本来の地形について、調査で得られた土層データ、レベリング値、土層断面図作成の際に計測した地山の標高値を基に推察していく。

調査地は万才段丘と呼ばれる河岸段丘上にある岬状の台地の先端部に所在している。このことを調査地における地山の計測値でみていくと、調査地の中央部で地山が確認された標高値は NNY201905 の結果による



【土層註記】

- 2002B-1層(近現代層)
暗褐色混疊土層(Hue2.5YR3/3)近現代の瓦片・巨礫・陶磁器片が出土した。
- 2002B-2層(近世第1層・近世第1面)
淡褐色土層(Hue2.5Y4/2)
検出面が近世第1面となる。やや粘性のある土質で、若干礫を含む。層中から江戸時代の瓦・陶磁器が出土した。
- 2002B-3層(近世第2層・近世第2面)
暗黃褐色混疊土層(Hue2.5Y5/6)
検出面が近世第2面となる。やや粘性のある土質で、10cm程の礫を含む。土坑を確認した。江戸時代の瓦・陶磁器が出土している。
- 2002B-4層
淡褐色砂層(Hue10YR5/6)
砂層。この地がかつて川辺もしくは浜辺であったことをうかがわせる。無遺物層。
- 2002B-5層
暗灰色褐色粘質土層(Hue7.5Y5/1)
非常に粘性が強い。やや赤みを帯びており、鉄分の沈着が確認できる。長期間水に浸かる環境であったことをうかがわせる。北から南へ傾斜しており、これは旧地形を示しているものと思われる。無遺物層。
- 2002B-6層
暗褐色混疊軟質土層(Hue7.5YR3/3)
礫を多く含む軟質な土。東から西へ傾斜している。無遺物層。
- 2002B-7層
礫層。湧水によって掘削停止。当地点での地山になると思われる。

図 8 NNY202002 調査区 B 基本層序

と標高値 7.0m 前後とほぼ水平となっている。これは土層や遺構の状態から歴代県庁舎建築時の土木工事による削平行為によって水平になったもので本来の地山の位置を示していないことがわかる。敷地西側では県庁舎建設時に削平を受けなかった地山が山状に残っている箇所が確認されたことからも標高値 7.0m が本来

【NNY202012基本層序】

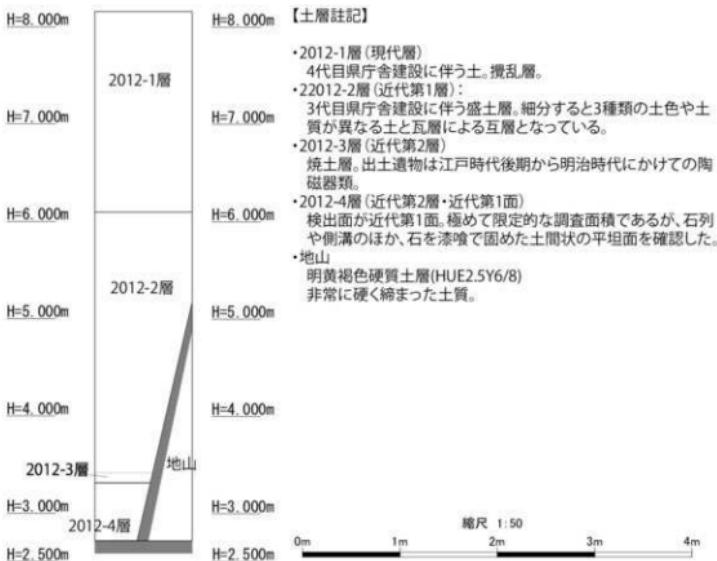


図 9 NNY202012 基本層序柱状図

の地山の高さではなく、あくまで「土木工事による削平を受けたあととの結果」としての地山検出面であり、その標高値であることがわかる。同様に南側のスロープ部分も標高値 5.2m、4.6m と南側に向かい傾斜するが、この傾斜も現況スロープの勾配に合わせたもので本来の地山の傾斜ではない。

石垣の上側部分において地山の標高値が最も高い値を計測したのが、南側石垣の裏側にあたる地点で標高 9.5m となる。一方で石垣下の NNY202002 調査区 A での地山の標高値は 2.1m、NNY202002 調査区 B で湧水により掘削を停止した標高値が 1.4m となっており、計測データとしてわかるだけで敷地南側において石垣の上(内)側と下(外側)で少なくとも 7.4m の標高差があることがわかる。

敷地西側については、石垣より上(内)側で地山を確認した地点の標高値が 8.0m、NNY202012 で近代面の下に地山を確認した標高値が 2.8m、西側石垣の外側の調査区である NNY201004 石垣 2 で地山を確認した標高値が 1.7m であることから、西側部分でも少なくとも 5.1m の標高差があることがわかる。

敷地東側については、平成 22 年度の調査 (NNY201004) データから、石垣の上(内側)で標高値 8.0m、石垣 6 で標高値 2.0m となり、少なくとも 6.0m の標高差があることがわかる。

このように調査地である岬の先端が急激に高低差のある海食崖状の地形が想定される一方で、湧水で掘削を停止した NNY202002 調査区 B の土層では砂層を含む自然堆積層が複数層確認されていることから、岬の先端は海食崖に波が打ち付ける場所だけではなく崖の下には砂浜がある程度展開していたと思われる。

敷地北側については標高値 7.0m と議事院棟の直下に地山を確認した箇所の標高値が 8.0m であり、この

標高値は今回の調査地より北側に展開する旧6町域での発掘調査で地山が確認された標高値より近似値かやや低い値となっているため、多少の土地の起伏はあったとしても基本的には地続きの土地であったことがわかる。

このように今回の調査地の旧地形については、

- ・西、南、東の三方に少なくとも4mの高低差をもつ岬状の先端に位置していたこと。
- ・岬は、西側と東側は段丘地形、先端部は海食崖で、崖の下には砂浜をもつ景観であったと思われること。
- ・中央部、西側、東側の地山の標高は、本来はより高い標高にあったが、歴代県庁舎建設時の削平行為によつて現在確認できる標高値になったこと。
- ・歴代県庁舎建設時に地山を一定標高値にそろえるような大規模な削平行為によって、石垣の上（内）側にあった岬の教会、森崎神社、糸割符仲間会所、長崎西役所の建物遺構が存在していた生活面や盛土層も削平されてしまったこと。

が想定される。

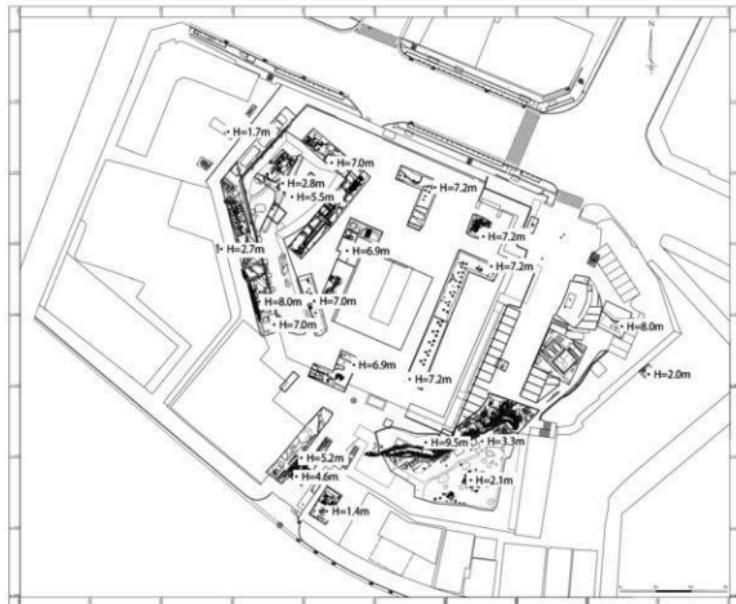


図10 地山を確認した箇所の標高値

5. 調査の概要

(1) 遺構

今回の調査では江戸時代から4代目県庁舎建築で埋められる前の1953(昭和28)年までの遺構を確認した。

江戸時代の遺構としては井戸、土坑、石垣、石列である。このうち石垣については、近代以降も積み替えや積み足しなどの改修がされていることがわかった。近代以降の遺構としては、石垣の裏込め、レンガ造構造物、基礎遺構、石敷遺構、土坑、側溝、コンクリート構造物、便槽遺構、風呂場遺構、炊事場遺構、階段遺構である。

平成21年度から令和2年度の間に実施した各調査において確認した遺構の概要は以下のとおりである。

平成21年度は2箇所、平成22年度は14箇所の試掘坑を設定し調査(NNY201004)を実施した。平成21年度の調査では遺構は確認できなかったが、平成22年度の調査(NNY201004)では、石垣1、石垣2、石垣3、石垣4、石垣6、調査区1、調査区2で石垣を確認した。また、石垣3で井戸、調査区2で基礎遺構、調査区4で土坑、調査区5、調査区6、調査区7では、土坑、側溝、レンガ造基礎を確認した。レンガ造構造物については3代目県庁舎時代の県議会議事院棟の基礎と思われ、基礎を敷設するために地表面から約2.6m掘削されており、レンガの下にはコンクリートの土台があり、更にその下にはコンクリート施工でみられる「捨て石」が敷き詰められていた。側溝や土坑については基礎敷設工事による破壊を免れたもので、2代目県庁舎の時代かそれより古い時代の遺構として報告されている。(注1)

令和元年度範囲確認調査(NNY201905)で調査を行った18箇所の試掘坑では、TP1、TP2、TP4、TP6、TP14で石垣及び石垣の裏込め、TP1、TP5で土坑、TP9で井戸、TP5、TP6で石列、TP10、TP13、TP14、TP16、TP18でレンガ造構造物、TP8、TP9、TP10、TP11、TP13で敷石遺構、TP15でコンクリート造構造物と便槽遺構を確認した。TP2の石垣は平成22年度の調査(NNY201004)の続きである。TP10などで確認したレンガ造構造物は3代目県庁舎本館及び付属屋の基礎と思われ、平成22年度の調査(NNY201004)で確認した県議会議事院棟の基礎と同様の構造でレンガの下にはコンクリートの土台があり、更にその下にはコンクリート施工でみられる「捨て石」が敷き詰められていた。TP8などの敷石遺構については3代目県庁舎本館のレンガ造基礎の最下部に敷設されていた「捨て石」と思われる。(注2)

令和2年度南側内容確認調査(NNY202002)では、石垣、土坑、石列、基礎遺構、風呂場遺構、炊事場遺構、階段遺構を確認した。土坑は江戸時代の土坑と近代の土坑を確認した。基礎遺構は平成22年度の調査(NNY201004)、令和元年度範囲確認調査(NNY201905)で確認した基礎遺構の続きで、この調査で直角に曲がる建物基礎であることを確認した。階段遺構は石垣の上部裏側を掘削する調査を実施中に確認したことから、県議事院棟が建築された1911(明治43)年より古いといふことがわかっている。風呂場遺構はレンガ造、炊事場遺構はセメント造で石垣が埋められる時期に近い昭和時代の遺構と思われる。

令和2年度西側内容確認調査(NNY202012)では、井戸、石垣の裏込め、石列、土間、レンガ造構造物、コンクリート造構造物を確認した。レンガ造構造物については3代目県庁舎本館及び付属屋の基礎と思われる。コンクリート構造物についても3代目県庁舎にともなう附属屋の遺構、3代目県庁舎建築に伴う盛土の下で確認した石列と土間については3代目県庁舎建設時に埋められたもので、3代目県庁舎建築年の明治43(1911)年より古い遺構であると思われる。

(2) 遺物

庁舎解体に伴う工事立会(NNY201904)、令和元年度範囲確認調査(NNY201905)、令和2年度南側内容確認調査(NNY202002)、令和2年度西側内容確認調査(NNY202012)合わせてコンテナケースで112箱の遺物が出土した。内訳は土器、陶磁器、石製品、瓦、金属製品、ガラス製品、自然遺物で、近世陶磁器と近代陶磁器の出土が主体だが、近隣遺跡と比べて瓦の出土数が特に顕著である。

陶磁器について概観すると、国産、海外産共に15世紀代から16世紀初頭の陶磁器類の出土が見られる。

特に東南アジア産と思われる陶器類やスペイン産のオリーブオイル壺片が出土している。また、実測に耐えない破片が多いが、いわゆる「芙蓉手」とよばれる染付皿の出土数が多い。産地が肥前産と中国産の両方があり、国產については、1660年代の海外輸出向けに生産していた時期の製品と思われる芙蓉手磁器皿の破片と思われる。

瓦については、15世紀後半から戦後まで幅広い年代の瓦がある。瓦の調整については、コビキBは確認できるがコビキAは確認できなかった。また、キリスト教関係遺物でもある花十字文瓦や、瓦面に十字架文を配置した軒平瓦が出土した。

(3) 遺構と遺物の報告について

確認した遺構と出土遺物の報告については、今回、複数回に渡り再調査された場所や、ひとつの遺構について調査年次をまたがって調査していた箇所があるため、遺構遺構と遺物の報告方法は調査順ではなくNNY201904、NNY201905、NNY202002、NNY202012の調査内容を合わせて報告する。

遺構の報告については詳細な報告は原則として江戸時代の遺構とし、明治時代以降の遺構については概要報告のみとする。遺構略称と遺構番号については、複数回に渡り再調査された場所や、ひとつの遺構について調査年次をまたがって調査していた箇所を整理したことと、出土遺物や基本層序を踏まえて遺構の帰属する年代について再検討を行い一定の整理を行ったことから、今回の報告のために遺構略称と遺構番号を付与し直した上で報告することとした。よって、各調査時に付与した遺構略称や遺構番号と今回報告する遺構略称や遺構番号は一致していない。

また、遺構出土遺物とかく乱土を含む遺構以外から出土遺物を区別するため、遺構出土の遺物については、遺構の報告に統けて該当する遺構出土遺物の報告を行うこととした。このため、遺構、該当遺構出土遺物、遺構以外出土遺物の順で報告を行う。

なお、遺跡の全体像を把握する必要性から既報告である平成22年度に実施した範囲確認調査(NNY201004)調査報告の一部内容についても再掲する。

(注1) 平成22年度範囲確認調査(NNY201004)の調査結果については、

- ・長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第4集 長崎県埋蔵文化財調査年報19[平成22年度調査分] 2011 長崎県教育委員会

・河合 恭典、林 隆広「長崎西役所出土の土器～平成22年度範囲確認調査の出土資料紹介～」長崎県埋蔵文化財センター研究紀要第2号 2012 長崎県埋蔵文化財センター

で既に報告済み。

(注2) 令和元年度範囲確認調査(NNY201905)の調査結果については、

- ・長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第36集 長崎県埋蔵文化財調査年報28[令和元年度調査分] 2021 長崎県教育委員会
- で一部報告済み。

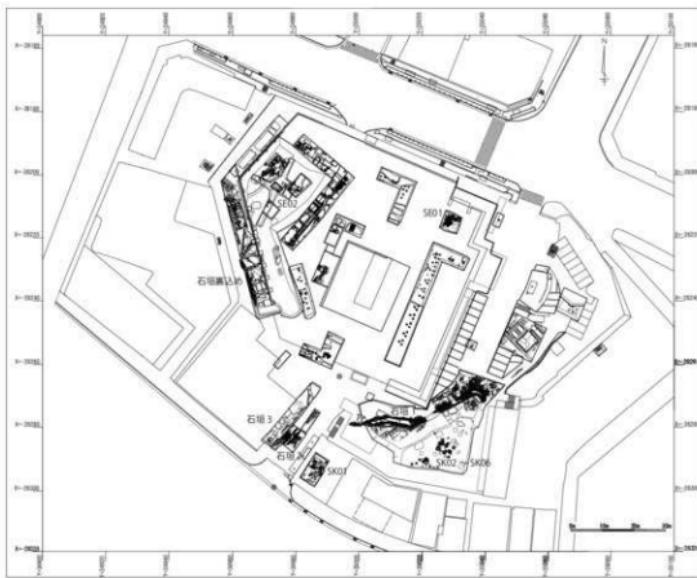


図 11 遺構配置図 (S=1/1500)

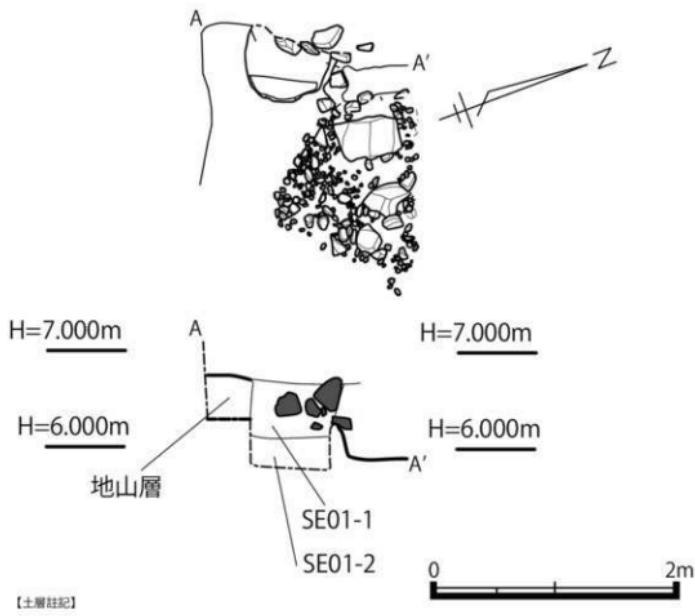
(4) 江戸時代の遺構と遺物

①【井戸跡】

SEO1

令和元年度範囲確認調査(NNY201905)のTP9調査時、試掘坑の南西隅で地山面において井戸跡(SEO1)1基を確認した。直上まで4代目県庁舎建設時の削平が及んでおり、井戸の上部は後世に削平され下部のみ残存しているものと思われる。地山を掘り込んでおり直径が80cmあり遺構壁面が垂直に落ちている。遺構の半分が試掘坑外に延びていたため不明な点もあるが、長崎市街地の発掘調査で確認される井戸跡及びSEO2と同様に遺構壁面が垂直に落ちていることから井戸跡である可能性が高い。遺構確認面から60cmまで掘削したが人力で掘削できる限界深度に達したため掘削を停止した。西役所絵図上のはぼ同じ位置に井戸が描かれているため、西役所の井戸である可能性が高い。

出土遺物は、1630～40年代を下限とする製品である。土器片が見つかっているが、これらは15世紀後半から16世紀前半の東南アジア産と思われる。



【土層註記】

SE01-1：黒褐色粘質土層 (Hue2.5Y3/1)

井戸と思われる遺構の埋土。5～30cm程の縄を含む。近代の陶器が出土した。

SE01-2：黒褐色粘質土層 (Hue2.5Y3/1)

井戸と思われる遺構の埋土であり、SE01-1 の下位に堆積している。縄中から近世の磁器等が出土した。

図 12 SEO1(S=1/40)



写真 6 SEO1 調査状況(南から)



写真 7 SEO1 土層状況(東から)

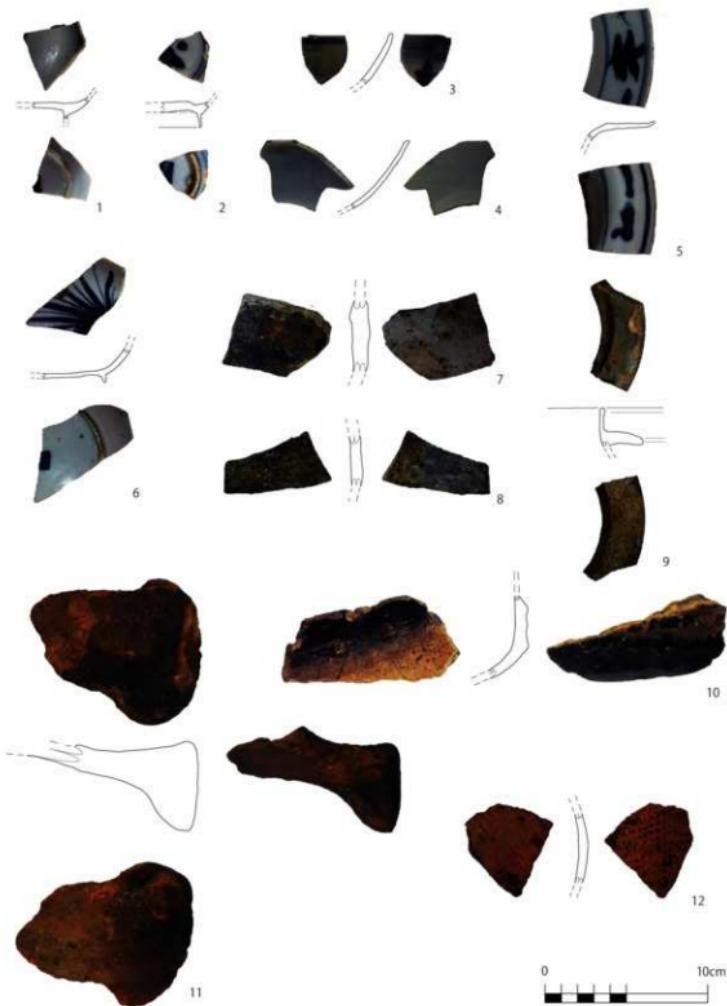


図13 SEO1 出土遺物実測図 (S=1/3)

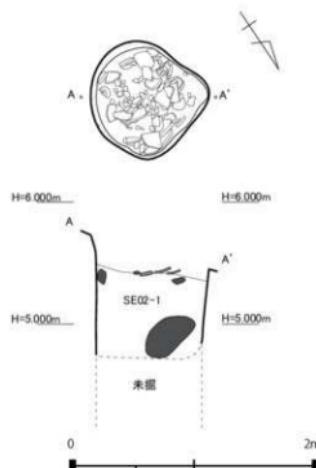
表3 SEO1 出土遺物一覧

番号	①	生産地	種類	目生地	調査名	層位・遺構面	日本			文様		年代・時期	備考
							口径	底径	高さ	内面	外面		
11905-0075	不明	青瓦	小杯	SEO1	TP9				1.3				
21905-0075	不明	青瓦	小杯	SEO1	TP9							詳細未定	
31905-0075	不明	青瓦	小杯	SEO1	TP9								
41905-0082	中國	青瓦	碗	SEO1	TP9								
51905-0082	中国	青瓦	碗	SEO1	TP9							圓錐	單瓦
61905-0077	不明	青瓦	口	SEO1	TP9								
71905-0083	不明	淡青瓦	瓦他	SEO1	TP9								被熱を受けている
81905-0083	不明	淡青瓦	瓦他	SEO1	TP9								被熱を受けている
91905-0083	不明	淡青瓦	瓦他	SEO1	TP9								被熱を受けている
101905-0083	不明	淡青瓦	瓦他	SEO1	TP9								
111905-0083	不明	土器	底付	SEO1	TP9								圓錐
121905-0083	不明	土器	底付	SEO1	TP9								

SEO2

令和2年度範囲確認調査(NNY202012)の調査区b調査時に地山面で確認した。直上まで4代目県庁舎建設時の削平が及んでおり、井戸跡の上部は後世に削平され下部のみ残存しているものと思われる。地山を掘り込んでおり直径が92cmあり遺構壁面は垂直に落ちる。確認面から72cmの深さまで掘削したが人力で掘削できる限界深度に達したため、振削を停止した。試みに調査員がビンポールで覆土を突き刺してみたところ、掘削停止面から60cmのところでビンポールが止ったため、掘削停止地点(遺構確認面からマイナス72cm)からさらにマイナス60cmで井戸の底に到達する可能性がある。また、この井戸は、これまで確認している西役所に関する絵図に描かれていない場所で確認した。

出土遺物は、陶器と瓦である。陶器は古い製作年代のものが多いが、瓦の中に棟瓦片が多くあることから、少なくとも18世紀代まで機能していたことがわかる。なお、瓦片の中には出土例が少ない「大」の字のある軒丸瓦もあった。



【土層記述】

SEO2-1 黒褐色粘質土層 (Hue10YR3/1)

井戸埋土。陶器と瓦を大量に含む。

掘削停止面からマイナス80cmでビンポールが止まる。

図14 SEO2 (S=1/40)



写真8 SEO2 検出状況(北から)



写真9 SEO2 土層状況(北から)



図15 SE02 出土遺物実測図 (S=1/3)

表4 SE02出土遺物一覧

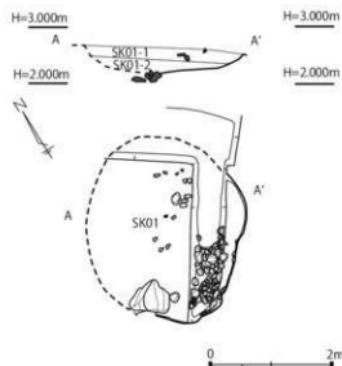
番号	ID	生産地	材質	器種	出土地	層位・調査区	寸法 (cm)	文様			年代・時期	備考
								口徑	底径	全高		
1	2012-0046	不明	土器	盆	SE02	調査区5	—	10.8	—	—	—	16世紀 豊臣のみ鑑定
2	2012-0052	日本	土器	地盤	SE02	調査区5	底径	底径	119	—	—	—
3	2012-0054	不明	土器	盆	SE02	調査区5	—	—	—	—	—	—
4	2012-4120	日本	瓦	新丸瓦	SE02	調査区5	—	—	—	—	—	巴文、「大」の字
5	2012-4121	日本	瓦	新丸瓦	SE02	調査区5	—	—	—	—	—	巴文
6	2012-4122	日本	瓦	新丸瓦	SE02	調査区5	—	—	—	—	—	巴文
7	2012-4130	日本	瓦	鳥張瓦	SE02	調査区5	—	—	—	—	—	巴文

②【土坑】

SK01

令和元年度範囲確認調査(NNY201905)のTP5調査時、2020B-3層(近世第2層・近代第2面)で検出した土坑である。法量は長軸280cm、短軸170cm、深さ25cmで、形状は楕円形を呈する。廃棄土坑と考えられる。

出土遺物は、景德鎮青花、漳州窯青花、東南アジア製陶器、国産陶器、国産磁器、瓦である。陶磁器は、中国製青花と陶器類が主体を占めており、国産磁器は極めて少数で年代は1630年代を下限とする。また、出土瓦のコビキは鉄線切り(コビキB)である。長崎におけるコビキBの出現は先行研究から1600年以降とされている。以上のことから、SK01の年代については1610年から1630年代と考えられる。



【土層記述】

SK01-1: 棕色土 (Hue10YR4/4)

瓦片・陶磁器片が出土する。

SK01-2: 棕色土 (Hue10YR4/6)

やや粘性があり、砾を若干含む。江戸期の瓦・陶磁器が出土する。

図16 SK01 (S=1/80)



写真10 SK01 半截状況(西から)



写真11 SK01 土層断面(南から)

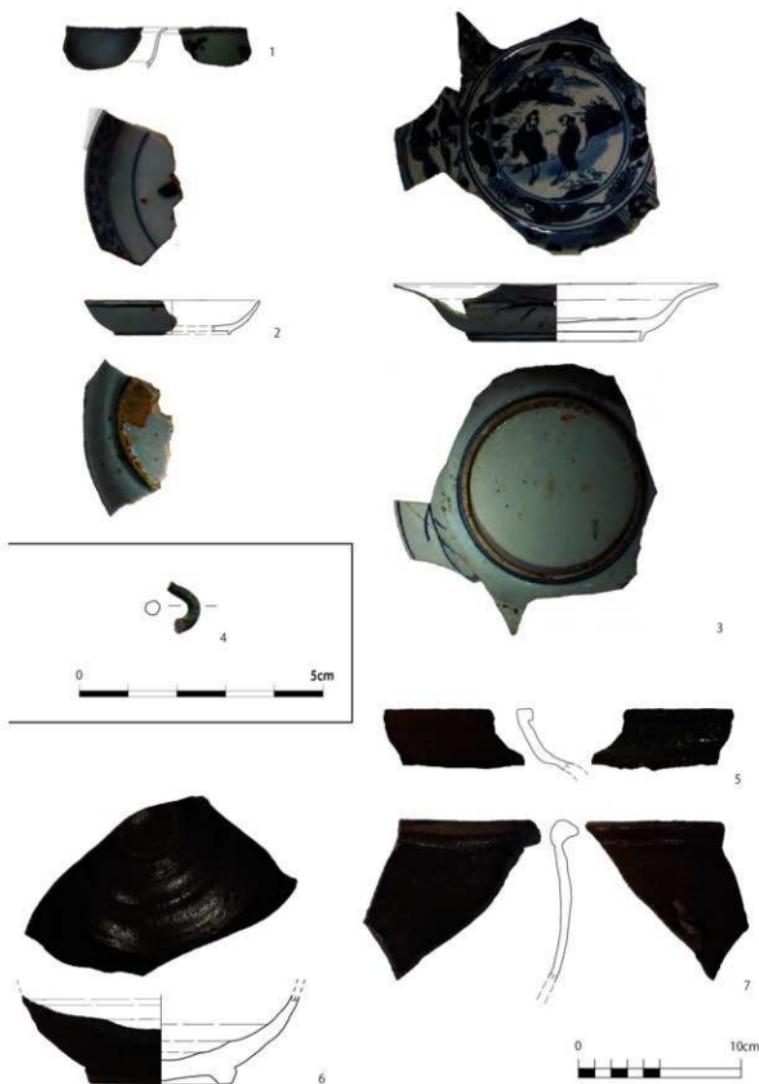


図 17 SK01 出土遺物実測図 1 (S=1/3 4 は S=1/1)

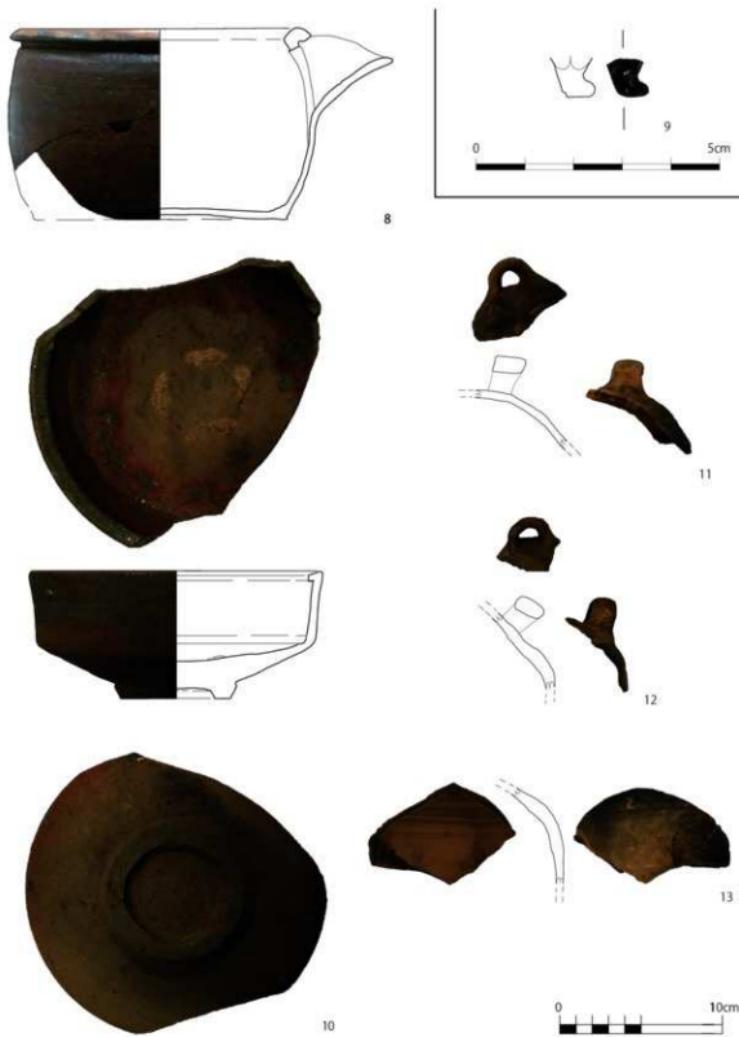


図 18 SK01 出土遺物実測図 2 (S=1/3 9 は S=1/1)

表5 SK01 出土遺物一覧

品番	ID	剖面 断面	出土地 出土地	層位・測量面 層位・測量面	口径 / 高さ / 全高 / 壁厚 口径 / 高さ / 全高 / 壁厚	寸法 (cm) 直径 / 高さ	文様 内面 外側 内外面	年代・時期 年代・時期	備考
1	1905-0056	中国・景德鎮窯 青花 小杯	SK01 TP5	2層	- / - / - / -	-	墨跡、花紋		
2	1905-0057	中国・景德鎮窯 青花 盆	SK01 TP5	2層	- / - / 2.1 / 0.2	-	墨跡	16~17世紀前半	
3	1905-0059	中国・景德鎮窯 青花 盆	SK01 TP5	2層	(20.0) / 15.0 / 3.6 / 0.4	人物文		16~17世紀前半	美忍子
4	1905-0060	不明 陶器 不明	SK01 TP5	2層	- / - / - / -	-			
5	1905-0065	中国? 陶器 甕	SK01 TP5	2層	- / - / - / -	-			
6	1905-0067	中国? 陶器 甕	SK01 TP5	2層	- / - / - / -	-			
7	1905-0064	肥前 陶器 瓦	SK01 TP5	1層	- / - / - / -	-			高台部露胎
8	1905-0081	東南アジア 陶器 片口	SK01 TP5	16.9 / 15.5 / 11.7 / -	-	-		16~17世紀前半	
9	1905-0068	不明 陶器 不明	SK01 TP5	-	/ / /	-			脚部
10	1905-0063	肥前 陶器 火入	SK01 TP5	-	/ / /	-		17世紀前半	灰胎
11	1905-0069	不明 土器 四耳壺	SK01 TP5	-	/ / /	-		16~17世紀前半	11. 12と同一個体3
12	1905-0070	不明 土器 四耳壺	SK01 TP5	-	/ / /	-		16~17世紀前半	10. 12と同一個体3
13	1905-0071	不明 土器 四耳壺	SK01 TP5	-	/ / /	-		16~17世紀前半	11. 12と同一個体3

SK02

令和2年度内容確認調査(NNY202002)の調査区A調査時、2020A-4層(近世第1層・近世第1面)B6グリッドで検出した土坑である。法量は長軸100cm、短軸80cm、深さ9cm。10cm程度の礫を含み、表面に炭化物が確認できる。全体的に覆土は薄くレンズ状に堆積している。

出土遺物は少ないが、確認できる遺物の年代観から遺構の年代は19世紀と思われる。

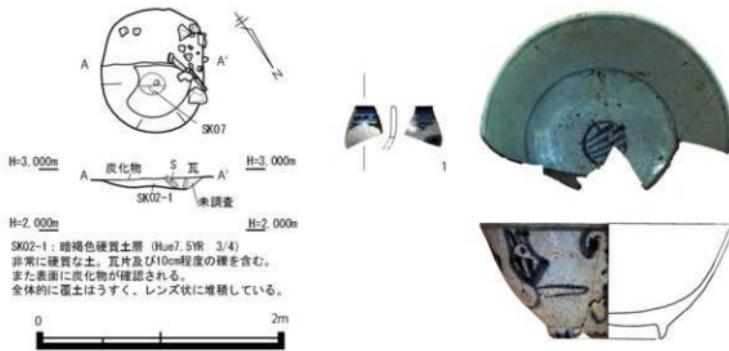


図19 SK02 (S=1/40)

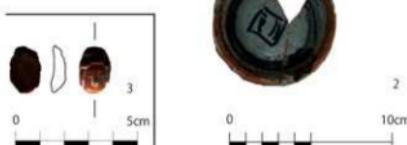


図20 SK02 出土遺物 (S=1/3 3は S=1/2)

写真12 SK02 遺物出土状況 (北から)



写真 13 SK02 検出状況 (南から)



写真 14 SK02 半截状況 (北から)

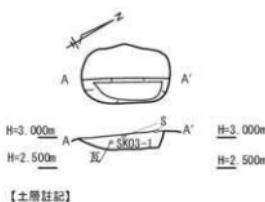
表6 SK02 出土遺物一覧

番号	ID	生産地	材質	器種	出土層	層位・遺跡名	寸法 (cm)			内側 瓦表面	外側 瓦表面	年代・時期	備考
							口径	高さ	幅				
1	2002-0102	新潟・三河内 染村	小坪	SK02 A	1層	古墳・墓葬	/	/	/	瓦表面	瓦表面	18~19世紀前半	
2	2002-0103	中国 青瓦	磚	SK02 A	検出時	15.8 / 6.9 / 7.2	19					18~19世紀前半	
3	2002-0102	日本 土製品	瓦	SK02 A	1層		/	/	23	/		18~19世紀前半 分失	

SK03

令和2年度内容確認調査(NNY202002)の調査区A調査時、2020A-4層(近世第1層・近世第1面)A6グリッドで検出した土坑である。法量は長軸70cm、短軸50cm、深さ15cm。4cm程度の玉石を含み炭化物を非常に多く含む。土色は炭化物の混入により若干の違いがあるがSK02に似る。

出土遺物は少なく細片ばかりであるが、中国宜興窯産と思われる破片が出土している。



【土管註記】
SK03-11：緑褐色硬質土層 (Hue10BG 3/1)
炭化物を非常に多く含む硬質な土。
層中に瓦片や4cm程度の玉石がある。

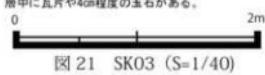


図 22 SK03 出土遺物 (S=1/3)

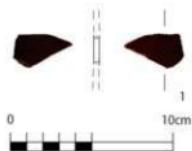


表7 SK03 出土遺物一覧

番号	ID	生産地	材質	器種	出土層	層位・遺跡名	寸法 (cm)			内側 瓦表面	外側 瓦表面	年代・時期	備考
							口径	高さ	幅				
1	2002-0103	中國・宜興窯	陶器瓦	不明	SK03-1	A	15.8	6.9	7.2			18~19世紀前半	



写真 15 SK03 検出状況 (北から)



写真 16 SK03 半截状況 (北から)

SK04

令和2年度内容確認調査(NNY202002)の調査区A調査時、C4 グリッドの2020A-4層(近世第1層・近世第1面)で検出した土坑である。法量は長軸210cm、短軸145cm、深さ43cm。5~40cm程度の礫を非常に多く含み、層中の礫には結晶片岩が含まれている。土色はSK02、SK03に似る。

出土遺物は17世紀から19世紀の製品と幅が広い。線描き文の皿や火入れの年代から遺構の年代は19世紀代と思われる。

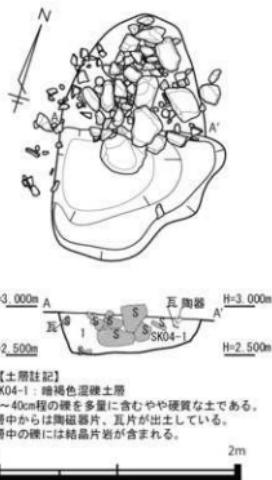


図 23 SK04 (S=1/40)



写真 17 SK04 検出状況(北から)

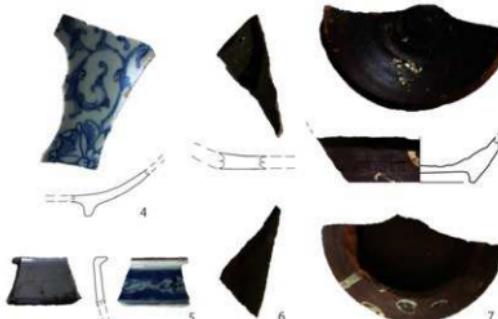


図 24 SK04 出土遺物 (S=1/3)

表8 SK04 出土遺物一覧

番号	ID	生産地、材質、器種	出土地 調査名 洞庭区	層位・遺構記	寸法(cm)			文様 瓦台面	外側 内側面	年代・時期	備考
					口径 瓦台面	底径 瓦	高さ 瓦				
1	2002-0051	肥前 染付 瓦	SK04 A	1層	/	/	/			17世紀中頃	芙蓉手
2	2002-0052	肥前 染付 瓦	SK04 A	1層	/	/	0.4			17世紀中頃	芙蓉手
3	2002-0053	中国 青花 小坪	SK04 A	1層	/	/	0.3			18~19世紀初半 漢朝磁器	
4	2002-0395	肥前 染付 火入	SK04 A	1層	/	/	/			18~19世紀初半	
5	2002-0326	肥前 染付 瓦	SK04 A	1層	/	/	2.4			18~19世紀初半	錦張さ
6	2002-0038	肥前 陶器 瓢	SK04 A	1層	/	/	/				鉢
7	2002-0353	肥前 陶器 瓢	SK04 A	1層	/	/	5.2			18~19世紀初半	鉢
8	2002-4041	日本 瓦 虎丸瓦	SK04 A	1層	/	/	/				古文

SK05

令和2年度内容確認調査(NNY202002)の調査区A調査時、B5 グリッドの2020A-5層(近世第2層・近世第2面)で検出した土坑である。法量は長軸116cm、短軸110 cm、深さ 29cm。5~15cm程度の礫を含んでいる。土色はSK02、SK03、SK04に似る。

出土遺物は17世紀から18世紀の製品がある。SK04と同じく17世紀中頃の肥前産芙蓉手皿も確認できるが、波佐見産の瓶の年代から遺構の年代は18世紀中頃になると思われる。

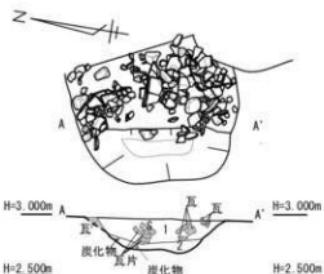


写真18 SK05 検出状況(北から)

【土壌注記】
SK05-1: 暗褐色混穢土層 (Hue7.5 SYR 4/4)
やや粘質な土。層中に瓦片、陶磁器片を含む。
また5~15cm程度の礫を含む。
SK05-2: 暗褐色土層 (Hue7.5 SR 3/3)
やや硬質な土。遺物は確認されない。炭化物が確認される。



図25 SK05 (S=1/40)



写真19 SK05 半截状況(西から)

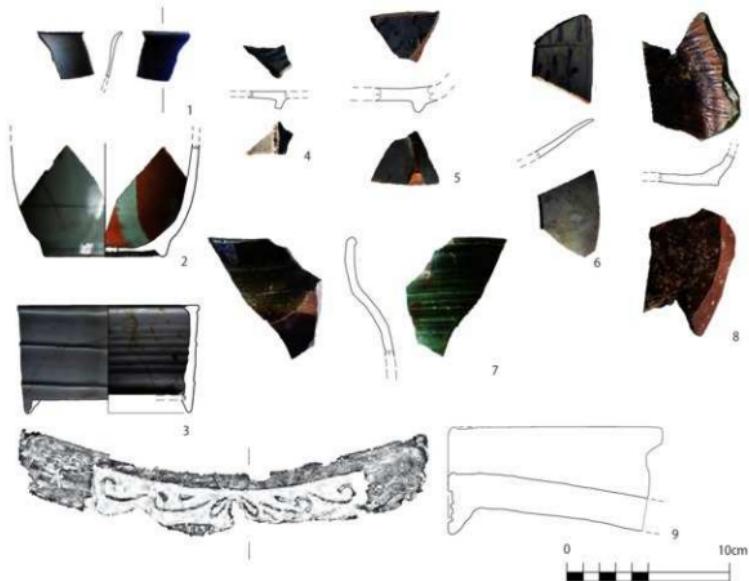


図 26 SK05 出土遺物 (S=1/3)

表 9 SK05 出土遺物一覧

番号	ID	種別 生産地	出土地 調査名	断面・薄標面 部位	寸法 (cm)				又様 内面 瓦当面	年代・時期	備考
					口径 / 非算定 / 全高 / 残存高 瓦当面 / 長 / 偏 / 厚	外芯 内外面					
1	2002-0076	肥前 磁器 小环	SK05 A	1層	- / - / - / - / -						福珠類
2	2002-0074	肥前・波紋見 染付 板	SK05 A	1層	- / - / - / - / -					18世紀	
3	2002-0080	肥前 磁器 大入	SK05 A	1層	- / - / - / - / -						白磁
4	2002-0087	中国 青花 小环	SK05 A	1層	- / - / - / - / -						
5	2002-0088	中国 青花 血	SK05 A	1層	- / - / - / - / -						
6	2002-0081	肥前 染付 血	SK05 A	1層	- / - / - / - / -					17世紀中頃	美濃手
7	2002-0085	不明 陶器 製	SK05 A	1層	- / - / - / - / -						二彩手
8	2002-0086	肥前 陶器 血	SK05 A	1層	- / - / - / - / -						
9	2002-0042	日本 五 粉平瓦	SK05 A	1層	- / - / - / 24.5 / 3.8	下日本式文書付					

SK06

令和2年度内容確認調査(NNY202002)の調査区A調査時、SK02の埋土を除去した面で確認したB6グリッドの2020A-6層(近世第3層・近世第3面)で検出した土坑である。法量は長軸24cm、短軸20cm、深さ14cm。

出土遺物は陶磁器片や瓦片であるが、いずれも実測に耐えない細片であった。

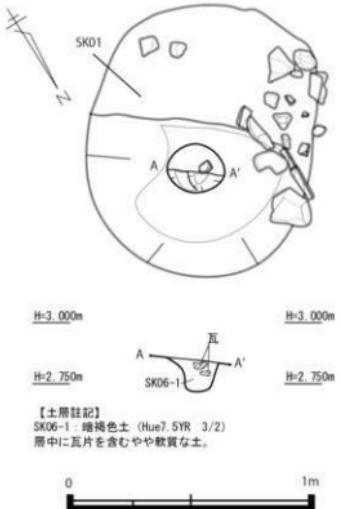


図 27 SK06 (S=1/20)

③【石垣】

石垣 1

(全体概要)

この箇所の石垣は、平成 22 年度範囲確認調査 (NNY201004) と令和元年度範囲確認調査 (NNY201905) に調査した際に部分的に確認したものを、令和 2 年度内容確認調査 (NNY202002) 調査区 A で全面的に検出したものであるため、過去調査部分もあわせて報告する。

県庁舎敷地南東部において長さ約 48.2m、高さ約 6.76m の石垣を確認した。根石部分については幅 3m のサブトレンチを一か所設定し調査を実施した。結果、昭和時代の生活面から深さ 0.5m のところで地山を整形したうえで根石が据えられていることを確認した。

説明のため、石垣 1 を 3 箇所に分け、それぞれ西側部分、中央部分、東側部分と呼ぶこととする。それぞれの長さは、西側部分で 20.2m、中央部分で 23.1m、東側部分で 4.9m となる。西側部分と中央部分で出隅になり、中央部と東側で輪取りの上に腹付けすることで入隅になるが、どちらも隅部角が鈍角となる。

石垣の段数は場所によって異なるが、おおむね西側部分で 19 段、中央部分で 20 段、東側部分で 15 段となる。ほとんどは石を上石の重みが下石二つの上になるべく等分にかかるように「品」字形に積み、その間に間詰石（まづめいし）を詰めていることによって横目地が通るように積まれており、西側部分の出隅部については新しい積み方である「谷積み」がみられる。

西側部分の石垣には、調査によって確認した戦前～戦後の生活面から 2.4 m の高さの位置に長さ 20 m、幅 1.2 m の小段がある。この小段は中央部分との出隅部近くまで続き、出隅近くの積み方は新しい積み方である谷積みになっている。また、高さ 1.0m、幅 3.4m の階段状遺構が一か所ある。階段状遺構は、おそらく小段に上り下りするために作られたものと思われる。

中央部分には高さ 6.76m、最大幅 5.4m、最小幅 3.9m に渡り石垣が崩落している箇所がある。



写真 20 SK06 検出状況 (北から)



写真 21 SK06 半截状況 (北から)

東側部分にも調査によって確認した戦前～戦後の生活面から高さ 3.5m の位置に長さ 3.9m、最大幅 0.6m の半円状の形状をした小段がある。後ろの石垣が輪取りになっており、輪取り部分を埋めるように直線状に石垣を腹付けした際にできた小段と思われる。

(使用石材)

石垣の石材には安山岩、玄武岩、泥岩、砂岩などいくつかの種類の岩石が使われている。

石垣として使われている石材の形については、自然石の平坦面をそのまま石垣の面として使用しているもの、矢穴技法によって石を割り石垣の面を作り出したもの、「ハツリ」技術によって石垣の面を作り出しているもの、自然石の面と角を多少加工したもの、梢円形の川原石を使い石垣の面が平坦でないもの、明治期以降と思われる縱長（高さ）横長（幅）ともに 0.4m の間知石など様々である。使用されている石材は古くが積み方は新しい箇所が見られるため、石材は積み替えの際に再利用したものと考えられる。また、アマカワと呼ばれる建築材料を石材の目地に詰めている所も散見される。

(使用石材の法量)

根石を確認した箇所から 3 段目まで（高さ 1.4m）の石垣の石材は、横長（幅）0.6～0.7m、縱長（高さ）0.3～0.4m と法量に規格性があり、石材を自然石の中から吟味して選んでいることがわかる。自然石の平坦面を石垣の面とし、石を上石の重みが下石二つの上になるべく等分にかかるように「品」字形に積み、その間に間詰石（まづめいし）を詰めていることによって、横目地が通るように積まれている。加えて矢穴技法の痕跡の残る石がない。根石の下は 15cm ほど小礫や瓦片を含んだ硬質な土が突き固められており、その下は地山であった。地山を削平して平らにした上で、掘削した地山の土に小礫や瓦片を混ぜた土である可能性が考えられ、「地業根切」（石垣の根石を据える箇所周辺の土地を水平にする造成工事。石垣を積むための作業場を設けるため、石垣を据える前面に平坦な面を設けることもある。この技術は江戸時代以前の中世城館・城郭にも使われている）を行っている痕跡と考えられる。

この 3 段目までの石垣の年代については、『肥前地域の元々の技術ではなく、肥前名護屋城など当時の中心部の技術（穴太積み）がみられること、原城（長崎県南島原市：1616（元和 2）年廢城）の石垣に似ているが、原城は割石（わりいし）しているところに相違がある。割石していない西役所跡の石垣が一段階古いとみると、1601 年築城の福岡城→西役所→1616 废城の原城→1624 年築城の島原城という年代観になり、1604～1605 年築城の石垣ではなく、1614～15 年築城の石垣でもない。その中間の様相ととらえ、「1610 年前半代」を想定できよう。』また、根石から 3 段目までについては、根切地業と石垣の在り方から「城郭造りの古いタイプの特徴をもっている」との所見をいただいており（注 1）、このことから、3 段目までの石垣の築造年代を「慶長年間（1595～1615 年）の後半から元和年間（1615～1624）」と想定している。

4 段目以降は、石材の大きさは 1～3 段目同様に横長 0.6～0.7m、縱長 0.3～0.4m で規格性があるが、矢穴技法によって割られたことがわかる痕跡（矢穴痕）が確認できる石材が少數確認でき、長方形になるように割石された石材を使用している。矢穴数も 1～3（2 方向に矢穴痕があるものもあり）、矢穴痕のサイズも一種類でなく複数サイズあることが確認できる。

12 段目以降は石材の規格が縱長横長とともに 0.4m と小型化（後述する明治時代の間知石と同一の縱長と横長）し、石材も砂岩を用いて積まれている。

西側部分と中央部分の上段部分及び東側部分の東端側の石材は、縱長 0.4m で規格化された間知石によつて積み上げられており同時に積まれたものである可能性がある。県庁舎跡地周辺を取り囲む石垣のうち、3 段目県庁舎建築時の造成工事の際に使われた石材と同一規格、同一石材を用いていることから、これらの間知石による石垣の築造は 3 代目県庁舎建築時（＝1911（明治 44）年）と思われる。また、西側部分の下部は、石材の利用方法や「ハツリ」技法の様子から 1700～1800 年代（18～19 世紀）頃になる可能性がある。また、西側部分の上部周辺は、裏側の土面を覆う「貼り石」の施工がみられる。「とりあえずおさえ

るだけ」の方法でかなり新しい時代の補修であると思われる。

西側部分と中央部分、中央部分と東側部分の隅部で見られる石垣が輪取り（丸くカーブを描く）のは、かなり新しい積み方であり、後世の積み替えの結果起こった現象と考えられる。西側部分の出隅部には谷積みが確認できるほか、東側部分の輪取り部は、その前面を直線状に腹付けし、結果として石垣上に半月状の小段が形成されている。さらに腹付けした石垣についても再度修復しているものと考えられる。この状況から古い石垣の根石が輪取り部の近くに埋まっていると思われる。

(裏込め)

石垣の裏込めについては、部分的な確認にとどまったが、石垣の裏側に幅 0.6m ~ 0.9m ほどある。割石を多く用いており、裏込め石のさらに内側には地山を再充填した盛土部分が最大で幅 1.0m ほどあり、そのさらに内側は地山となっている。場所によっては裏込め石の内側が地山という箇所もあり、土地拡張の手段としての石垣ではなく、斜面の土砂流出を防ぐための石垣か、「ここには堅牢な石垣がある」と見せるために、石垣を築造することそのものが目的であった可能性がある。

(石垣の勾配)

次に石垣の断面図からみた石垣の勾配については、根石を確認した地点（断面 3）で勾配が 70 度、66 度、72 度に変化する。勾配が 70 度を超える地点については、間知石で積まれた箇所やのちに腹付けされた箇所であることから、明治時代以降の積み足しや積み替えによるものであると考えられる。

(石垣の年代観)

石垣の年代観については、古い順に、

- ・根石～3 段目（慶長年間～元和年間：1610 年代の可能性がある）
- ・4 段目～14 段目（江戸時代～明治時代はじめ頃）
- ・15 段目～16 段目（明治時代：1910(明治 40 年) 代）

と石垣の積み足しや積み替えが繰り返し行われてきたことが確認できる。

(注 1) 佐賀大学全学機構教授宮武正登氏に調査中に現地観察していただいた際に頂戴した所見を基にして作成した。



写真 22 石垣 1 全景合成写真(南から)



図28 石垣1平面図 (S=1/250)

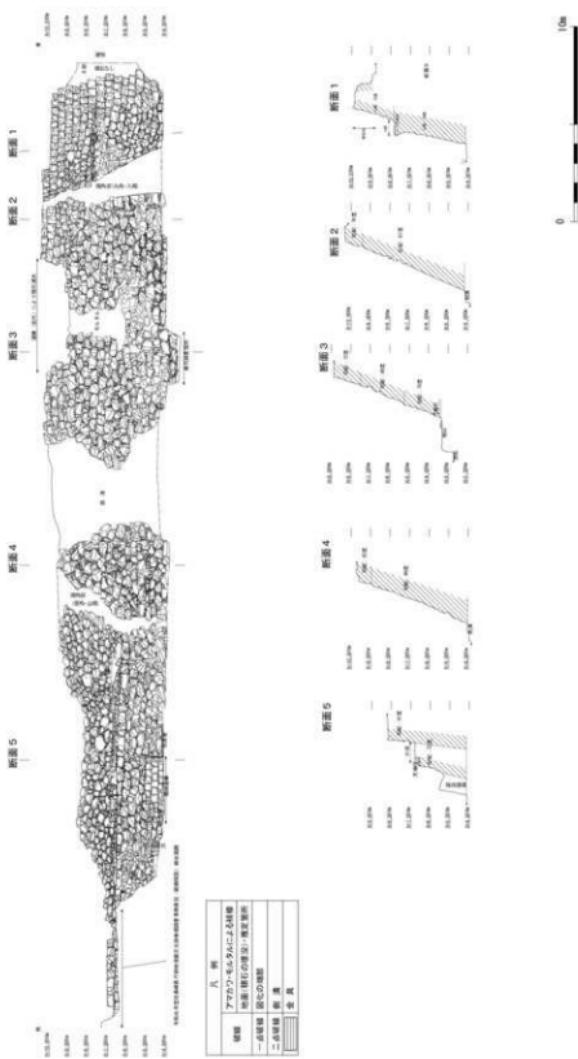
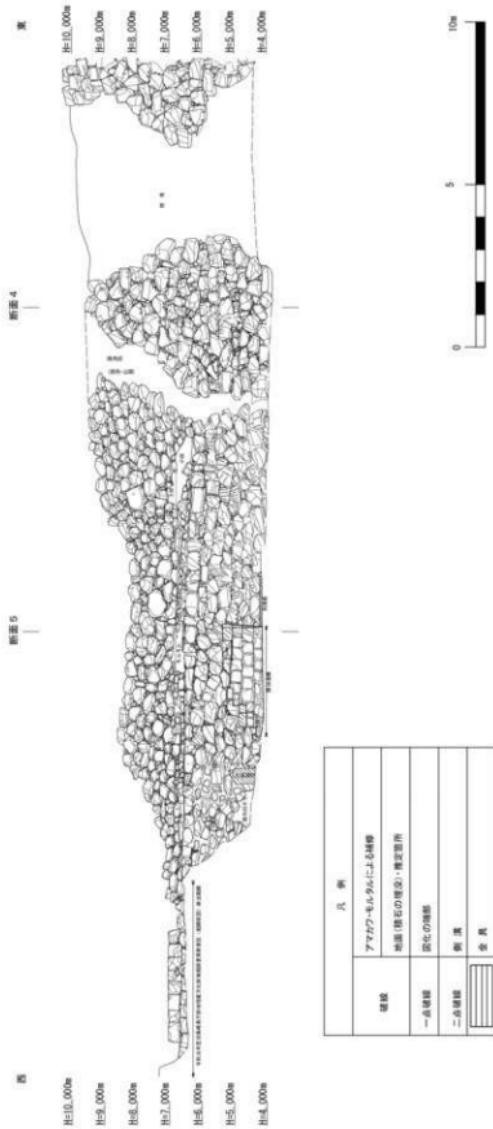
図 29 石垣 1 立面図及び断面図 ($S=1/250$)

図 30 石垣 1 西側部分立面図 ($S=150$)



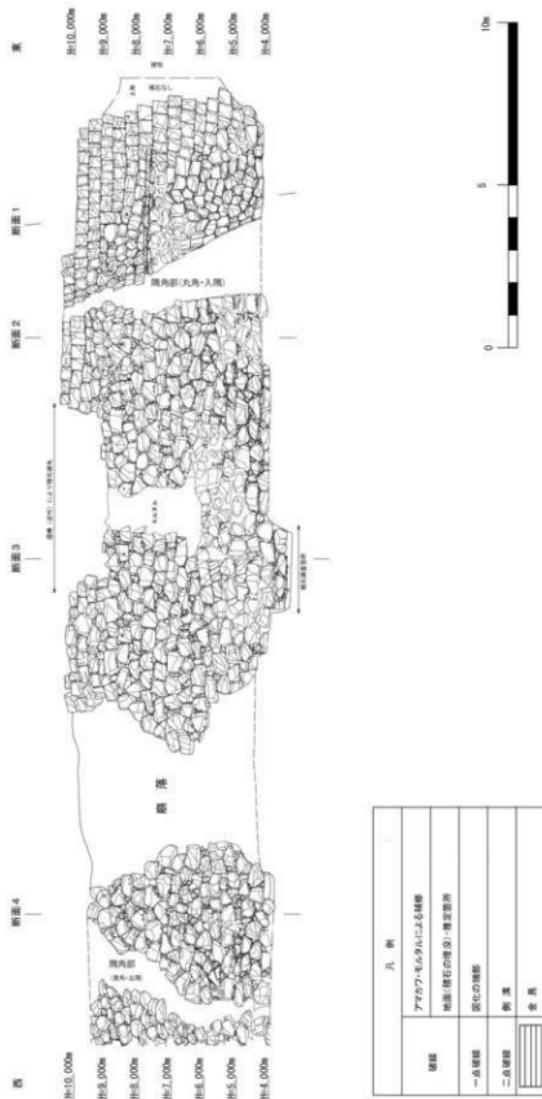


図 31 石垣 1 中央部分及び東側部分立面図 (S=150)

石垣 2

(全体外観)

調査区中央部に南北方向に長さ 6 m、高さ 2 m の石垣を検出した。3代目県庁時代（1911(明治 44) 年から 1952(昭和 27) 年）に敷地南側の江戸町方面に通じるスロープの東側部分と考えられる。石を「品」字組み合わせていく方法は前述の石垣と同様である。また、石垣の内側に石列が 1 条確認でき、より古い石垣が内側に残存している可能性がある。石列より内側（西側）には地山を確認した。

(石材)

外側の石垣は、石の面を「ハツリ」技法によって仕上げた泥岩を石材として使っている。また、矢穴痕がある石材が散見され、一部の石材については使用されている古い石材を再利用した可能性がある。前述の石垣の西側部分下段や東側部分下段と「ハツリ」技法を用いることなどで共通性がみられることから、石垣の年代については、江戸時代後期（1700～1800 年代（18 世紀～19 世紀））に腹付けして拡張されたものと考えられる。なお、平成 22 年度範囲確認調査（NNY201004）調査区 1 で確認されていた石垣と続くものと思われる。

石垣 3

(全体外観)

北側半分は第 1 別館により破壊されていたが、南北方向に長さ 8.4m、高さ 2.2m の石垣を確認した。3 代目県庁時代（1911(明治 44) 年から 1952(昭和 27) 年）に敷地南側の江戸町方面に通じるスロープの西側部分と考えられる。石垣は内側と外側の 2 列あり、内側の石垣が古く、外側は新しいと考えられる。石を「品」字組み合わせていく布目積みは他の石垣と同様であるが、令和元年度の範囲確認調査（NNY201905TP6）で確認されたスロープ東側部分の石垣に比べると、「ハツリ」技術を用いた石材や矢穴痕のある石材がみられないなどで違いがある。

(石材)

石材は横長 0.6m～0.7m、縱長 0.3m～0.4m の自然石を用いており、使用石材に規格性がある。南側端部に横長 0.7m、縱長 0.2m の扁平な石材を 3 石使用した部分がある。この石材より 1 段上に同様に扁平な石材があるが、縱長が 0.3m ありこれを階段とするにはステップ長が大きい感がある。このことから扁平な 3 石が並ぶラインが当時の天端（生活面）で、のちに積み足しが行われた可能性がある。専門家から江戸時代後期までさかのぼる可能性があるとの所見を得ている。

石垣 2 及び石垣 3 については、江戸町へ通じるスロープ部分の石垣の両側面と思われる。上部は 4 代目県庁舎建設時に削平され、スロープ西側石垣の北半分は第 1 別館建設時に破壊されているものの、南側の低地から北側の台地へあがるスロープの両側面の石垣が残存していることが確認できた。また、西役所絵図では、当地は階段と通路として、さらに道幅も狭く描かれている。今回の調査で両側とも内側に 1 列の石垣（東側については石列として確認）があることから、スロープとして拡張改修される以前の江戸時代の古い石垣が残存していることも確認できた。

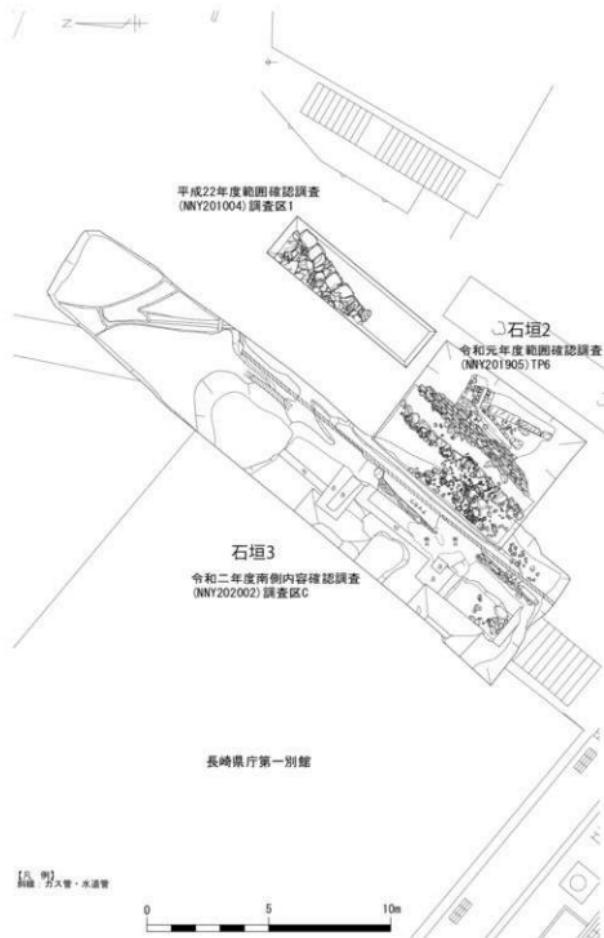


図 32 石垣 2 及び石垣 3 平面図 (S=1/200)

※平成 22 年度範囲確認調査調査区 1 は再トレースの上で再掲

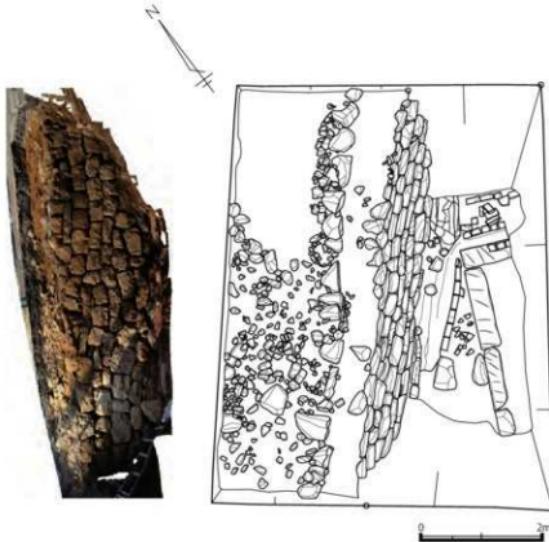


図 33 石垣 2 平面図及び立面オルソ図 (S=1/60)

④【石垣裏込め】

令和元年度範囲確認調査(NNY201905)TP14では、石垣の一部と思われる石列を確認した。3代目県庁舎基礎により内側はかなり搅乱されているが、石が並んでいる状況が確認できる。

令和元年度範囲確認調査(NNY201905)TP14の南側を調査した翌年度の令和2年度西側内容確認調査(NNY2012)の調査では、長さ11m、最大幅1.9mの石垣の裏込め部分を確認した。裏込め石には削石を用いている。これは南東側で確認した石垣の裏込めの状況と同様であり、西側石垣と南東側石垣の石垣の上部については同時期に手が加えられた可能性が高い。周辺石垣上部における石垣の面が縦長、横長0.4cmの間知石となっている共通点もあることから、西側石垣上部は南東側の石垣上部と同じく1910(明治40)年代の3代目県庁舎建設時に築造されたものであると思われる。裏込め部分は途中で敷地西側に折れ曲がり確認できなくなるが、折れ曲がり裏込めが確認できなくなる地点より南側は第1別館となっている。ちょうどこの地点が西役所の絵図では石垣が入隅になるところであるので、本来は入隅になり南側に石垣が続いていたが、第1別館建設時に破壊されたものと考えられる。また、裏込め石の内側には最大幅1.0mの地山を再充填した盛土があり、その内側は地山となる。この様子も南東側石垣と同じである。確認した裏込め石の外側にはコンクリートの擁壁があるが、これらのことから、石垣の外側に擁壁が腹付けされており内側には石垣が残存している可能性が高い。

なお、敷地西側の石垣については、平成22年度範囲確認調査(NNY201004)の複数個所の試掘坑において江戸時代の石垣が残っていることを確認しており、敷地東側の石垣については同じく平成22年度範囲確認調査(NNY201004)の試掘坑において石垣を確認している。

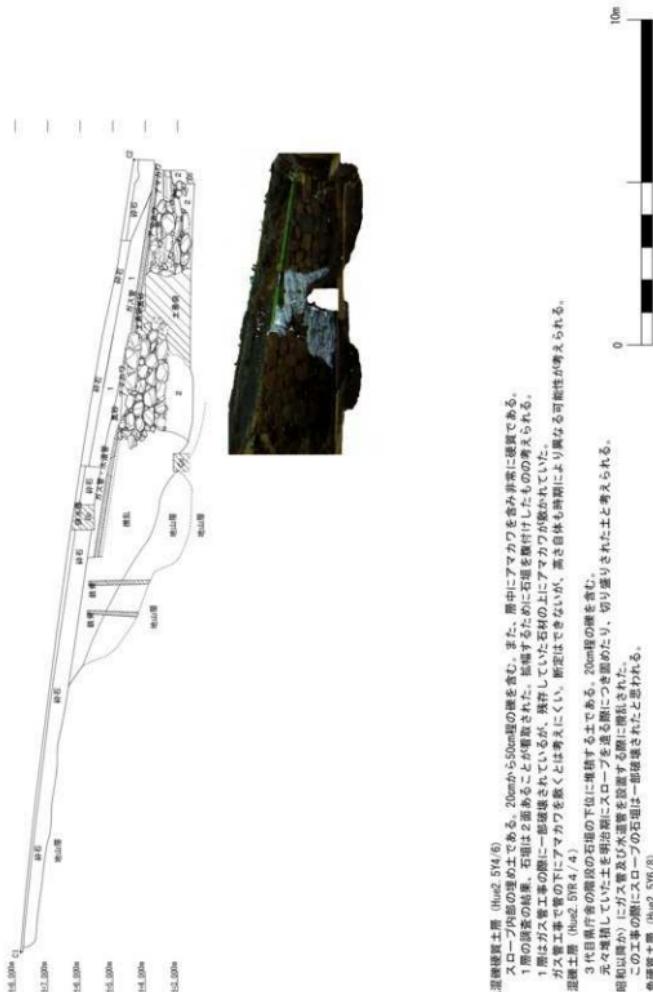


図 34 石垣 3 立面図及び断面図 (S=150)

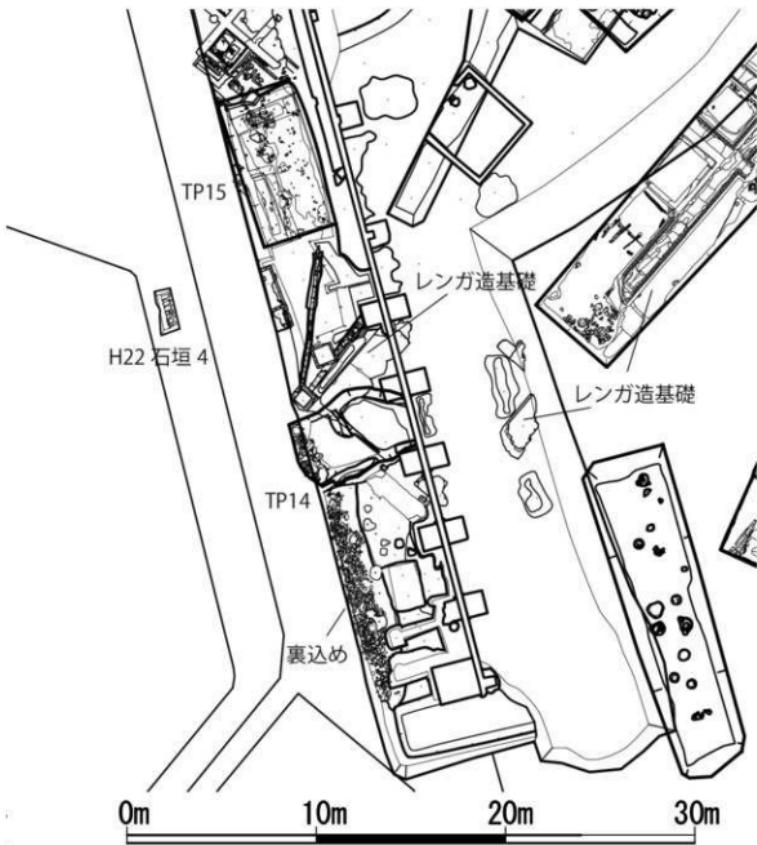


図 35 石垣裏込め部分平面図 (S=1/250)

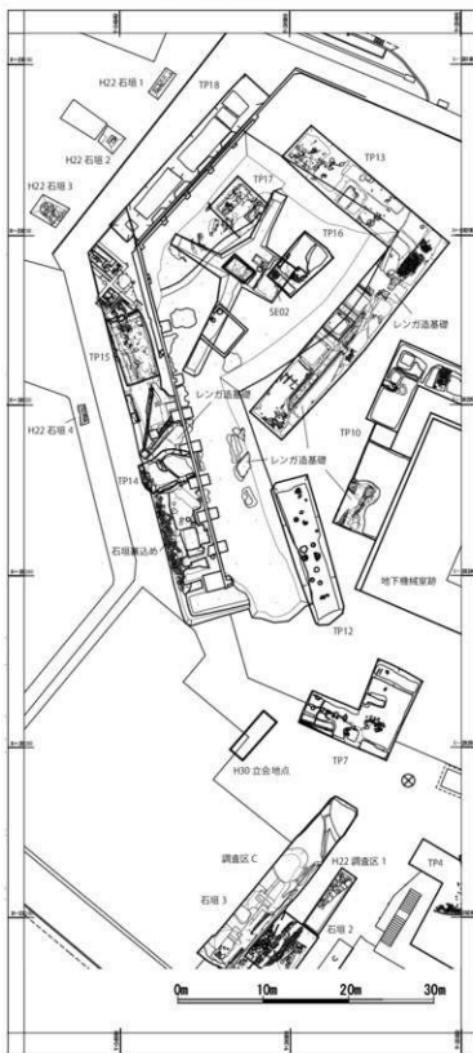


図 36 敷地西側遺構平面図 (S=1/500)



写真 23 石垣裏込め状況(南から)



写真 24 平成 22 年度石垣 2 檢出状況(南から)



写真 25 平成 22 年度石垣 3 検出状況(南から)



写真 26 平成 22 年度石垣 4 検出状況(南から)

(5) 近現代の遺構

【基礎遺構】

平成 22 年(2010)度調査(NNY201004)時に『石塁状遺構』として報告されているものであり、その延伸部分を今回検出している。

令和 2 年度南側内容確認調査(NNY202002)調査時に西側に L 字に曲がる角部を確認したため建物基礎と考えられる。遺構のある場所には長崎原爆資料館が所蔵する戦後の県庁舎を写した写真に同じ方向を向いた建物があることから、この建物の基礎部分ではないかと考えられる。

【石列】

令和元年度範囲確認調査(NNY201905)TP6 で石垣の下に石とレンガをアマカワで固めた側溝、調査区東側に L 字に曲がる石列を検出した。

【石敷】(3 代目県庁舎基礎)

令和元年度範囲確認調査(NNY201905)TP8、TP10、TP11において石敷が検出された。地山を掘り込んで敷設する場所を作り、そこに扁平な石を敷き詰めている。3 代目県庁舎が建っていた位置と一致すること、直上に割栗石とコンクリートがあったことから、基礎の最底部に施工された地固めや排水用の施設と考えられる。検出された遺構面で確認された地山面が水平になっていることから、3 代目県庁舎建設時及び 4 代目県庁舎建設時に地山を削平して地業が行わされたものと考えられる。

【レンガ造基礎】

令和元年度範囲確認調査(NNY201905)TP13、TP14、TP15、TP16 及び令和二年度西側内容確認調査(NNY202012)でレンガ造構造物を確認している。3 代目県庁舎が建っていた位置と一致することから 3 代目県庁舎の基礎と考えられる。TP14、TP15、TP16 のレンガ構造物については記録作成後、下層における遺構の有無を調べるために除却した。その際にコンクリート基礎が厚く敷設されていることを確認した。4 代目県庁舎の基礎の下に潜り込むようにレンガ構造物が続くことから、3 代目県庁舎に伴う建物基礎と思われる。除却した下は地山が整形されていたため、少なくともレンガ造構造物が建っていた範囲は建設時に地山を削平して地業が行わされたものと考えられる。なお、平成 22 年度範囲確認調査(NNY201004)では敷地東側に 3 代目県庁舎と同時期に建設された県議会議事院棟の基礎が残っていることを確認している。

この他に 3 代目県庁舎に付属するレンガ造構造物を確認した。確認したレンガ造構造物や土管は、設置されている高さや方向が異なっているため、すべてが同じ時期に作られたものではなく、作られた時期に差があると思われる。敷地西側は建物を特定できる写真や文献資料が少ないため、今後も文献資料などによる検討が必要となる。

【生活面】

令和 2 年度西側内容確認調査(NNY202012)で確認した盛土の下から石列、アマカワ張りの側溝、扁平な石を用いた土間など、当時の人が活動していた生活面を確認した。生活面からは、明治時代の陶磁器とレンガ片が出土していることから、この生活面と生活面の上に積み重なっている土層(盛土)は明治時代のものであると考えられる。文献資料や絵図資料と併せて検討した結果、地山が急激に落ち込む地点から西側部分は、明治時代初めに現在の旧第 3 別館前の地面高まで一度削平され、3 代目県庁舎建築時の 1910(明治 40)年代に現況の高さまで再度盛土して形成された土地である可能性が極めて高い。また、出土遺物の中に明治時代初頭の瀬戸美濃焼の蓋が 2 点あるが、2012-1 層の上位で出土した瀬戸美濃焼の蓋と接合した。このことからも 2012-1 層が明治時代に短期間のうちに造成された盛土であることを裏付けることとなった。

なお、近現代の面からは多数の土坑を確認しているが、その詳細については今回は割愛する。



写真 27 令和元年度範囲確認調査 (NNY201905) 空中写真 (東から)



写真 28 令和元年度範囲確認調査 (NNY201905) TP13 検出レンガ造基礎 1(南から)



写真 29 令和元年度範囲確認調査 (NNY201905) 検出レンガ造基礎 2(北から)



写真 30 令和 2 年度西側内容調査 (NNY202012) 検出レンガ造基礎 1(西から)



写真31 令和2年度西側内容調査(NNY202012)検出レンガ造基礎2(西から)



写真32 令和2年度西側内容調査(NNY202012)検出明治時代生活面(西から)



写真 33 平成 22 年度範囲確認調査 (NNY201004) 検出レンガ造基礎 (南から)



写真 34 平成 22 年度範囲確認調査 (NNY201004) 検出レンガ造基礎下の遺構検出状況 (南から)



写真 35 平成 22 年度範囲確認調査 (NNY201004) 検出レンガ造基礎 (西から)



写真 36 平成 22 年度範囲確認調査 (NNY201004) 遺構検出状況 (東から)

(6) 遺物

遺構以外から出土した遺物については紙面の制約もあるため概要を報告する。ほとんどとは近現代の盛土・造成土中から出土したもので時代は 16 世紀後半から現代まで幅広い。製作年代の古い遺物が出土することは歴代県庁舎の建築時の造成工事によって岬の教会時代から西役所時代の生活面や盛土層が削平を受けた際にかく乱を受けたことで遺物の混入が発生したものと思われる。また、実測に耐えない細片が多いこともかく乱によることが要因のひとつと思われる。

陶磁器類のうち国産の陶磁器については、17 世紀代のものから現代のものまで出土した。特徴的なのが 1650 年代から 1690 年代に肥前諸窯で製作された芙蓉手皿片の出土が顕著である。先ほど述べた通り小破片として出土しており、接合作業を実施したものの接合する資料は極めて少なかった。このため今回の報告書において完形品の形で示すことのできるものはない。

次にコンプラ瓶が大量に出土したことが特徴として挙げられる。平成 22 年度範囲確認調査 (NNY201004) の調査区 2 においてもコンプラ瓶が大量に出土しており、今回の調査においても平成 22 年度の調査でコンプラ瓶の出土を確認した地点周辺（令和元年度範囲確認調査 (NNY201905)TP4 及び令和 2 年度内容確認調査 (NNY202002) 調査区 A）で大量に出土した。また令和元年度範囲確認調査 (NNY201905)TP5 と令和 2 年度南側内容確認調査 (NNY202002) 調査区 B においても一定数のコンプラ瓶の出土例があった。出土したコンプラ瓶のほとんどは明治時代に製作されたコンプラ瓶であり、江戸時代のコンプラ瓶は数点出土したのみであった。出土状況から一括廃棄していると思われるが、令和 2 年度南側内容確認調査 (NNY202002) 調査区 B においては土坑から出土した例もあったものの、その他の多くは 4 代目県庁舎建築に際して石垣を埋めたときの土の中から出土しており、そこでは土坑を掘って埋めた痕跡は確認できなかつたため、令和元年度範囲確認調査 (NNY201905)TP4 及び令和 2 年度内容確認調査 (NNY202002) 調査区 A の箇所では、石垣を埋める工事の際にコンプラ瓶をまとめて投棄したものと思われる。

国外の製品に関しては、主として漳州窯や景德鎮窯の製品が出土した。34 は SK01 周辺に設定したサブトレーンチ内で出土している。また、29 は令和 2 年度内容確認調査 (NNY202002) 調査区 A において地山を確認するために設定したサブトレーンチ内の 2002A-6 層中から出土した。

その他、オリーブオイルジャーの口縁部 1 点 (44) と胴部片と思われる破片 1 点 (45) が出土した。オリーブオイルジャーの国内発掘調査での出土例は少なく、このうち 2 例が長崎奉行所跡（立山役所跡）と長崎奉行所に隣接する押町遺跡から出土している。

瓦についても出土した遺物の製作年幅は広い。軒丸瓦は巴文が瓦当面の文様の主体となる。軒桟瓦の瓦当面文様は複数の種類があるが、長崎市内の近世遺跡で出土したものに類例を得ることが出来るため、西役所のための特別な瓦といった感はない。

瓦については、キリストン関係遺物として知られる花十字文瓦 (69 ~ 72) が出土している。また、今回の調査で中央部に十字架を配し、左右に唐草を配する軒平瓦が 2 点 (73, 74) 出土した。出土地が令和 2 年度西側内容確認調査 (NNY202012) の調査地内で出土層位が 2012-2 層であるため、出土層位との関係から製作年代を絞ることはできないが、今回出土した軒平瓦はこれまで他に出土例がないことに加え、今回の調査地が「岬の教会」があった場所とされている場所であることから、今後、今回の調査地についての理解や当時のキリストン関連の建物について考える際の重要な資料として位置づけることができる。

金属製品やガラス製品についてはほとんどが現代製品であった。75 は 1876(明治 9) 年の 1 錢硬貨であり、「研ぎ出し法」によって文様と年号が判明したもので、令和 2 年度西側内容確認調査 (NNY202002) 調査区 A の 2020A-4 層の年代観を示す資料となる。



図 37 出土遺物実測図 1 (S=1/3)



図38 出土遺物実測図2 (S=1/3)



図39 出土遺物実測図3 (S=1/3、36はS=1/2)

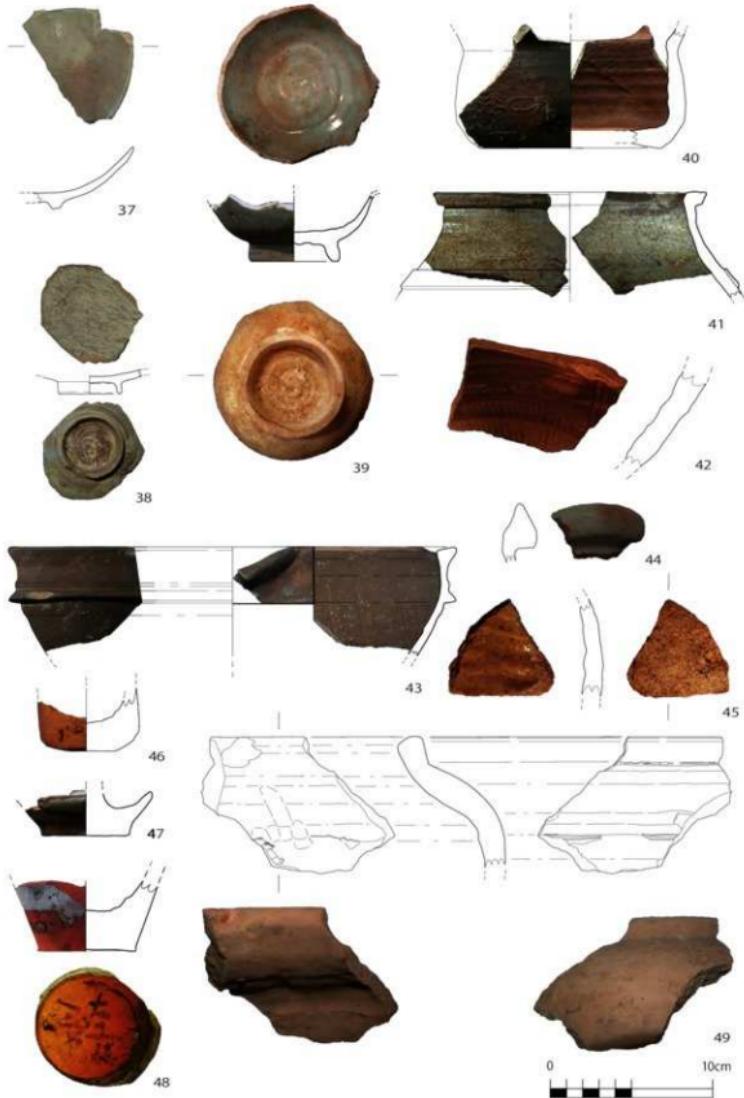


図40 出土遺物実測図4 (S=1/3)

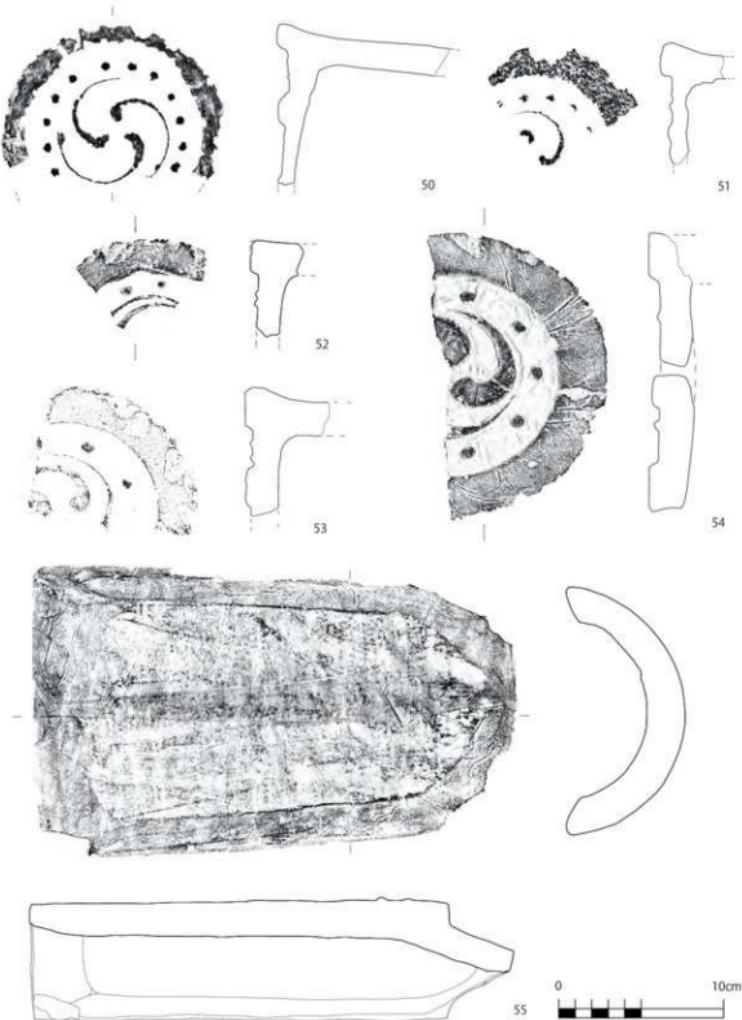


図 41 出土遺物実測図 5 (S=1/3)

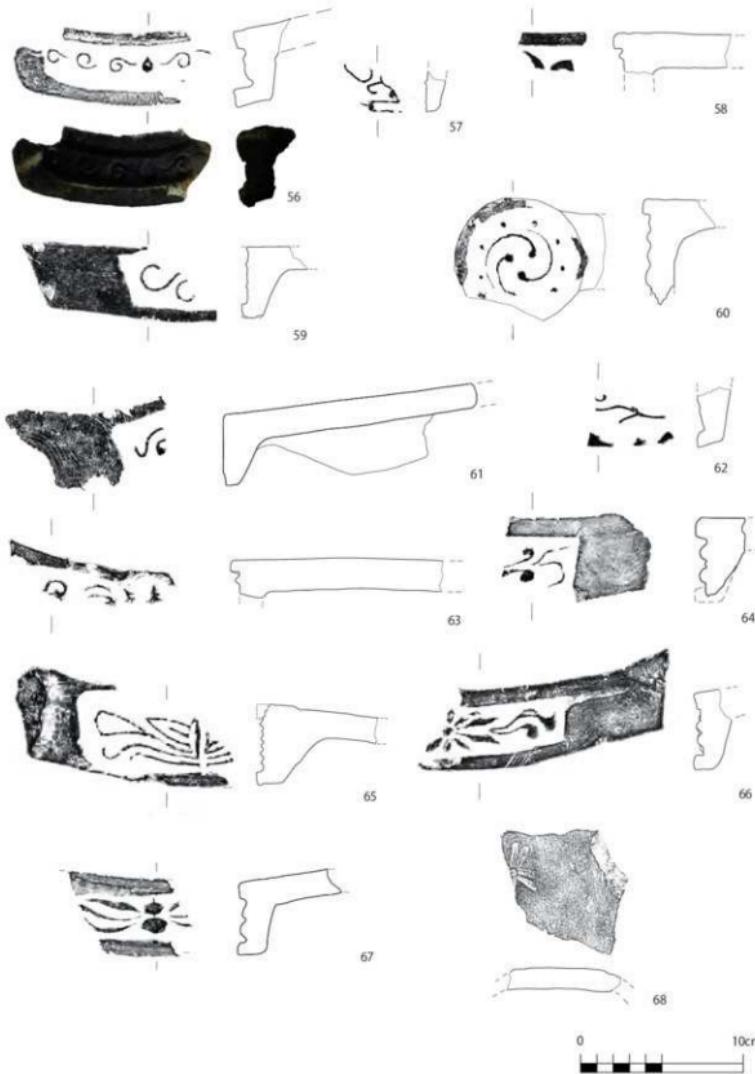


図42 出土遺物実測図6 (S=1/3)

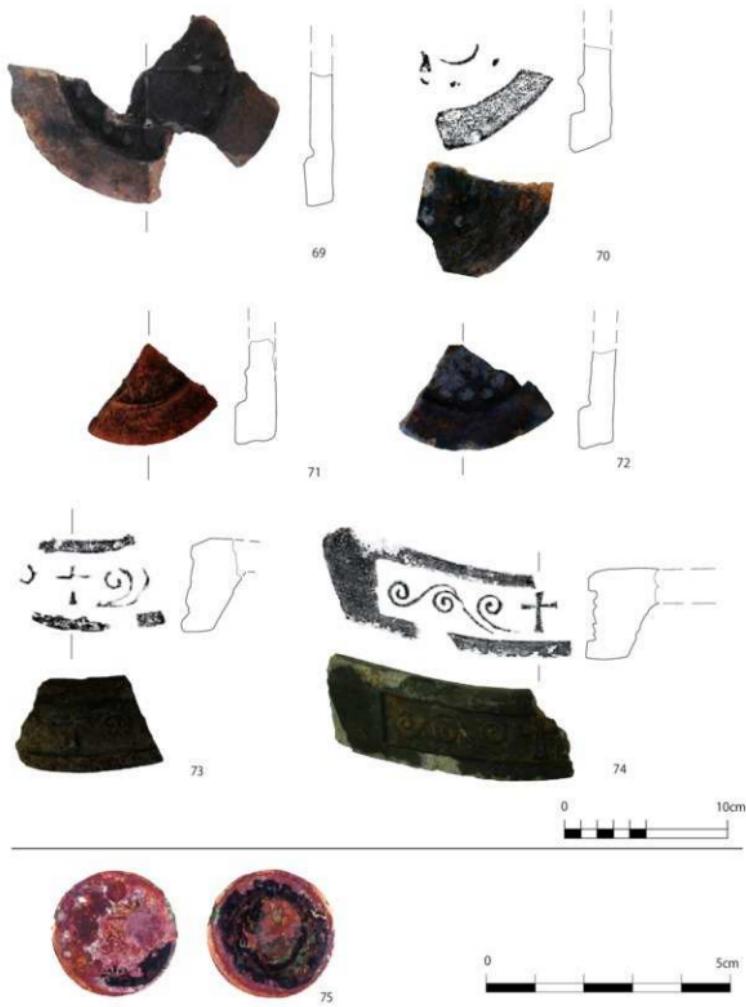


図 43 出土遺物実測図 7 (S=1/3 75 は S=1/1)

表10 出土遺物一覧

番号	①	種別	出土地	古品			文様	年代・時期	備考		
				生産地	材質	器種					
1_2012-0202	財前	漆付	小坪	-	a	2012-1層	口徑 3.0cm	身高 2.0cm	直筒 筒	無	
2_2012-0203	財前	漆付	漆付	-	-	2012-1層	4.1	3.0	0.4	無	
3_2002-0006	財前	漆付	漆付	c	d	2012-1層	(8.4)	2.8	4.7	無	
4_1905-0028	財前	漆付	漆付	-	-	TPO2	40.0cm×30.0cm×2.4cm	-	-	無	
5_2012-0011	財前	漆付	漆付	c	d	2012-1層	-	-	-	五瓣花文	
6_2012-0037	財前	漆付	漆付	c	d	2012-1層	(9.2)	2.0	2.7	無	
7_2017-0134	財前	漆付	漆付	a	a	2012-1層	-	5.0	0.7	無	
8_2012-0205	財前	漆付	漆付	a	a	2012-1層	-	-	-	丸頭火	
9_2002-0025	財前	漆付	漆付	A	A	2002A-3層	-	-	-	草花文	
10_2012-0137	財前	青磁	漆付	a	a	2012-1層	-	8.2	0.7	無	
11_2012-0354	財前	漆付	漆付	-	-	2012-1層	-	-	-	無	
12_2002-0243	財前5	漆付	漆付	B	B	2002B-1層	-	4.8	-	-	
13_2012-0207	小明	漆付	小坪	d	d	2012-1層	(11.4)	10.2	3.6	0.4	
14_1904-0002	小明	漆付	漆付	-	-	-	(14.8)	(5.4)	7.8	1.1	
15_2012-0198	財前	漆付	漆付	a	a	2012-1層	(10.3)	6.0	2.1	0.4	
16_1905-0034	薄手美濃	青磁	漆付	-	-	-	-	-	-	無	
17_1905-0019	不規	漆付	漆付	-	-	1層	-	-	-	無	
18_2012-0159	小明	玻璃	漆付	c	d	2012-1層	-	-	-	無	
19_1905-0020	財前5	漆付	漆付	-	-	-	-	14	-	草花文	
20_2012-0100	肥前伊賀	漆付	瓦当	a	a	2012-1層	-	-	-	無	
21_1905-0042	財前	漆付	漆付	-	-	-	-	6.4	-	0.3	
22_2017-0179	瀬戸美濃	青磁	漆付	b	b	2002-1層・1巻	7.3	-	1.7	-	
23_1905-0014	小明	漆付	金鏡	-	-	-	-	-	-	無	
24_1905-0003	財前	漆付	漆付	TPO4	-	-	2.9	5.6	16.3	-	
25_1905-0004	財前	漆付	漆付	TPO4	-	-	2.8	5.7	16.5	-	
26_1905-0005	財前	漆付	漆付	TPO4	-	-	3.0	5.9	17.2	-	
27_2012-0125	中國	青花	小坪	c	c	2012-1層	-	-	3.2	0.4	
28_2012-0003	中国製	青花	小坪	a	a	2012-1層	-	-	-	-	
29_2002-0050	中國	青花	漆付	-	-	A	2002A-1層	10.0	6.0	2.4	0.4
30_2012-0097	中国	青花	漆付	a	a	2012-2層	-	-	-	-	
31_2007-0347	中国	青花	漆付	-	-	A	2002A-1層	-	-	-	0.4
32_2012-0001	中国	青花	漆付	A	A	2002A-1層	(8.4)	-	-	0.4	
33_2012-0001	中国	青花	漆付	-	-	2012-1層	-	7.4	-	0.4	
34_1905-0001	中国	青花	漆付	-	-	2012-1層	-	-	-	16~17世紀	
35_1905-0002	中国製	青花	漆付	TPO5	サブレンチカ	19.6	10.8	3.8	0.6	花唐宋文	
36_1905-0005	西洋	陶器	瓶	TPO1	-	-	-	-	-	19世紀	
36_1905-0043	ガリラヤ	磁器	フレーベル	-	-	-	0.8	-	-	-	
37_2012-0073	財前	陶器	瓶	c	d	2012-1層	(7.6)	-	-	-	
38_2012-0227	小明	陶器	小坪	c	c	2012-1層	-	3.9	-	0.7	
39_2012-0160	財前	陶器	瓶	c	d	2012-1層	-	5.5	-	0.8	
40_2012-0134	小明	陶器	壺	a	a	2012-1層	-	11.4	-	-	
41_2012-0114	小坪5	陶器	壺	a	a	2012-1層	(16.8)	-	-	-	
42_1905-0029	小明	陶器	罐	-	-	-	-	-	-	無	
43_2012-0193	小明	陶器	口片	c	d	2012-1層	(27.6)	-	-	-	
44_1905-0006	西洋	陶器	壺	TPO5	2002B-1層	-	-	-	-	オリーブオイルジャー	
45_2002-0202	西洋	陶器	壺	B	B	2002B-2層	-	-	-	オリーブオイルジャー	
46_2012-0204	日本	土器	燒鮑器	a	a	2012-2層	-	4.6	-	-	
47_2012-0180	日本	陶器	打刃具	b	b	2012-2層	-	5.5	-	-	
48_2002-0081	小明	陶器	不規	A	A	2002A-1層	-	6.2	-	-	
49_2002-0087	小明	土器	不規	a	a	2012-1層	-	-	-	表開き	
50_2002-0001	日本	灰	籽豆丸	A	A	2002A-1層	11.0	-	-	1.3	
51_2002-0082	日本	灰	籽豆丸	A	A	2002A-1層	-	-	-	巴文	
52_2002-0402	日本	灰	籽豆丸	A	A	2002A-1層	-	-	-	巴文	
53_1905-0019	日本	灰	籽豆丸	TPO2	-	-	-	-	-	巴文	
54_2003-0057	日本	灰	籽豆丸	A	A	2002A-1層	14.8	-	-	巴文	
55_2002-0136	日本	灰	籽豆丸	A	A	2002A-1層	-	25	16.9	2.4	
56_2012-0003	日本	灰	籽豆丸	c	d	2012-1層	-	-	-	宝珠・唐草文	
57_2012-0089	日本	灰	籽豆丸	d	d	2012-1層	-	-	-	唐草文	
58_2012-4103	日本	灰	籽豆丸	b	b	2012-1層	-	-	-	-	
59_2012-0077	日本	灰	籽豆丸	a	a	2012-2層	-	-	-	唐草文	
60_2002-0060	日本	灰	籽豆丸	A	A	2002A-3層	-	-	-	巴文	
61_2002-0143	日本	灰	籽豆丸	A	A	2002A-1層	-	-	-	1.5	
62_2012-0499	日本	灰	籽豆丸	c	d	2012-1層	-	-	-	唐草文	
63_2012-0082	日本	灰	籽豆丸	a	a	2012-2層	-	-	-	-	
64_2002-0134	日本	灰	籽豆丸	-	-	-	-	-	-	唐草文	
65_2012-4107	日本	灰	籽豆丸	a	a	2012-1層	-	-	-	三葉文・唐草文	
66_2012-4118	日本	灰	籽豆丸	a	a	2012-1層	-	-	-	唐草文	
67_2002-0415	日本	灰	籽豆丸	a	a	2002A-1層	-	-	-	唐草文	
68_1905-5029	日本	灰	籽豆丸	TPO2	-	-	-	-	-	-	
69_1904-0271	日本	灰	籽豆丸	c	d	2012-1層	-	-	-	花十字文	
70_2012-4006	日本	灰	籽豆丸	c	d	2012-1層	-	-	-	花十字文	
71_2002-4227	日本	灰	籽豆丸	A	A	2002A-1層	-	-	-	花十字文	
72_2002-4278	日本	灰	籽豆丸	A	A	2002A-1層	-	-	-	花十字文	
73_2012-4001	日本	灰	籽豆丸	c	d	2012-1層	-	-	-	十字文・唐草文	
74_2012-4002	日本	陶器	籽豆丸	a	a	2012-1層	-	-	-	十字文・唐草文	
75_2002-0015	日本	鐵	鐵錫	A	A	2002-4層	-	2.8	2.8	-	

IV. 総括

本報告書では令和元年度に実施した範囲確認調査(NNY201905)と令和2年度に実施した内容確認調査(NNY202002及びNNY202012)の成果を、平成22年度に実施した範囲確認調査(NNY201004)成果を踏まえながら報告した。

歴史的環境で記載したとおり、今回の調査地には、

- ・1571(元亀2)年以前の森崎神社があつたとされている時期
- ・1571(元亀2)年にサン・パウロ教会堂が建てられ、その後「岬の教会」として発展する時期
- ・1614(慶長19)年の教会の破却後、教会跡地に系割符宿老会所が設置された時期
- ・1633(寛永10)年以後当地は東西奉行所屋敷が隣接する長崎奉行所の敷地として利用される
- ・1673(延宝元)年に立山に東屋敷を移転したち長崎奉行所の西役所が所在していた時期
- ・明治時代以降、主に長崎県庁舎(及び議会棟)が所在していた時期

という中世末から現代に至るまでの土地利用が知られている。

教会堂が建てられて以降の各時代の施設の詳細については、この後に付論という形で玉稿をいただきたい。そのためここでは説明を省略する。開港前にこの地にあつたとされる森崎神社については、『長崎略縁起』や戦前の『長崎市史』に「岬の教会」以前に「森崎社(森崎大権現)」が建っていたとする伝承についての記述があるが詳細は不明であり、現在の研究では教会跡地に森崎社を建て、その後、同地に会所、そして西役所が設置されたとする見解がある。

令和元年度は県庁跡地活用に連動したホール建設事業に先立って、令和2年度については、開発事業ではなく県庁跡地活用事業における埋蔵文化財の保存・活用を行う際に必要な情報を得るということに目的を変更し、上記の各時期に該当する遺構の有無や残存状況を確認することであった。

調査の結果、調査範囲のうち各時代の主たる建物が建っていたとされる石垣より上の高台部分にあたる敷地の中央部については、令和元年度範囲確認調査(NNY201905)TP9で確認した井戸跡を除いて近世以前の遺構は近代以降の削平行為により消失していることを確認し、この主たる要因が3代目県庁舎建設時及び4代目県庁舎建設時に地山を削平する行為が行われていることによるものであることを併せて確認した。

敷地の大部分が削平により近世以前の遺構が消失していたものの、今回の調査では井戸跡、石垣、土坑を確認した。令和元年度範囲確認調査(NNY201905)TP9で確認した井戸(SE01)及び令和2年度西側内容確認調査(NNY202012)で確認した井戸(SE02)については、どちらも本来の天端があつたであろう本来の生活面は近代以降の開発行為により削平されてしまっているが、深く掘削する井戸という遺構の性格上、遺構下部が残存したものと考えられる。どちらの井戸も地山を掘り込んで構築されていること、今回の調査では調査深度が人力掘削の限界に達したことから、井戸の底面まで調査することは出来ず井戸の底面はさらに下に位置していることまでを確認している。また、ふたつの井戸は出土遺物から江戸時代に廃絶した江戸時代の遺構であることを確認した。このうち令和元年度範囲確認調査(NNY201905)TP9で確認した井戸(SE01)を確認した位置は西役所が描かれた絵図上で井戸が描かれている位置とほぼ一致している。このことから少なくとも井戸(SE01)は西役所時代の遺構として捉えることが可能であると思われる。一方で井戸(SE02)については確認した位置に井戸があつたことを示す歴史資料については未確認であり、歴史資料との齟齬が生じているが、明治時代以降の陶磁器が含まれなかつたこと、桟瓦片が出土したという出土遺物の年代観から井戸(SE02)についても西役所時代の遺構であると思われる。

次に、調査地の南西部、南部、南東部に石垣が埋蔵されていることを確認した。南東部の石垣について1951(昭和26)～1952(昭和27)年頃の4代目県庁舎建築工事に伴う土地拡張工事の際に埋められたものである。度重なる補修や改修が行われていたこととともに、根石付近については石垣の積み方や石材

の選定方法など石垣の古い築造技術を残しており、1610 年代に築造された石垣であるとの教示を受けています。この「1610 年代」という年代は「岬の教会」が破却され、系割符仲間会所に土地利用が変化していく時期にある。この石垣の築造者については歴史資料でも特定に至っておらず、今回の調査でも石垣の築造者が「岬の教会」関係者なのか、その後の系割符仲間会所の関係者なのかといった石垣の築造者が誰なのかについて参考となる考古学的情報を得ることはできなかった。

敷地南側で確認した石垣については、少なくとも 3 代目県庁舎が建築された 1910(明治 40) 年代から使われていたものであると思われる。石垣 2 では内側に石列を確認し、さらにその内側は地山となっていることから、明治時代のある時期に拡幅されており内側には古い石垣が残っていると思われる。

敷地西側では石垣の裏込めが残っていることを確認した。裏込めを確認した外側には石垣を固めたコンクリート擁壁があることから裏込めの外側には石垣が残っているものと思われる。また、平成 22 年度の範囲確認調査 (NNY201004) では、敷地西側の石垣と敷地東側の石垣の現在は地中に埋没している部分には江戸時代の石垣が残っており、南東部の石垣と同様に敷地西側の石垣と敷地東側の石垣についても、補修や改修が行われているものの根石付近は古い石垣が残っている状況にあるものと思われる。

これまでの調査において石垣が確認された 19 世紀初頭の西役所を描いた絵図を重ねてみると、その墨線が一致する部分が多いことから、西役所の敷地境界である石垣の墨線が現地に良好な状態で残っていることが確認できた。

南東部の石垣下側については、江戸時代の生活面を複数面確認した。石垣下の部分の一部は西役所に付属する舟番長屋の道路部分にある。江戸時代末から明治時代初頭とした生活面である 2002A-4 層では多数の土坑を検出した。今回検出した土坑のうちのいくつかについて半截まで調査を実施したが、総じて通常の近世の廃棄土坑に比べて土坑が浅いこと、また断面形状がレンズ状や不定形であること、陶磁器ではなく石が大量に詰まっている土坑があったことが特徴的である。これら遺構の状況とこの場所が長屋の道路部分であると思われることから、これらの土坑については通常の廃棄土坑ではなく道路補修の痕跡であるという可能性がある。

また、令和元年度範囲確認調査 (NNY201905)TP5 の SK01 出土遺物や令和 2 年度南側内容確認調査 (NNY202002) 調査区 A で地山確認のために設定したサブトレンチ内の 2002A-6 層中で出土した遺物の年代観が 16 世紀後半から 17 世紀初頭を示しており、この年代観は江戸町が『町』として誕生した時期と一致する。限定的な情報に基づくものであるが、南東部の石垣下側については誕生当時の長崎の『江戸町』が良好な状態で残っていると思われる。

出土遺物については、調査の目的を勘案して通常の発掘調査では「かく乱」として扱われる近代以降の盛土層からの出土遺物も通常の調査同様に取り上げた。結果、16 世紀代後半から現代に至る陶磁器類を確認した。近代以降の盛土層の中にも近世陶磁器や 16 世紀後半から 17 世紀前半までの中国産や東南アジア産の青花や土器が一定数含まれており、これらの陶磁器類については、本来は『岬の教会』や西役所などの遺構に伴うものであったが、近代以降の削平行行為に伴ってその原位置を失ったものと思われる。オリーブオイルジャーの破片などは『岬の教会』時代、芙蓉手皿などは長崎奉行所の東西屋敷が隣接していた時代に伴うものと思われる。

また、瓦が大量に出土したことも特徴的である。古い瓦から昭和の新しい瓦まで各時代の製品があるが、中に教会に葺かれていたとされている花十字文瓦と、他に例を見ない十字架文軒平瓦が出土した。ただし、花十字文瓦と十字架文軒平瓦のすべてが近代もしくは現代の層から出土していること、長崎市内の発掘調査では教会があったとされていない場所でも花十文瓦が見つかる事例があること、これに加えて西役所内にはキリスト教関連品を押収保管していた倉庫があったことから、今回の出土した花十字文瓦や十字架文軒平瓦が岬の教会に葺かれていた瓦であると言うには根拠に乏しい。

また、近代のレンガ造基礎などが敷地内的一部分に残っていることを確認した。確認した遺構と 3 代目県

庁舎及び県議会議事院棟の配置図を重ねると一致することから、これらは3代目県庁舎のレンガ造基礎や3代目県庁舎時代に関連する付属屋などの遺構である。3代目県庁舎時代の建物については、平成22年度の範囲確認調査(NNY201004)で県議会議事院棟のレンガ造基礎を確認しており、敷地東側部分には県議会議事院棟の基礎が残っているものと思われる。先述したとおり、このレンガ造基礎遺構が地山を削った上で構築されていることから、この時の削平行行為が台地の上にあった中世末から江戸時代の遺構が消失する要因のひとつであると思われる。

長い岬の先端とその直下に位置する今回の調査地が中世末から現代に至るまで重要な場所として使われ続けたことについて、これを『重層的な歴史』と表現することがあるが、この『重層的な歴史』を顕著に示す遺構として石垣がある。当地の残る石垣は度重なる補修や改修を経ながらも根石付近は築造当時の様相を残している。これによって少なくとも西役所時代からの「土地（敷地）の境界」としての石垣の墨線が現在まで継承されてきたことは、約400年余り石垣がメンテナンスされ続けてきたという結果である。また、調査地南側の中島川を挟んで位置する出島を見た時、石垣下側に残っている江戸町の町屋から舟番長屋を含めた西役所までの面的なつながりという視点からこの遺跡に新たな価値を加えることができるものと思われる。

最後に、当初は開発目的の範囲確認調査としてスタートした今回の調査が、遺跡の保存と活用に配慮した活用計画に変更されるに至るまでの間に御協力いただいた全ての方に感謝申し上げる。

【引用・参考文献】

- 川口洋平 柚木亜貴子 2004「長崎奉行所（立山役所）跡 堀舶町遺跡—歴史文化博物館（仮称）建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書（上）—」長崎県文化財調査報告書第177集
- 川口洋平 柚木亜貴子 平田賢明 櫻木晋一 加藤久雄 岡泰正 2005「長崎奉行所（立山役所）跡 岩原目付屋敷跡 堀舶町遺跡—歴史文化博物館建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書（下）—」長崎県文化財調査報告書第183集
- 佐々田学 2009「万才町遺跡—長崎地方裁判所庁舎増築に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—」
- 矢野祐介 金田一精 岩橋隆浩 2021「特別史跡熊本城跡復旧事業報告書2—重要文化財長塀復旧に伴う発掘調査—」熊本城調査研究センター報告書第6集
- 宮崎貴夫 2019「長崎地域の考古学研究」
- 長崎市史編さん委員会 2013「新長崎市史」第一巻自然編 先史・古代編 中世編
- 長崎市史編さん委員会 2012「新長崎市史」第二巻近世編
- 長崎県 1912「長崎県庁舎并県会議事院工事沿革紀要」
- 九州近世陶磁学会 2000「九州陶磁の編年 九州近世陶磁学会10周年記念」
- 京都国立博物館・読売新聞社 2013「特別展覧会 魅惑の清朝時期」
- 長崎歴史文化博物館 2021「長崎開港450周年記念展—ふたつの開港—展覧会図録」
- 佐賀県立九州陶磁文化館 2016「特別企画展 日本磁器の源流」
- 佐賀県立九州陶磁文化館 2019「柴田夫妻コレクション総目録（増補改訂）」



図 44 長崎諸官公衙図 長崎西役所（長崎歴史文化博物館蔵）

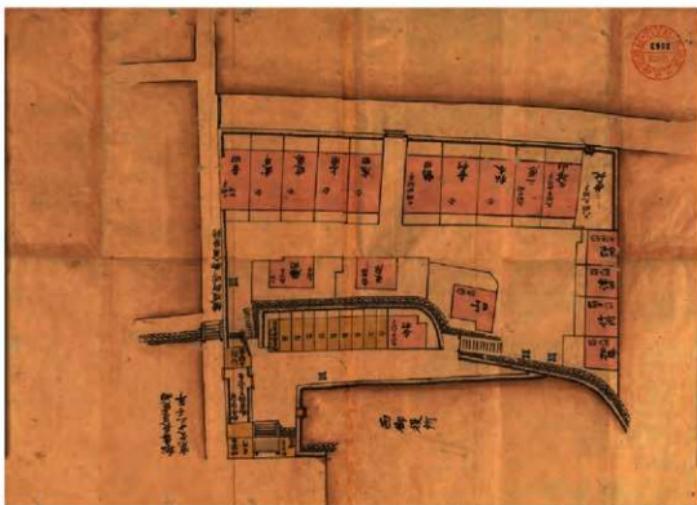


図 45 長崎諸役所絵図 舟番長屋（長崎歴史文化博物館蔵）

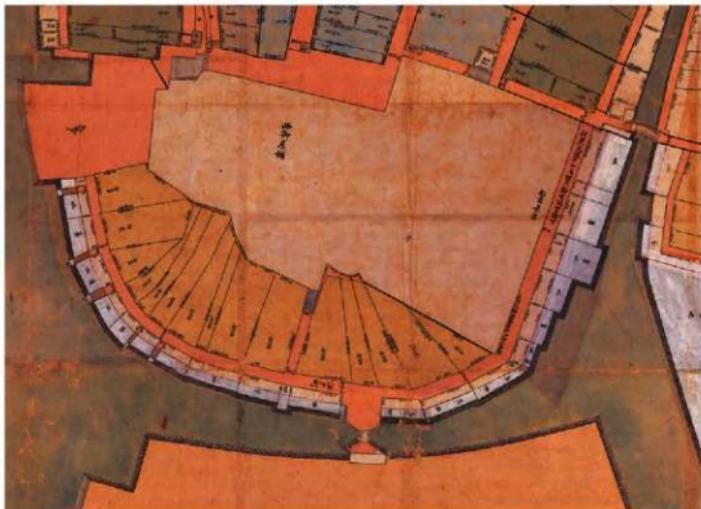


図 46 長崎惣町絵図（部分）（長崎歴史文化博物館蔵）

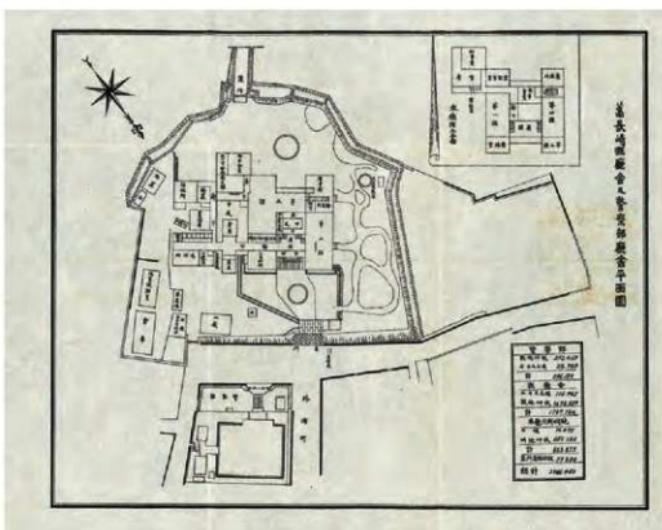


図 47 旧長崎懸廳舍并警察部廳舍平面図（長崎県立長崎図書館蔵）

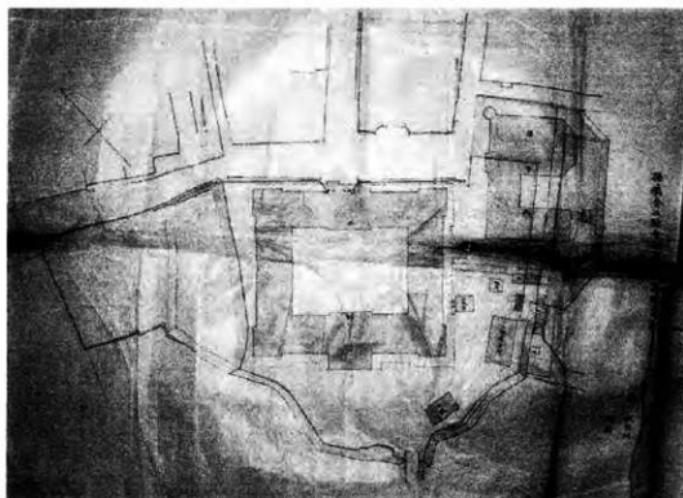


図 48 県庁舎及び県会議事院改築位置図（明治36年から明治41年）
(長崎県立長崎図書館蔵)

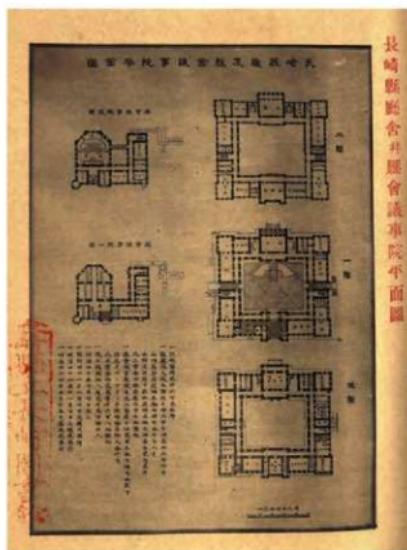


図 49 長崎懸廳舍并縣會議事院平面圖（長崎県立長崎図書館蔵）



図50 調査成果と江戸時代の絵図との合成図

1
2

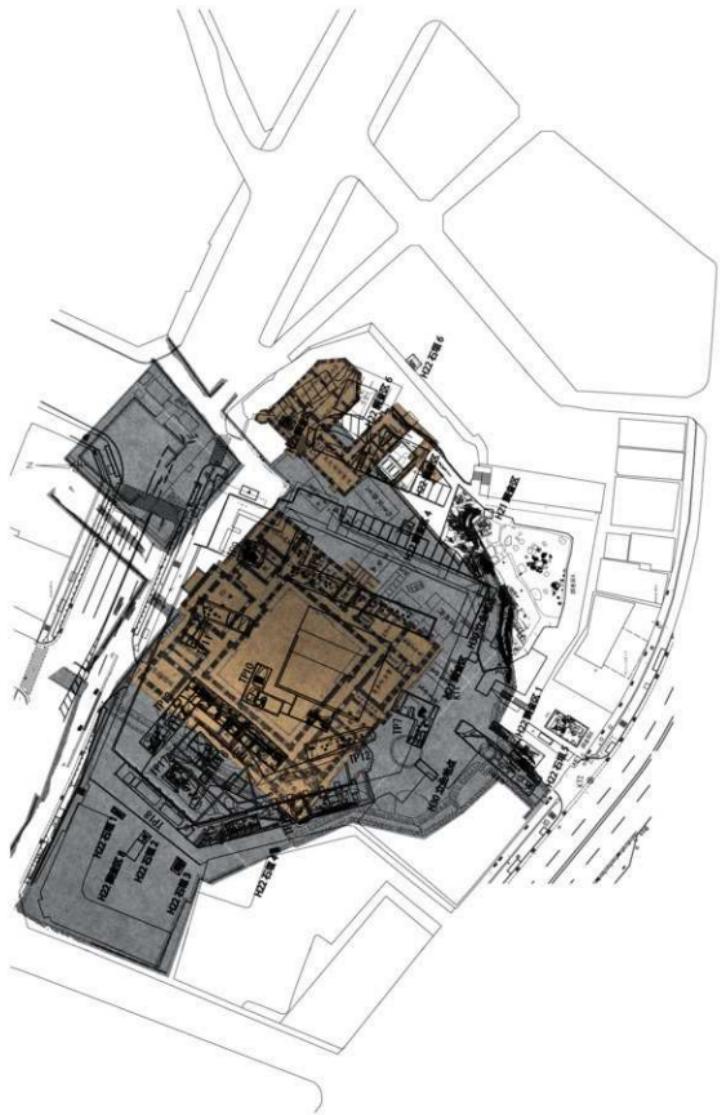


図 51 調査成果と2代目及び3代目県庁配置図との合成図

V. 付論

「岬の教会」の文化的意義について

片岡 弥吉

1. 長崎の町と「岬の教会」

「元亀二年辛未三年十五日長崎町建」(長崎古事聞書)という記載を信ずるなら、長崎の町は1571年4月9日に町建てが行なわれたということになる。この月日の信憑性が確実でないにしても、ボルトガル船の入港以前に町造りが行われ、入港と共に貿易が開始されたことを推知することができる。この六町は「森崎と一の堀の間」にできたもので、「森崎とは今西役所」「一の堀は島原町の北」(長崎略縁起)にあった。すなわち、森崎は六町の外にあり「小さな岬の突端、三方を海に囲まれていた」。この森崎、すなわち後に西役所が置かれ、いま県庁のある所は、1571年の開港から1614年の大禁教令まで、イエズス会の教会施設があった。

ここには初めサン・パウロ(アピラ・ヒロン)教会があつたが、1601年御天上のサンタ・マリア教会が建てられ、また日本イエズス会本部、日本司教本部、コレジヨと印刷所、それから画学舎もあつた。

「岬の教会」という名の教会はなかったけれども、長崎の岬の突端にあったこれらの教会と教会施設とを総称して、私は「岬の教会」と呼ぶことにしたい。

2. 宗教の中心としての岬の教会

(イ) イエズス会管区長館 日本イエズス会がインド管区の副管区であった時代、管区長館はここにあった。すなわち、ガスパール・コエリヨ(1581~90)、ペドロ・ゴーメス(1590~1600)、フランシスコ・バーシオ(1600~1613)はここにおり、日本管区として独立してから1614年まで、管区長バレンチノ・カルワリヨもここにいた。

ここは下地区や長崎及び近郊のキリストンの中心であると共に日本イエズス会本部として、日本教会市場最も重要な地位を占める。

(ロ) 日本司教居館 1549年日本布教を開始した聖フランシスコ・ザベリヨ(注:ザビエル)は教皇代理・教皇使節たる権限をもち、独自の権限を与えられ、伝道に従っていた。しかし当時、日本はゴア司教区の管轄下にあり、1557年ゴアが大司教区に昇格すると、その属司教区として設置されたマラッカ司教区の管理下に入り、1576年には新設のマカオ司教区に属してメルキヨル・デ・カルネイロの、次いでレオナルド・デ・サーの司教下にあった。しかし、もちろん司教は日本に来ていなかった。

1588年2月19日、教皇シクスト五世の大勅書によって日本は府内司教区として独立したが、初代府内司教セバスチャン・デ・モラエスは赴任の途中病死した。二代司教ペドロ・マルチンスは1596年8月14日長崎に上陸し、97年5月マカオへ去って、98年2月13日にマラッカ沖で没したが、長崎滞在中は岬の教会にいた。三代府内司教ルイス・セルケイラは1598年8月5日に長崎に上陸し、1614年2月16日長崎で帰天するまで、その居館は岬の教会にあった。四代府内司教ディオゴ・フレンテは1618年1月8日に任命、3月3日に叙階されたが、日本のキリストン迫害のために日本に入ることができなかつた。

マルチンスとセルケイラ両司教が府内司教でありながら、府内には居らずに長崎にいたけれども、長崎における居館は準司教座として正式にローマ聖座の承認を得ていたかどうかを私は知らない。しかし、岬の教会は、日本に赴任した2人の司教の居館として、実質的に日本教会の本部として重要な地位を占めていた。

(ハ) 教区大神学校 セルケイラ司教は1601年司教大神学校をここに設立した。最初の神学生は、2人のボルトガル人と6人の日本人とであった(1601.9.3 ページオ)。

(ニ) 邦人司教の叙階 日本に司教が駐在し、教区大神学校が設立されたことは、当然、ここで司教の叙階、

特に邦人司教の叙階を予想させるものであったし、またそれは、聖フランシスコ・ザベリオ、アレッサンドロ・ワニニアーノ（注：ヴァリニャーノ）、ルイス・セルケイラ等の念願でもあった。

最初の邦人司教二人、すなわちイエズス会士セバスチアノ木村とルイ・ニアバラ両修道士が1601年にセルケイラ司教から岬の教会で叙階され、1605年には、フランシスコ村山等3人の在俗教区司祭が叙階された。司教は1614年逝去するまでの間に7人の日本人在俗教区司祭を叙階したが、そのうち4人は小教区主任司祭となり、長崎の五小教区のうち三小教区にそれらの主任司祭を配置した。また3人の日本人が下級聖品を受けられたが、これらの叙階は皆、岬の教会で行われた。

天草のコレジヨからマカオのコレジヨに移り、司祭となったかつての少年使節たちの叙階の場所は知られていないが、1606年に、司祭にあげられた原、伊東等の叙階も或いはここでセルケイラ司教の手でおこなわれたのではないかとも考えられる。

3. 文化の中心としての岬の教会

（イ）コレジヨ コレジヨが1597年秋、天草島河内浦から長崎に移った時、トードス・オス・サントスに一応おちついた。それは長崎甚左衛門の城砦とその居館との間、すなわち今日の春徳寺のところにあったもので、この城砦（いまの城の古址）の裾をめぐる村々が「ほんとうの長崎」であったけれども、1571年町建てされた「岬の町々」を長崎と呼ぶようになってから、ポルトガル人たちは、この村々を長崎と呼ばす、「長崎の郊外」、「長崎の近くにある村」、或いは「長崎から四分の一レグアのところにあるトードス・オス・サントス」などと記されている。すなわち、この教会の所在地を地名で表現することばを知らなかったようである。

コレジヨがいつトードス・オス・サントスから「長崎」に移ったか明らかでないけれども、ラウレス博士は「1598年秀吉の死後コレジヨはトードス・オス・サントスで再開され、まもなく長崎の町に移った」（キリシタン文庫増訂本14-15頁）とされ、シリング師の論文を典拠とされた。シリング師は、1599年2月20日付フランシスコ・ロドリゲスがイエズス会総長にあてた手紙に拠られたのである。

この手紙の一節に次の如く見える。

『コレジヨの人々は長崎に近いある村にいたが、いま長崎の同じ家に集まつた。そしてイルマンたちがもっと楽に、おちついて勉強できるように、教室を作つた。勉強がより完全にされるように、良い先生もつけられた。また今まであちこちに居て不便だったセミナリヨの生徒のためには、長崎で家が作られたから非常によくなり、勉強を続けている。これらの教室は海の方に向いて別につくられ、非常によくできている。セミナリヨの生徒は80人以上で、印刷従事者（同宿である）を加えると120人以上である。この家にいるイエズス会員はパアデレとイルマン合わせて50人ぐらいである。それで大きなコレジヨになる。子のコレジヨは、仮にここに在るのであるが、皆の人が、今のように長崎の港にある方がよいと思っている。これは日本の政情の変化と戦争の危険とかどうなるか見究めるまで、それがよいかからである。』

印刷所の家も作られる。印刷機は數ヵ月前から分解されている。しかし、それは全部ではない。このごろ二千の日本字の字母を作った。それを作ったのは同宿とイルマンたちである。字母を作ったのは、その字でわれらの信仰と信者の靈的役に立つ本を印刷するためである。そしてわれらの家でも数冊作られ、その中にはパアデレ・ヴィジダドールがその目的のために持ってきた本を作るように命じた。その本には日曜日の福音の説教、祝日と主な聖人についての説教が含まれている。それはラテン語を知っている日本人イルマンたちが説教するのに充分な材料を提供するためである。』大英博物館にあるこの手紙の写しをシュワーデ師とチースリク師の御好意で見せていただき、バチェコ師（注：結城了悟神父）に訳読していただいた。

この手紙によれば、コレジヨは文法学級（語学課程）三年、哲学課程（一般教養）三年、神学課程（専門課程）四年の十年制大学であった。今日までその訳語として「学林」が用いられてきたけれども、コレジヨの目的からいえ、大神学校、カリキュラムの点から見れば大学と訳した方がよいのではなかろうか。

とにかく、コレジヨはテキストに用いたヴィルギリウス、キケロなどローマの古典や、ルネサンス期ヒュー

マニストの著作の抜粋、キリスト教教父たちの著書、天文学、数学、暦学などヨーロッパの新しい学問を教えたことによって、足利学校、京都五山等の東洋学に対し、西洋学の本拠地として近代初期の日本文化形成にすくなくなり役割を果たしたものであった。また、ヨーロッパの教育制度に大きな影響を与えたイエズス会の学事規則（ラオ・ストウディオルム）に準拠したそのカリキュラムや教育が十七世紀初期初頭長崎で行われていたことは、日本の教育史、学校史に不朽の名を留めるものであったし、コレジョの教育によって「ヨーロッパのキリスト教的ヒューマニズムと日本精神との出会い」を実現し、キリスト教的人間觀・世界觀と、合理的・科学的精神とを培い、世界的視野を拡大したことは、日本を中世から近世に推し進めるために精神的寄与をしたことは否めない。

（ロ）セミナリヨ 豊臣秀吉の死後、セミナリヨの授業が岬の教会で再開されたことは、前掲ドリゲス書翰で明らかである。しかし 1599 年 3 月、すなわちロドリゲスが手紙を書いた翌月、長崎奉行寺沢広高の背教と干渉によって、生徒のうち一部は志岐に移ったが、大部分はそのまま岬の教会で勉強をつづけた。1601 年有馬に移ったけれども、1612 年またここに帰り、1614 年の廃校までここにあった。セミナリヨは、小神学校・工芸学校をかねた中等学校であり、宣教師志願者のほか、一級の少年たちも勉強し、日本歴史、礼法、仏教、日本語、ラテン語、音楽、油絵、銅版画などのほか、オルガン、時計、天文機器製作技術を授けた。

（ハ）印刷所 グーテンベルクが金属活字印刷術を創始してから 150 年を経て、1590 年 7 月 22 日、金属活字印刷機械は長崎にはいった。加津佐、天草を転々とした印刷所は、1597 年秋、コレジョといっしょにトードス・オス・サントスに移り、「1598 年か、晚くとも 1599 年のはじめまでに、長崎に特に建てられた建物に移された。それまで 2・3カ月間、機械は分解されたままになっていた」と、シリング師はロドリゲス書翰によって述べられ、ラウレス師もそれを踏襲された。

而して 1597 年の印刷物が見られないことは、天草から移転とそれに続く寺沢広高の干渉による障害との故であったことは理解されるが、1598 年版「サルバトル・ムンデ」は、トードス・オス・サントスと「長崎の町」とのどちらで印刷されたものであろうか。私はおそらく前者であったと考える。そしてこの本に刊行の場所を記さなかったのは、前述したように、トードス・オス・サントスの地名の表現が困難であったからではなかろうか。或いはまた村上直次郎博士が考えられるように、「迫害に対して印刷の場所を秘匿する必要があった」（長崎市史通貿易篇西洋諸国部 412 頁）からであろうか。ここで結論づけることは困難であるが、コンベンティウム（1596）からドチリナのローマ字本及び朗詠雜筆（1600）までの読書、アフォリスミ（1603）などが刊行地を明記しなかった理由について検討するがあるのではなかろうか。

とにかく 1598 年か、晚くとも 1599 年のはじめごろまでに、印刷所はトードス・オス・サントスから「岬の教会」に移り、1600 年、もう一台の機械（1591 年船載のものか）で邦字書が後藤宗印印刷所（島原町）に委ねられた（1600.10.25. バレンチン・カリワリオ書翰=シリング）ことが信じられる。従って印刷係ニコラオ・ダヴィラや、印刷エジョアン・バプチスタがコレジョにいることがイエズス会日録に見える。

「岬の教会」における印刷所で特筆すべきことは、最初の国字と漢字の金属字体の出現（サルバトル・ムンデ落葉集）（1598）に見られる音訓画引きによる辞書形式と振仮名、半濁音の活字印刷、サカラメント提要（1605）に見られる二色刷りの創始者など、意義深いものがある。

（ニ）画学舎 1592 年から 1601 年まで天草志岐にあった画学舎は、1601 年から 3 年まで有馬に移り、1603 年長崎のコレジョに附設された。画の教師ジョヴァン・ニッコロが長崎のコレジョに居たことがイエズス会日録に見えるのはそのためである。

画学舎における絵画教育が近世初期の日本の洋画に与えた影響はここに述べるまでもないが、ニッコロが、画だけでなく、音楽、歯車時計の製作も教えたことは、その意義を高めるものである。

4. 政治の中心としての岬の教会

1580 年から 88 年まで、長崎がイエズス会によって知行されたことは知られている。その間の長崎の司政

の中心は岬の教会にあったと考えられる。長崎はこの間に近世的市民都市として発展したのであるが、1588年秀吉に収公されてから、集権的封建体制の中に吸収されてしまった。そのような近世市民都市発展という見地からと、後にここが奉行所となり（1633年から1868年まで）、1874年長崎県庁が置かれて長崎の政治の中心となってきているのは、やはり「岬の教会」時代からの伝統によるものだという観点から考えるとき、「岬の教会」の長崎における政治的意義もまた闇扱されないであろう。

5. 結論

上にのべたように、「岬の教会」（今の長崎県庁の所）の持つ歴史的意義は、宗教、学問、文化、工芸、政治など多くの視点の中で強く浮かび出てくる。従って、長崎のキリスト教史、キリスト教文化を顧みるには、先ずここに思考の拠点が求められるべきであると思うし、またその故にここは主要な史跡として記念するべきではなかろうかと考える。

長崎奉行西役所（西屋敷）

原田 博二

長か岬とその変遷

元亀2年（1571）長崎港をポルトガル貿易港として開港した大村純忠は、同年、港内に突き出た長い岬、すなわち長か岬に貿易のための町を造成した。

この長か岬というは、長崎の北東部に金比羅山がそびえるが、その山系から連なる台地が現在の馬町から桜町、興善町、万才町と港内に突き出たものである。長い岬であるが、長崎弁で「長か岬」と呼ばれ、長崎の地名の起源ともいわれる。

この長か岬については、1579年12月10日付のフランシスコ・カリアン神父の報告書には「(略)(長崎は)甚だ良き港にしてポルトガルの船は常に同所に入港す。戸数四百餘あり。元草原なりしが、(略)」とあるので(1)、1579年頃、長崎の戸数は400余あったが、造成以前は草原であったようである。

また延宝元年（1673）以降のものであるが、『長崎割記』には「南蛮人、内町六町分ヲ借ウケ、畠ニ青麦有之候ヲ刈捨、町ヲ立申候」とあるので(2)、造成以前は麦畠であったようである。

さらに『長崎縁起略上評』には「(略)森崎トハ今ノ西政所ナリ(略)地形出タル処ニ森アル故ニ森崎ト名付ケリ(略)」とあり(3)、岬の先端部分、すなわち旧県庁跡地は森だったので、森崎と呼ばれたという。

しかし、天正7年（1579）に来日、同10年（1582）に離日した巡察使アレッサンドロ・ヴァリニヤーノが1598年に記述した『アボロジア』には「約三十年前、ドン・バルトロメウ、すなわち大村氏の領地であつた長崎の港は、全く知られておらず、住む人もいなかった。しかし、それは全く天然の良港であった。未開の雑木林と野ばらにおおわれた、海に突き出した狭い岬だったのである。」とあるので(4)、長か岬の先端部分は、森といより雑木林であったと思われる。

以上のようなことから造成以前の長か岬は、ほとんどが草原で部分的に畑があり、その先端部分は雑木林の未開の地であった。

このような雑木林や草原を切り開き、6か町が造成されたが、『長崎縁起略上評』に「依て元亀二季未三月六丁町ノ立始ナリ(略)」、さらに「(略)則島原ヨリ有馬修理太夫義純専敵入道越サレタリ大村ヨリハ新八郎入道理専名代トシテ友永対馬ト云者來ル当地邑長等共ニ相謀テ森崎ト一ノ堀ノ間ニ六丁ノ町ヲ立テ始ル(略)」とあるので(5)、6か町の造成は、元亀2年3月に始まり、島原からは有馬義純が直々に来て造成を指揮監督、大村からは大村純忠から派遣された友永対馬が来て同じく指揮監督、土地のリーダーたちと協議をして森崎と一ノ堀の間に6か町を造成された。ちなみに森崎と一ノ堀の間というのは、現在の万才町の範囲である。

以上のように詳細は省略するが、6か町は島原町の造成に始まり、その後、大村町、平戸町、さらには横瀬浦町、外浦町、分知町と造成された。

これらのうち分知町は、『長崎鏡』に「文知町 平戸屋文知房建之居住ス」とあり(6)、文知が居住していたので、文知町と命名されたとあるが、前述のようにヴァリニヤーノは、未開の雑木林と記述しているので、文知の屋敷があったなど考えられない。古賀十二郎氏がいわれるよう文知町ではなく分知町で(7)、その名のとおり外浦町を分けて分知町が誕生したと思われる。

さらに開港から10年前後の6町について、前述のヴァリニヤーノの『日本巡察記』には「(略)周囲がほとんど全部海に囲まれているほど海に突き出している高い岬があるので、この長崎港はよく保護されている。陸地に続く方面は、要塞と堀によって強化され、この岬の先端に我等の修院があり、それは町の他の部分から離れて要塞のような状態になっている。(略)」とあるので(8)、1579年当時、長か岬の先端部分は、ほとんど全部が海に囲まれた高い崖であった。以上のようなことから開港当時、ポルトガル船に荷物を上げ下ろ

しするための船着場は、大波戸ではなく、恵比須町の船津一帯であったと思われる。ということは、当時の6か町は現在の長崎市役所側、すなわち北向きだったのである。

開港後まもなく長か岬の先端部分にペルショール・デ・フィゲイレド神父によって後のサン・パウロ教会が建設されたが、天正9年（1581）さらに大きな教会が建設された。同教会はその後増築されたが、同13年（1585）さらに大きな教会が建設され、「日本で一番大きくて美しい教会」と称された。しかし、文禄元年（1592）豊臣秀吉の命により未完成のまま破却され、資材は名護屋、現在の佐賀県唐津市に運ばれ、名護屋城の建築に宛てられた。

その後、秀吉の許可を得たので、教会が再建されたが、慶長6年（1601）さらに大きな教会が建設され、被昇天の聖母教会と命名された。さらに慶長8年（1603）にはコレジョや司教館など増築され、矢倉（塔）も建設された。この矢倉には3つの鐘と大きな時計が付けられ、人々に時間を知らせた。

しかし、被昇天の聖母教会は、慶長19年（1614）の禁教令で、平戸藩主松浦鎮信の指揮のもと同藩士らによって徹底的に破却された。

その後、その跡地には江戸大阪の糸割符宿老会所が設けられた。同会所の詳細は不明であるが、同教会に付属していた生糸関係の部門が会所になったと思われる。

一方、造成された6か町には各地から商人やその家族、浪人、逃散農民、さらにはキリストンなどが続々と移住、活況を呈したが、ひとり長崎だけが外国貿易で繁栄することに反発する深堀氏や西郷氏などの攻撃に備えて、島原町、大村町、平戸町の北側には堅固な木柵と堀が築かれた。

前述のヴァリニヤーノの『日本巡察記』には「（略）陸地に続く方面は、要塞と堀によって強化され、（略）それは町の他の部分から離れて要塞のような状態になっている。（略）」とあるが、要塞はまだ誇張であろう。

6か町に統いて下町、樺島町、博多町、興善町などが造成されるなど長崎の町は増加したが、天正10年（1580）深堀氏や西郷氏などの攻撃に業を煮やした大村純忠は、長崎と茂木をイエズス会に寄進、長崎と茂木はイエズス会領となった。

しかし、天正15年（1587）九州征伐を断行、島津氏を攻略した豊臣秀吉は、バテレン追放令を布告、長崎と茂木を収取、直轄領としたが、同16年（1587）には島原町など11か町の地子銀を免除した。そこで、これらの町は、地子銀免除以内ということで、内町と呼ばれた。

内町は、その後も増加、文禄元年（1592）当時、25か町となったが、寛永11年（1634）横瀬浦町が平戸町に、同19年（1642）分知町が外浦町にそれぞれ編入されたので、内町は24か町となった（最終的には26か町となる）。なお、この頃には大波戸が整備され、ボルトガル船の荷物はこの大波戸から荷揚げされたので、6か町は北向きではなく、港側、南向きとなつた。

文禄元年（1592）豊臣秀吉は、長崎の支配をさらに確固たるものとするため唐津城主寺澤志摩守広高を長崎奉行に任命した。広高は、本博多町に長崎奉行所を構え、6か町の押さえとするため島原町、大村町、平戸町と本博多町、現在の万才町の北側に一ノ堀を、豊後町、現在の興善町と桜町の間に二ノ堀を、桜町と勝山町の間の三ノ堀を築き、陸路侵入する敵軍に備えた（これらの堀は、幕府の体制が確立すると、廃止された）。

寛永10年（1633）本博多町、現在の万才町にあった長崎奉行今村傳四郎の役所から出火、外浦町、現在の江戸町の江戸大阪糸割賦宿老会所も類焼した。そこで、同会所の敷地と長崎奉行所の敷地を交換、以後、長か岬の先端の地に長崎奉行所東役所、同西役所が置かれたが、寛文11年（1671）東役所が立山、現在の立山1丁目に移転後は、西役所だけとなり、幕末維新に至った。

長崎奉行所西役所（西屋敷）

長崎奉行の人数と権限

初代の長崎奉行は、文禄元年（1592）に豊臣秀吉によって任命された寺沢志摩守広高であったが、徳川幕府も長崎奉行に旗本小笠原一庵を任命した。以後も長崎奉行は任命され、明治元年（1868）の長崎奉行並中台信太郎まで126名（水野忠徳再任のため実数125人）を数えた。

小笠原一庵の後は、長谷川左兵衛や長谷川權六郎が任命されたが、この時期の長崎奉行は1人制で、長崎の内町を支配、長崎に常駐ではなく、ボルトガル船などによる貿易の時期だけ長崎に駐在した。しかし、寛永10年（1633）竹中采女正重次が悪政の責を負って切腹すると、幕府は長崎奉行の改革を行い、以後、長崎奉行を2人制（2人とも長崎詰）とした。

さらに、寛永14年（1637）島原の乱が起こると、翌15年（1638）から長崎奉行を老中直属とし、長崎に常駐させ、1人を江戸詰（在府）、1人を長崎詰（在勤）、1年交代とした。

その後も長崎奉行の改革は行われ、貞享3年（1686）には3人制（1人は在府、2人は在勤）、元禄12年（1699）には内町・外町を撤廃、總町支配としてその数も4人制（2人は在府、2人は在勤）となつたが、正徳4年（1714）以後は、目付が設けられたこともあって、再び2人制（1人は在府、1人は在勤）となった。また、延享3年（1746）から貿易監察のため、一時、勘定奉行が兼任した。

長崎奉行の役高・役料は、時代によって相違があるが、明和4年（1767）以降は役高1000石、役料4402俵とされた。しかし、オランダ船や中国船に脇荷を注文、それを転売する権利を与えられた他、八朔銀などの献上もあり、その収入は他の遠国奉行に比べて多額であった。

また長崎奉行は、長崎警備においては、福岡・佐賀の2藩を指揮監督する立場であったので、俗に10万石の大名並の格式といわれた。またその叙爵は、元禄12年（1699）以降、例となり、たとえば従五位下肥前守などと受領名を称し、江戸城中における詰所は芙蓉間詰、席順も奈良奉行や大坂町奉行の上席であった。

長崎奉行の直属の役人としては、与力と同心が置かれた。与力は、世襲制で、本来は騎士で人数は1騎、2騎と數えた。同心は与力の配下で、いざれも1年交代で、江戸と長崎の間を往復した。その人数は、寛永15年（1638）以降、与力5騎、同心20人が配備されたが、寛文6年（1666）与力は10騎、同心は30人に増員された。手当は、寛文13年（1673）以降、与力は50両、同心は4両であった。なお、与力、同心については、その後も変更が繰り返されている。

長崎奉行の家臣については、それぞれの石高等によって相違があったが、土屋駿河守守道（1783～84在勤死亡・石高1000石）の場合は、家老（1人）、用人（3人）、給人（1人）、右筆（1人）、医師（1人）、近習（6人）、中小姓（7人）、勝手役（2人）、徒士（7人）、坊主（4人）、料理人（1人）、足輕（45人）、仲間（45人）で、大久保忠恕（1862～63在勤・石高5000石）の場合は、家老（1人）、用人（2人）、給人（8人）、近習（5人）、中小姓（4人）であった（9）。

長崎奉行所は、最初、本博多町、現在の万才町に設けられたが、寛永10年（1633）には長崎奉行が2人制となったため敷地を二分したが、同年、火災で両長崎奉行所が焼失したため、外浦町、現在の江戸町にあつた江戸大阪糸割財宿老会所と敷地を交換、敷地の東側が東役所（東屋敷）、西側が西役所（西屋敷）とされた。

さらに寛文3年（1663）の大火で東役所と西役所が類焼したため、寛文11年（1671）に東役所が立山、現在の立山1丁目に移転、立山役所と改称された。以後、立山役所（総坪数3278坪）と西役所（総坪数1679坪）が明治維新で廃止されるまで、長崎奉行所とされた。

長崎奉行所西役所の規模

西役所は、表門から式台（板敷）までは敷石で、式台の左に證文場（疊敷）、その左に番所（疊敷）があつた。式台の奥に掛板（板敷）と玄関（疊敷、床）、玄関の左に使者間（疊敷）、その左に日安方詰所（疊敷）、使者間の奥に広間（疊敷）と対面所（疊敷、床・棚）、対面所と広間の右に通間（疊敷）、その右に御用部屋（疊敷）があり、対面所と広間の左に掾側（疊敷）、その左に掾（板敷）と白砂があつた。

対面所の奥に摺入（疊敷）、その奥に次間（疊敷）と書院（疊敷）があった。書院には床や棚があり、最高の格式であった。書院の右に居間（疊敷）があり、その奥に小座敷（疊敷）があった。

玄関の右には年行司部屋（疊敷）と小使部屋（疊敷）があり、その奥左に溜間（疊敷）、さらにその奥に茶間、溜間の右に台所（疊敷）、その右に土蔵1棟、台所の奥に膳手使部屋（疊敷）、その右に料理人部屋（疊敷）、その奥に坊主部屋（疊敷）、さらに奥に湯殿、その左に納戸（板敷）があった。

長屋は、表門の両側に1・5部屋（疊敷）、本屋の西に3棟1・5部屋（疊敷）があり、廻の両側に1棟3部屋（疊敷）の廻転屋があり、目安方詔所の左に土蔵1棟があり、その左に馬場、小座敷の南に鎮守稻荷の祠があつた（10）。

このように西役所は、立山役所に対して敷地は狭ったが、使者間や対面所間、書院、居間、年行司部屋、目安方詔所、白砂など役所の機能も十分に備えられていて、立山役所と何ら劣るところはなかった。

両役所の機能分担

長崎奉行の在勤が2人の場合は、1人が立山役所、1人が西役所にそれぞれ滞在したが、長崎奉行が2人制になると、立山役所が役所とされ、西役所は予備の役所として通常は空家であった。しかし、文化5年（1808）のフェートン事件のように、港内外で事件が起ると、長崎奉行は西役所に出張、同役所で指揮を取った。ちなみに、長崎奉行松平国書頭が切腹したのは、西役所内の居間の坪庭であった。

新任の長崎奉行の場合、通常、7月に任命されると、直ちに江戸を出発、9月初めに長崎に到着した。通常、日見岬で旅装束を解いた長崎奉行の行列は、螢茶屋からが正式な長崎入であるが、馬町から勝山町と進んだ行列は、立山役所には入らずにそのまま進んで西役所に入った。そのため予め立山役所から西役所の鍵を借りる必要があった。西役所で暫時、休憩した新任の長崎奉行は、再び行列を整えて立山役所に赴き、在勤の長崎奉行と対面、対面が終わると、新任の長崎奉行は西役所にもどり、在勤の長崎奉行との事務の引継が終わるまで西役所に滞在した。事務の引継を終えると（通常9月20日頃）、在勤を終えた長崎奉行は長崎を離れ、江戸に向かって旅立った。その長崎奉行が日見岬に差し掛かったことを確認した新任の長崎奉行は、西役所に鍵を掛け、立山役所に移徒、以後、翌年、他の長崎奉行と交代するまで同役所に滞在、長崎を支配した。

ちなみに長崎奉行は、初めての在勤を初在勤、2回目の在勤を二在勤、3回目の在勤を三在勤と呼んだ。在勤は1年間、在府も1年間であるので、二在勤というと3年間、三在勤というと5年間、長崎奉行を勤めたことになる。

このように通常は立山役所が役所で、西役所は予備の役所であった。これは、港に面し周囲を人家に囲まれ、まさに丸腰状態の西役所に比べて、港から離れ、さらには諏訪の山を背負う形の立山役所が戦略上からも都合が良かったからと思われる。

しかし、幕末になると、嘉永6年（1853）のロシア使節ブーチャンの会見や海軍伝習所の開設、さらには安政の開国によって外国貿易が始まると、俄然、西役所が脚光を浴び、その重要性が日増しに増大して行った。

註

- (1)『長崎市史・通交貿易編西洋諸國部』1967年111頁
- (2)中西啓「長崎削記」『長崎学会叢書9輯』1964年7頁
- (3)『長崎縁起略上評』長崎歴史文化博物館収藏
- (4)結城了悟著『長崎開港とその発展の道』長崎純心大学博物館 2006年2006年
- (5)註3に同

- (6) アレッサンドロ・ヴァリニヤーノ著松田毅一訳「日本巡察記」(『東洋文庫 229』) 平凡社 1995 年
35 頁
- (7) 『續長崎鏡』長崎歴史文化博物館収藏
- (8) 古賀十二郎著『長崎開港史』古賀十二郎翁遺稿刊行会 昭和 32 年 21 頁
- (9) 『御書付之写』長崎歴史文化博物館収藏
- (10) 『諸役場絵図 3』長崎歴史文化博物館収藏

開国から明治維新期の西役所、そして長崎県庁へ

本馬 貞夫

はじめに

長崎貿易が盛んな時期には、長崎奉行三人制・四人制がとられ、長崎には二人の奉行が西役所・立山役所に在任していた。江戸時代の大半は、長崎一人・江戸一人の二人制で、新任（再任）の長崎奉行が西役所に着任し、立山役所にいた奉行が長崎を出た後、立山役所に移動するしくみになっていた。したがって西役所には一月足らずの期間しか居なかつたが、職務の引継ぎが終わつた後は、西役所において「お白洲」その他の業務が行われていた。

1 ブチャーチンの来航

アメリカのペリー艦隊が浦賀に来航した翌月、ロシアのブチャーチン艦隊が長崎に来航した。嘉永六年（1853）七月のことである。以後、和暦の月日で表す。

- 7／18 ロシア艦隊4艘、長崎港に入る（うち1艘は蒸気船）
8／19 ブチャーチン提督以下62人、大波止より上陸し、西役所で書簡を長崎奉行大沢農後守に渡す（書簡は江戸へ急送）
10／23 ロシア艦隊出港・・・クリミア戦争おこる（ロシア対イギリス・フランス）
12／5 ロシア艦隊再来航
12／14 西役所において会談・・・日本側全權：筒井肥前守、川路左衛門尉
長崎奉行：大沢農後守、水野筑後守
これ以後正月にかけて7回（12／18・20・22・24・26・28・1／7）西役所で応接・交渉が行われ、領土問題も話し合われた。
※ 別添資料「魯西亞人上陸繪卷」（料亭花月藏）

2 各国艦隊の入港と条約締結

ロシア艦隊を追うように、嘉永七年（安政元年）閏七月、イギリスのスターリング艦隊が長崎に来航、スターリングは長崎奉行水野筑後守にクリミア戦争のこと、英・露二国との対決状況、自分はロシアより強大な艦隊を率いていることなど説明した。

- 8／13・8／18 西役所において、奉行水野筑後守、目付永井岩之丞が応接
8／23 西役所において日英和親条約締結・・・日米和親条約に続く2番目の条約
・薪水食料の供給、長崎・箱館2港を開く、最惠待遇を認める、治外法権条項も入っていた
安政二年三月にはフランス艦隊が来航。また、再度イギリス艦隊も来航した。一方、ロシア艦隊は安政元年十二月（1855）に下田に入港し、日露と親条約を締結していた。
4／1 西役所において長崎奉行荒尾石見守とスターリング提督会談
4／10 西役所において荒尾石見守、フランス艦隊モンラヴェル司令官と会談
長崎港外の松島に座礁して破損した蒸気船の修理を認める
8／14・8／29・9／1・9／7 いずれも西役所において、両奉行荒尾石見守・川村対馬守、スターリング提督と会談
※ 西役所は外国使節との応接・会談の場所になっていた。上陸地である大波止のすぐ側ということもあるが、当時、出島商館長ドンケル＝クルチウスは、長崎奉行所と諸外国艦隊との間にあって、文書の翻訳

も含めて外交顧問的役割を果たしていたため、出島に近い西役所の方が都合がよかったと思われる。

9／8 西役所において日英追加条約締結

日本側調印（花押）：奉行荒尾石見守・川村対馬守、目付永井岩之丞・浅野一学

9／30 日蘭協約締結（日蘭仮条約） → 長崎海軍伝習所開設ための条件整備

12／23 日蘭条約締結 （オランダ人教官の自由行動）

オランダ領事官 ドンケル＝クルチウス（サイン）

日本側：奉行荒尾石見守・川村対馬守、目付永井岩之丞・浅野一学

安政四年（1857）には、日蘭・日露の追加条約が結ばれた。この条約には、どちらも通商条項が入っており、実質的な通商条約であった。調印場所はわからないが、以上の各条約締結も西役所で行われた可能性が高い。

8／29 日蘭追加条約 オランダ領事官ドンケル＝クルチウス

9／7 日露追加条約 ロシア全権ブチャーチン提督

日本側 奉行水野筑後守・荒尾石見守、目付岩瀬伊賀守

＜西役所版＞

安政二年未か同三年初め、西役所に活字板置立所を置く・・・品川藤兵衛・本木昌造担当

高価な輸入蘭書を印刷して、蘭学修業生のために安価で提供（販売）する。いわば海賊版。

安政三年～四年 西役所で蘭書印刷「歩兵教練並びに演習規則集」・「ゲメンザーメ・レールウェイス」（蘭語による英語入門）

その後、印刷所は江戸町五ヶ所宿老会所内に移され、さらに出島に移転した

3 長崎奉行所と坂本龍馬

坂本龍馬（才谷梅太郎）は、慶応三年（1867）八月から九月にかけてイカルス号事件の証人・参考人として長崎奉行所に出席している。イカルス号事件とは、この年七月六日の夜、丸山寄合町の路上で英軍艦イカルス号の水兵2人が斬殺された事件のこと、奉行所が調べた丸山の宿泊人名簿に、菅野覚兵衛・佐々木栄ら土佐海援隊の士の名があったこと、その夜、出港手続き不備なまま土佐藩船「横笛」で長崎を出航していることから、海援隊に英人殺害の嫌疑がかかるといった。このため海援隊長の龍馬が喚問され、土佐藩重役佐々木三四郎（高行）とともに土佐藩船「夕顔」に乗り、八月十五日長崎に到着した。

『岩崎彌太郎日記（瓊浦日歴）』の八月十八日の記事によれば、「今日四ツ時立山役處へ佐々木・坂本輩一同、横笛船呼返ノ義ニ付、今更呼返ニハ不及様論辯ニ出掛ル答ナリ」とあって、この日龍馬が立山役所に出席したのは確実と思われる。

同様な記事は『佐佐木老侯昔日談』にもあって「十八日に始めて立山役所に於て談判を開く事になった。先方は長崎奉行能勢大隅守・徳永石見守・外国奉行加役平山団書頭・・・」と談判が開始されたことを記す。同書によると、その後も二十一日、二十二日、二十三日と連続して立山役所で談判が行われた。さらに、九月二日「横笛」が薩摩から呼び戻されると、早速「翌三日佐々木（榮）、渡邊、橋本の三人が西役所へ召喚されて取調べを受け、松井周助・才谷梅太郎も證人として出頭し」、統いて六日・七日の談判も西役所で行われた。九月十日にいたり西役所へ佐々木三四郎と坂本龍馬が出頭し、土佐（海援隊）に嫌疑なしということで事件は決着したのである。

一方『岩崎彌太郎日記（瓊浦日歴）』の記事では、七日に「鎮臺」、八日に「西役所」、十日に「鎮臺」とあって、両書を併せると、八月は立山役所、九月は西役所で取調べ・談判が行われたようだ。つまり、両役所の月番制が考えられる。

関連史料を搜すと、長崎奉行所「手頭留」の慶応二年八月に次のような記事があった。

調役江

年番町年寄江

以来東西両御役所おいて月番相立御用向取扱候諸事月番方江可申出候、尤来月者石見守相心得、大隅守非番中者西御役所江出張御用向申談候間可得其意候

右之通申渡候間得其意支配之もの江も可相候

寅八月廿九日

概略は次のとおり。これからは東西両役所で月番制をとるので用向きはその月の月番の役所に申し出るよう、来月（九月）は西役所の徳永石見守が月番で非番（立山役所）の能勢大隅守は西役所に出張して処置にあたる、以上のことを支配の者たちへ伝達せよ。

能勢大隅守と徳永石見守は一年後も長崎奉行を務めていたから、慶応三年八月は立山役所（能勢大隅守）が月番であり、九月は西役所（徳永石見守）が月番になる。とすれば『岩崎彌太郎日記』『佐佐木老侯昔日談』の記事と矛盾せず、とくに一般的には信憑性が疑われる自慢話回顧談の類に属する『佐佐木老侯昔日談』だが、次項で述べる長崎会議所関係史料を使って書かれている部分もあって、骨格部分はある程度信用できるということになる。

4 長崎会議所の設立

慶応三年十月十一日、長崎奉行に任命された河津伊豆守が長崎丸で到着した。当時は浦上四番崩れ進行の時期で、長崎奉行所が浦上キリシタンに拷問を加えたことについて、在長崎領事レックからの報告を受けたフランス公使ロッシュは、幕府に厳しく抗議した。そのため能勢・徳永両奉行が責任を問われて召喚されたようだ。前任二人の奉行が十一月朔日長崎丸で江戸に発ったあと、河津奉行は西役所を本拠とした。

河津伊豆守祐邦は実質最後の長崎奉行である。翌慶応四年（明治元年）正月三日から六日かけて行われた鳥羽伏見の戦いにおいて、薩長を主力とする朝廷軍が旧幕府軍を敗走させたという情報は、まず十日ころに流言飛語のかたちで長崎に届いたらしい。以後、長崎における情勢の推移は次のとおり。

1／12～13 徳川軍敗走の確かな情報が届く

西役所に居た河津伊豆守は長崎退去を決断し、西役所は海岸に近く警備・防衛に不向きであるとして立山役所への移転を布達した。その準備・動きに紛れて長崎を出港しようと計画したようだ。

1／14 西役所備えの武器・道具・書類を車に積み、人夫を使って立山役所に移す

十四日付の文書で長崎支配の後事を福岡・佐賀両藩に託す

松平美濃守（福岡藩主）

松平肥前守（佐賀藩主）

番頭・開役江

当今不容易趣相聞候ニ付一ト先江戸表江支配向召連立候間、右留守中長崎表之儀當分両家御預り所ト相心得、地下取扱方者勿論御成筋并外國商法稅銀取立方之儀

都而取計候様可被致候、尤地役之もの其假相残候間是又申談候様可被致候

辰正月十四日

（慶応四年「文書科事務簿」）

要旨は、重大なことが起ったので奉行所一同ひとまず江戸へ赴く、留守中の長崎支配は福岡・佐賀両藩

にお預けする、諸税・貿易関税の徴収もすべて取り計らってほしい、もっとも地役人は残るので諸事指示してもらいたい、というものである。そして、現在は福岡藩が長崎警備の当番であるので当面福岡藩にお願いしたいと記した。また、別途同日付で外国領事あてにも同様の趣旨の書翰を届けている。

その夜、河津伊豆守一行は外国船に乗船し、江戸へ向かった。このあたり数日間の情況を『佐佐木老侯昔日談』は、持ち去られようとしていた金1万7千余を取り戻したことなど物語調に興味深く展開しているので参照されたい。

1 / 15 西役所に長崎会議所をおく

薩摩の松方助左衛門（正義）、長州の楊井謙蔵、土佐の佐々木三四郎を中心に、広島・大村・宇和島・対馬・金沢・柳川・福井・久留米・熊本・福岡・佐賀・平戸・五島の計16藩の長崎開港ら長崎駐在の者が西役所に長崎会議所をおくことを決定した。従来長崎に藏屋敷を置いていた島原・唐津・小倉が外れているのは、これら3藩が徳川譜代の家柄であったからである。

さらに天朝に対する忠誠を表すために、「誓書」を交わすことになった。署名（花押）した藩は、島原・小倉も加わって18藩になったが、唐津藩は小笠原長行（藩主の世子）が幕府老中であったため排除された。

誓書

誓盟者長大之事件就而万世不易之国論を以て同盟する之後者、旧事を問はず隔意を生

せず互ニ併力補助して此向き如何様之紛擾相起と雖

天朝之御為ニ各鉄石之心を以て盟誓し誠志を頼はずもの也

（署名者）薩摩 野村宗七、長州 楊井謙蔵、土佐 佐々木三四郎、芸州（広島）国枝與助、大村 稲垣治部左衛門、宇和島 木闇斎右衛門、対州 岩崎浪江、加州（金沢）高橋莊兵衛、柳河 山上九左衛門、越前（福井）木内甚兵衛、筑後（久留米）今井新左衛門、肥後（熊本）宮村庄之丞、筑前（福岡）栗田貢、肥州（佐賀）大隈八太郎、平戸 服部源五左衛門、五島 奈留帯刀
鳴原 真田源五右衛門、小倉 黒部彦十郎

誓書署名者の薩摩「野村宗七」と肥州「大隈八太郎」の部分には貼り紙があつて、野村は「汾陽 次郎右衛門」に、大隈は「重松善左衛門」に変更されている。

結局、長崎会議所は二月十四日まで長崎を掌握して、翌十五日長崎に上陸した沢宣嘉長崎裁判所総督（九州鎮撫總督兼外國事務總督）に権力を移譲した。「長崎奉行所関係資料」の重要文化財指定の範囲は原則慶応四年二月十四日までである。

5 長崎裁判所・長崎府庁・広運館・長崎県庁へ

沢宣嘉総督の着任によって、西役所は九州鎮撫長崎總督府（長崎裁判所）となった。以後、西役所跡地の変遷を略年表で表示する。

慶応四年二月 九州鎮撫長崎總督府（長崎裁判所）

五月 長崎裁判所を長崎府に改める（沢宣嘉知府事）

八月 長崎府（序）を、改裝した立山役所跡に移す、西役所跡地は広運館となる広運館は、英語伝習所、^{ヨーロッパ}美術館等を経た高等教育機關。英仏語学・漢学・国学・算学などを教授した。

（九月八日 明治と改元）

[明治二年六月 長崎府を長崎県に改める]

明治四年十一月 広運館は文部省管轄となる

同 五年八月 広運館を第六大学区第一番中学と改称、翌年第五大学区第一番中学となる

同 六年四月 第五大学区第一番中学を広運学校と改称（主として外国語を教授）

六月 立山の県庁舎と（西役所）広運学校を交換、県庁舎新築が決まる

同 七年七月二十八日 新築した県庁舎が開庁

八月二十一日 新築県庁舎が台風のため倒壊

勝山小学校内に仮庁舎を置く

同 九年十二月二十九日 再度新築した県庁舎が開庁

九州各県県庁所在地との比較からみた旧長崎県庁跡地の歴史的位置

柴多 一雄

はじめに

旧長崎県庁跡地は、地域の政治・経済の中心として重要な位置を占めているが、旧長崎県庁跡地が歴史的にどのような位置にあったのか、九州各県の県庁の所在地と比較することによって考えてみたい。

1. 九州各県県庁所在地の変遷

九州各県の県庁は、熊本県のように何度も移転や県庁舎の建て替えを繰り返した県や、宮崎県のように所在地がまったく変わらず、県庁舎の建て替えも 1 度しか経験していない県など、そのあり方はさまざまである。

しかし、1873 年（明治 6）に美々津県と都城県が合併して両者の中间の地点に県庁を置いた宮崎県と幕府領であった長崎を県庁の所在地とした長崎県を除き、九州各県の県庁は、それまでその地域の政治の中心であった藩庁を引き継ぐかたちで設置された関係から、当初は城内やそのすぐ近くに置かれたという共通点を持っている。

このうち、福岡県と熊本県は、早い時期に城外に県庁が移転した。福岡県は 1871 年（明治 4）に福岡城内に県庁が置かれたが、1876 年（明治 9）には歩兵第 14 連隊第 3 大隊が城内に駐留することになったため天神町に移転した。熊本県も 1872 年（明治 5）から 1875 年（明治 8）まで古町村二本松に県庁が置かれて白川県と称した時期を除いて基本的に熊本城内にあったが、1886 年（明治 19）に軍の要請を受けて城外に移転した。

これに対し、佐賀県や大分県は長期間城内に県庁が置かれていた。とくに佐賀県は伊万里県の設置によって 1871 年（明治 4）から翌年にかけて一時県庁が伊万里に移ったが、1876 年（明治 9）に佐賀県が廃止されるまで佐賀城内本丸に置かれていた。1883 年（明治 16）に佐賀県が再び設置されると、1887 年（明治 20）に県庁舎は佐賀城内三の丸に移転し、1950 年（昭和 25）同地に県庁舎を新築して現在に至っている。大分県は大分県設置後府内城周辺を転々としたが、1872 年（明治 5）に府内城内に移り、以後 1962 年（昭和 37）に大手町に移転するまで府内城内にあった。

鹿児島県は、鹿児島城にもっとも近い上級武士の居住区域であった山下町に長く県庁が置かれ、1997 年（平成 9）に鴨池新町へ移転した。

このように、九州各県の県庁は、宮崎県と長崎県を除いて当初はその地域の政治の中心であった城内やそのすぐ近くに置かれており、県庁はそれぞれその地域にとって歴史的にも重要な場所にあったことがわかる。

2. 旧長崎県庁跡地の歴史的位置

長崎県は、城下町ではないがこの地域の政治の中心であった長崎奉行所に県庁が置かれたということでは、宮崎県以外の九州の各県と共通している。しかし、長崎県の場合は、単にこの地域の政治の中心というにとどまらず、九州全体、さらには海外とも密接な関係を有していた場所に県庁が置かれたという点で大きな違いがある。

旧長崎県庁跡地は、戦国大名大村純忠が 1571 年（元亀 2）にはじめて建設した 6 町のうちにあり、同年イエズス会によってサン・パウロ教会（岬の教会）が築かれた。

1663 年（寛文 3）からは長崎奉行所が置かれ、1673 年（延宝元）に立山役所ができてからは長崎奉行所西役所と称されたが、長崎奉行は幕府領長崎の最高責任者として、直轄都市長崎の行政・司法を担当しただけでなく、幕府の九州における内政・外交上の出先機関として、九州諸大名の取締や長崎貿易の統制、外国との外交交渉をも担当していた。

1868 年（慶応 4）正月に長崎奉行が長崎を脱出すると、長崎奉行西役所は在崎諸藩間役と地役人による自

治的警備機関である長崎會議所となつたが、同月、新政府は沢宣嘉を九州鎮撫使兼外國事務總督に任命して、九州の旧幕領支配と九州諸藩の統括および外國との外交交渉を担当させ、2月には長崎の民政と治安行政を担当する長崎裁判所總督の兼任を命じて、長崎會議所は長崎裁判所と改められた。

長崎裁判所はその後、長崎府と改称され、場所も一時立山役所跡に移ったが、1869年（明治2）に長崎府は長崎県と改称され、1874年（明治7）西役所跡に県庁舎が新築移転した。以後、県庁は原爆によって焼失し一時その機能が他の場所に移されたことでもあったが、一貫してこの地に置かれてきた。

このように、旧長崎県庁跡地は、単に一地域の政治の中心であったというだけでなく、九州全体の歴史や海外交渉の歴史とも深い関わりをもっており、九州の県庁の所在地のなかでも歴史的にきわめて重要な地であったということができるのである。

3. 江戸時代の対外交渉と長崎

長崎は1571年（元亀2）大村純忠がポルトガルとの貿易を行うために建設した町である。大村純忠はその後、長崎をイエズス会に寄進したが、1587年（天正15）に九州を平定した豊臣秀吉は、翌年長崎を直轄地とし、秀吉の跡を継いだ徳川家康も直轄地として長崎奉行にその支配を行わせた。

第2代將軍徳川秀忠は、キリスト教の取締を強化し、1616年（元和2）には中国船以外の外国船の入港を平戸と長崎に限定し、1624年（寛永元）にはスペイン船の来航を禁止した。

第3代將軍徳川家光は、キリスト教の取締をさらに徹底するため、1633年（寛永10）以降いわゆる鎖国令を発し、日本人の海外渡航を禁止するとともに、1636年（寛永13）にはポルトガル人の隔離を目的として出島を建設した。天草・島原の乱後の1639年（寛永16）にはポルトガル船の来航を禁止し、1641年（寛永18）には平戸にあったオランダ商館の出島への移転を命じた。また、長崎港の警備を福岡藩に命じ、翌年には佐賀藩に警備を命じて、以後両藩が隔年で警備を担当することになった。

このようにして、江戸幕府の朝鮮と琉球を除く外国との交渉は、長崎において長崎奉行の担当によって行われることになり、1804年（文化元）に通商交渉のため來日したロシア使節レザノフをはじめ外國使節との交渉は長崎で行われ、日本への漂流民の送還も対馬を除いて長崎を経由して行われた。

1853年（嘉永6）のペリーの来航はこうした幕府の外交政策に大きな変更を迫り、アメリカ大統領の親書は久里浜（現横須賀市）で受け取られ、翌年の日米和親条約も神奈川（現横浜市）で締結された。1858年（安政5）日米修好通商条約が結ばれ、翌年、函館・横浜・長崎が開港し、横浜と長崎に居留地が建設された。これによって貿易の中心は長崎から横浜に移り、外交交渉も直接江戸で行われるようになり、長崎の外國との交渉の唯一窓口としての役割は終わることになった。

【参考】

九州各県県庁舎の変遷

○長崎県

慶応4年1月 長崎奉行所西役所を長崎會議所と改める

慶応4年2月 外浦町（現江戸町）に長崎裁判所設置

慶応4年5月 長崎裁判所を長崎府と改称。九州鎮撫總督府廢止

慶応4年8月 長崎府を立山役所跡に移転

明治2年 長崎府を長崎県と改称

明治7年 外浦町西役所跡に県庁舎新築

明治7年 暴風雨のため県庁舎倒壊。勝山小学校の一部に仮庁舎を設置

明治9年 西役所跡に県庁舎新築

明治44年 同所に県庁舎新築

- 昭和 20 年 原爆により焼失。県立高等女学校と勝山国民学校等に仮事務所設置
 昭和 22 年 立山町に仮庁舎建設
 昭和 23 年 外浦町の県議事院跡に仮庁舎建設
 昭和 28 年 外浦町に県庁舎竣工
 平成 30 年 1 月 尾上町に新築移転（現在に至る）

○福岡県

- 明治 4 年 7 月 福岡県成立。旧福岡城下下名島町会所（旧藩庁）を県庁とする
 明治 4 年 9 月 福岡城内に移転
 明治 9 年 旧福岡城下天神町に移転
 大正 4 年 同所に県庁舎新築
 昭和 56 年 博多区東公園に新築移転（現在に至る）

○佐賀県

- 明治 4 年 7 月 佐賀県成立。佐賀城内の旧藩庁を県庁とする
 明治 4 年 9 月 伊万里県成立。伊万里円通寺に県庁移転
 明治 5 年 伊万里県を佐賀県と改称する。佐賀城内に県庁移転
 明治 9 年 佐賀県廃止
 明治 16 年 佐賀県再設置。旧佐賀城下北堀端変則中学校校舎を県庁とする
 明治 20 年 佐賀城内に新築移転
 昭和 24 年 火災により焼失
 昭和 25 年 同所に県庁舎新築（現在に至る）

○熊本県

- 明治 4 年 7 月 熊本県設置。花畠邸（旧藩庁）を県庁とする
 明治 4 年 10 月 熊本城二の丸有吉邸に移転
 明治 5 年 鮎田郡古町村二本松に移転。熊本県を白川県と改称する
 明治 8 年 熊本城内古城に移転
 明治 9 年 白川県を熊本県と改称する
 明治 19 年 熊本区南千反畠町に新築
 昭和 20 年 空襲により焼失
 昭和 25 年 熊本市行幸町に新築移転
 昭和 42 年 熊本市水前寺 6 丁目に新築移転（現在に至る）

○大分県

- 明治 4 年 7 月 废藩置県。府内県成立
 明治 4 年 11 月 大分県成立
 明治 5 年 1 月 府内城下南勢家町の酢屋幸松平十郎宅を仮県庁とする
 明治 5 年 3 月 城北字中島の藩校遊焉館に移転
 明治 5 年 府内城内に移転
 大正 10 年 同所に県庁舎新築
 昭和 37 年 大手町に新築移転（現在に至る）

○宮崎県

- 明治 6 年 宮崎県設置。宮崎郡上別府村松山に県庁を置く
明治 7 年 県庁舎新築
明治 9 年 鹿児島県に合併（宮崎県廃止）。県庁は宮崎支庁となる
明治 16 年 宮崎県再設置。宮崎支庁を県庁とする
昭和 7 年 同所に県庁舎新築（現在に至る）

○鹿児島県

- 明治 4 年 8 月 知政所（藩庁）を鹿児島県庁と改称する
明治 4 年 10 月 客屋に移転
明治 5 年 旧軍務所跡に移転
大正 14 年 山下町に新築移転
平成 9 年 鴨池新町に新築移転（現在に至る）

報告書抄録

ふりがな	ながさきにしやくしょあと
書名	長崎西役所跡
副書名	令和元年度・2年度範囲内容調査報告書
卷次	
シリーズ名	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書
シリーズ番号名	第42集
編著者名	濱村 一成
編集機関	長崎県埋蔵文化財センター
所在地	〒811-5322 長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触 515 番地1 電話 0920(45)4080
発行年月日	西暦 2022年2月28日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ○°'\"/>	東経 ○°'\"/>	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
長崎西役所跡	長崎県長崎市 江戸町2-13	42201	017	32° 75' 50"	129° 87' 41"	範囲確認調査 2019.10.16～ 2020.1.15 内容確認調査 (南側) 2020.5.19～ 2020.10.20 内容確認調査 (西側) 2020.11.5～ 2021.2.26	1,016 m ² 1,296 m ² 1,392 m ²	県庁舎跡 地活用

収録遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
長崎西役所跡	その他の遺跡 (役所跡)	近世 近代 現代	井戸 土坑 石垣 建物跡 石垣 建物跡 石垣	近世陶磁器 近現代陶磁器 瓦 金属製品	

長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第42集

長崎西役所跡

令和4(2022)年2月28日

発行 長崎県教育委員会
長崎市尾上町3番1号

印刷 株式会社 昭和堂

